

久保田藩

一 敵勢手強く、勝算の目途無之節は、其時に當り、總督府へ申出候はゞ、應援兵、可被指出事。

一 敵開城降伏候はゞ、速に城を請取、兵隊繰込み相守、總督府の巡見可相待事。

一 敵勢降伏の上は、猥に分取、或は疎暴ケ間敷義不可致事。
右の件々違背の者於有之は、長官のもの可爲越度事。

辰四月七日

秋田藩出陣

此に於て秋田藩は、四月十六日庄内征討一番手六百餘人、澁江内膳引率して、大澤口に向け進發し、爾後四月中、順次に諸口に出兵した。此の如くして奥羽鎮撫總督は、一時に會津、庄内双方に向け、討伐の兵を差向くることとなつた。

【四一】 澤副總督大山參謀一行出發

新庄藩に庄内征討命令

天童藩重臣吉田大八は、寧ろ庄内藩の爲めに、其の反心なきを、奥羽鎮撫總督參謀に向つて辯疏した。然も大山、世良兩參謀等は、固より庄内の態度を疑ひ、其の形跡の掩ふ可からざるものあるを見て、斷然討伐を決し、四月十四日奥羽鎮撫副總督澤爲量參謀大山格之助一行は、薩長二藩の兵を従へ、岩沼を出發した。此れより先四月九日、澤副總督庄内方面へ發向の事を發表し、十一日天童藩に達するに、天童を以て其の本營地となすべきを以てし、同日新庄藩に、庄内征討を命じ、其の準備を爲さしめた。

副總督岩沼發進軍

斯くて十四日には、澤副總督は、大山參謀と共に、岩沼に於て、九條總督と分れ、薩長の兵を隨へ出發した。薩兵は和田五左衛門之を率ゐ、長兵は桂太郎之を率ゐた。而して仙臺藩の富田小五郎、今田虎太郎の二小隊は、之を警衛した。一行は道を笹谷峠に取り、十五日笹谷驛より、薩藩長尾清右衛門、長藩山本登雲助を秋田

天童に入

に遣はし、嚴に其の出兵を促がし、且つ留つて秋田地方諸兵の軍監たらしめた。翌十六日山形藩老臣水野三郎右衛門、天童藩家老格吉田大八等兵を率ゐて、笹谷口に迎へ、先導となりて新山に到つた。(新山村は、現時山形縣南村山郡東澤村。)同夜澤副總督一行、同村に泊した。十七日午前水野眞次郎城下山形に入り、山形老臣出で、旅館に候し、午後上の山に向ふた。山形一小隊、上の山一小隊、及び天童等の兵之に従ふた。同日上の山に次し、藩主藤井伊豆守來り謁した。十八日郊外采女ヶ原に、上の山、山形、及び薩長兵の練を見、(防長回天史には十九日となす。)副總督は慰勞の爲め、酒肴を四藩兵に賜ふた。十九日一行上の山。(防長回天史には廿日となす。)を出發し、山形を經、薄暮天童に著し、澤副總督、大山參謀等は、五日町。(竹屋金子伊助方)に宿し、之を本陣となした。(防長回天史には廿日となす。)澤副總督は、行々令を沿道の諸藩に下し、庄内征討の爲めに出兵せしめ、之を新庄に集中せしめた。又た新庄藩に命じ、副總督の命令書を松山藩に傳へ、藩主若しくは重臣をして、直に天童の本陣に至らしめんとしたが、使者は清川關門に

諸藩兵を
新庄に集
む

新庄に總
督府を開

至り、守兵に拒まれて、空しく歸つた。

二十日大山參謀は、吉田大八と共に、最上川渡船場より、寒河江邊を巡視し、薩藩の篠崎東次郎は、吉田の部下高橋傳兵衛を從へ、共に商人姿に扮し、篠崎は高橋の手代と稱し、庄内に入り、詳かに地理を調査し、地圖を製し、之を紙捻又は繩と爲し携へ歸つた。二十一日澤副總督一行は、胥ひ議して曰く、天童は地狭く、城小にして、險要の地では無い。督府本營として命を諸藩に傳ふるには不便である。之に比すれば、最上郡新庄は、地形や、便、之に據るに若かずと、斯くて二十二日副總督一行は、愈よ天童より新庄へ移轉するに決し出發した。吉田大八は、神谷溫作、安東功等の十三名の壯丁を率ゐ、其の先導をなし、山形藩老臣水野三郎右衛門は、馬廻一個小隊、御先手二個小隊、大砲二門、砲若干をもて、之に従ひ、殿衛の任に當り、尾花澤に到りて宿營し、二十三日新庄に著した。新庄藩主戸澤中務大輔正實は、一行を歓迎した。而して澤副總督、大山參謀等は、新庄南本町に宿し、茲に總督府を開き、使節を羽州各藩に遣はし、庄内征討軍の出發を促した。

各藩に出
兵催促

今日當地(新庄)着陣之處、追々間諜等立歸り、酒井左衛門尉儀、彌反逆防戦之色、顯然に付、諸軍未揃兼候得共、手勢を以、速に討入度覺悟候、各奮勵遂成功候様、頼存候也。

此れは薩、長兩藩兵に向け、清川關を攻撃せんが爲めに、副總督より下したる軍令である。

第九章 庄内兵の善戦

【四二】 清川口の苦戦

官軍失策

要するに澤副總督、大山參謀等が、庄内討伐の爲めに、官軍の勢を分割したるは、決して策の得たるものではなかつた。別言すれば、多少の物論はありとするも、若干の疑ふ可き形跡は掩ふ可からずとするも、會津の大敵を控へたるに際し、他方に庄内を敵とするは、本來孤弱の官軍として、斷じて行ふ可きものではなかつた。果然彼等は庄内兵と接觸即下、その手を焼いた。

清川口討入

扱も四月廿三日澤副總督一行の新庄に著するや、大山參謀は、直ちに其の附隨したる薩、長の兵をもて、清川口に討入を命じた。

清川の戦

四月二十三日午後十時、薩、長兵二個中隊は、新庄藩の一箇小隊と共に、新庄を出發し、最上郡本合海宇八向渡に到りて上船し、最上川を渡り、清川の西北方狩川

附近の河岸に上陸し、火を清川に縦ち、御殿林に在る敵を襲撃せんと企てた。然るに同夜は西風俄に起り、舟行困難を極め、舟の漸く古口に著せる頃は、東方將に白からんとした。斯くて古口、村土湯邊に上陸し、板敷越の嶮を攀ぢ上り、立谷澤の東に達したるところ、砲壘二個所あり、その番兵を打拂ひ、腹巻岩に至れば、天全く明けた。清川驛は眼下に展開せられ、直ちに打入らんとしたが、立谷澤川の急流は、雪解に水嵩増して容易に渡ることが出来ない。彼是する中に、前きに打拂はれたる番兵は、立谷澤川の上流を渡りて、清川に入り、守將庄内家老松平甚三郎に報告した。仍りて彼は自から士卒を指揮して防戦した。薩長兵は立谷澤川を渡る能はず、川向より清川驛へ小銃を亂射した。庄内兵は清川の東なる御殿林の森林に入りて、薩長兵を射撃し、其勢猛烈なるを以て、長藩隊長桂太郎は、分隊を率ゐ、立谷澤川の上流を渡り、御殿林の上なる山に上りて、射撃したるも、庄内兵屈せず、戦を續けて正午に至る。此時庄内の援兵來り加はりしのみか、農兵數百、薩長兵の背後に至り、関を揚げたから、薩長兵は遂ひに其の目的を達

官軍退却

せず引き揚げた。

桂太郎傳の記事

此の戦鬪は、官軍に取りては、決して有利では無かつた。桂太郎傳によれば、左の如し。

庄内兵配

此時に當り、庄内兵の主將、松平甚三郎、兵二百を率ゐ、四月十九日鶴岡を發して清川に到り、物頭朝比奈長十郎は、腹巻山に、物頭平林甚五兵衛は、腹巻山麓の河岸に、物頭野村緘部は、御殿林に、物頭田中彌太郎は、御殿林の東方に、物頭服部正藏は、對岸なる八森山に陣し、御殿林の前方なる立谷澤川附近には、大砲三門を布き、犬塚泉士之を指揮し、組持番頭水野彌兵衛、寄合組番頭加藤元右衛門等、本隊を率ゐて、官軍の來襲に備へた。

此の如く守備嚴重であつた。

庄内兵應戰

而も彼等は皆以爲らく、官軍は未だ容易に來襲せざるべしと、之が守備を怠り、廿三日には大弓射的場開場式舉行の祝宴を催し、夜を徹せり。然るに翌廿四日拂曉俄に官軍來襲の報に接せしかば、大に驚き、倉皇戰備を整へんとせ

しに、砲聲殷々として、天地に響き、四邊の寂寞を破れり。庄内兵の諸隊は、急に非常召集を行ひ、立谷澤川の河岸に到り、豫定の部署に就き、主力は御殿林及び其の東方北楯堰に至る道路の西側凹地に伏して應戦し、御殿林前方に布ける放列も、砲火を開き、戦機彌々熟し來れり。

庄内兵は、奥羽の中に於て、善戦の一であつた。

桂の善戦

是に於て腹巻山上の官軍は、敵線に向て銃火を交へ、南方裏山に到りし長兵之を挾撃せしかば、正午前後には、戦鬪激烈を極め、彼我の銃聲山谷を震動し、勝敗未だ決せざりき。

此時公(桂太郎)は、進撃の命令を下せしかば、官軍の士氣益々振ひ、山を下り、立谷澤川の河原に前進し、多大の損害を敵に與へたり。東軍其の久しく支ふ可らざるを見て、退却準備の命令を下せり。然るに敵將酒井敬治、狩川の農兵若干を率ゐて來援するに會せしかば、御殿林附近の諸隊は、退却を中止し、殊に朝比奈平林二隊の如きは、急に裏山に登り、援兵と合して力戦するに至れり。

庄内援兵

而も此の合戦の報、鶴岡に達するや、家老石原平右衛門及び酒井吉之丞等、諸隊を率ゐ、此の日午後鶴岡を發し、又松山藩の兵も、應援として來り、放列を八聖山に布けり。故に敵の勢力益々加はり、官軍は愈々苦戦に陥りたり。斯る次第にて、官軍はその目的を達せず、兵を聚めて退却し、二十五日薄暮新庄に還つた。

【四三】 庄内兵天童を陥る

庄内兵の進出

清川口の一戦は、恐らくは庄内に向つて、少からざる自信を興へたものと察せらる。爾後庄内藩は其の四境の守備を嚴にするばかりでなく、自から進んで攻勢を取り、天童を襲撃した。乃ち四月廿五日酒井兵部は諸隊を率ゐ、大網口より村山郡に進出し、寒河江、柴橋、白岩、慈恩寺等の諸村に分屯して、攻勢を示し、廿

六日松山兵は新庄領の柏谷澤を焼き、尋で庄内兵は、谷地村代官陣屋を焼き、白岩に進み、兵力を最上川河岸に集中した。

官軍配置

副總督府は、庄内兵侵入の報に接し、薩將篠崎東次郎、長將内田謙三郎を軍事參謀兼軍監として、天童の吉田大八と謀り、山形兵をして、達磨寺村に屯し、落合を固め、佐倉兵と共に、其の警備に任せしめ、館林兵をして、藏増口に、土浦、福山の兵をして、野田口に、天童兵をして、田井、溝延、仁田口の守備に任せしめ、吉田大八は、窪野目口に在りて之を督した。仙臺戊辰史は曰く、

天童防備

庄内は益々兵備に嚴にしけるが、天童藩吉田大八が、薩、長兵を先導して、庄内征討を促すと聞き、大に怒り、先づ天童を屠るに決す。天童亦警戒し、老幼婦女を立退かしめたり。四月廿六日庄内兵最上川向に至る。天童の重野謙次郎、前澤内藏、佐々木覺兵衛等奔走周旋せしも、最上川の水増して、渡船を發するを得ず。副總督府よりは吉田大八、及副督府軍事參謀兼軍監篠崎東次郎(薩)、内田謙三郎(長)等出張、山形藩、佐倉藩、館林藩、土浦藩、福山藩兵をも天童兵に併せ

天童陥落

て、諸方に配備し、副督府は進みて庄内を討掃ふべしとの命を發し、天童若老(若年寄)長井廣記等は奮進川を渡り、勝敗を賭して戦はんと主張しけれども、家老高澤茂左衛門、及び吉田大八等は之を非とし、仙臺、米澤及び南部の援兵、並に久留米、小倉、薩州の兵の來るを待ち居りしが、閏四月三日の夜、庄内の酒井兵部は、攻入りの部署を定め、四日昧爽最上川の上流を渡り、山形勢の陣所たる達磨寺、落合を攻む。守將水野三郎右衛門の隊は、狼狽して潰走し、小隊長大久保傳平戦死す。兵部は勢ひに乗じて急馳直ちに天童城を襲ひしかば、老公織田信學は、從臣其他を隨へて逃走す。家老高澤茂左衛門も、亦後れて追附き、仙臺に向つて落延ひしが故に、庄内兵亂入して城に火を放てり。

此の如くして、天童城は空しく陥落した。

斯る所へ吉田大八手勢を提げて駆け附きしも、已に遅し、切齒して庄内軍の中へ斬入らんとせしに、槍術の達人として、大八に侍し居りし安東功なるもの之を諫め、馬の轡に縋りて放さず。大八亦今は重臣たるもの、空しく死す

敗を總督府に報ず

べき時にあらざるを悟り、一鞭奔馳、圍みを衝て出で、山中に隠れ、安東功をして賤民に變裝せしめ、新庄に行て、之を副總督に報告せしめたるが故に、副督府は、金五十兩を與へ、大八を迎へ來らしめ、閏四月八日、薩、長、山形、新庄の兵を發して、天童を襲はしむ。

庄内兵引上

然るに酒井兵部は、天童を攻落して大勝利を得たるも、民情不明の地に久しく留まるの不利を察し、兵を纏めて國境へ引揚ぐるに決し、最上川を越えし時、西軍尾撃し來れり。西軍は十日に最上川を渡り、十一日入間村に庄内勢と戦ひて利あらず、將さに退かんとするや、庄内兵は之を逆撃して苦しめたるも、長州兵の左澤より來るに會して、兵を收めしが、西軍は援兵を得て、十二日更に本導寺に進みしに、庄内軍は、已に六十里越を過ぎて、國に入りたるを以て、湯殿山別當本導寺を焼拂ひ、十三日に至り、之も引揚げたり。

以上の如く、庄内兵は善戦して官軍を苦め、今は交綏の情態となり、双方相ひ對峙する姿となつた。

【四四】 庄内藩の態度 (一)

庄内の精勁

庄内藩は奥羽諸藩中に於て、會津に次で、其色鮮明、其兵精勁であつた。固より當初から兵力をもて、新政府に反抗す可き意志は無かつたにもせよ、薩、長に對しては、當初から釋然たらざるものがあつた。『戊辰庄内戦争録』に曰く、

庄内藩中一般意見

慶應四年二月京師より關東の諸侯え左の御布達到來す。
就德川慶喜叛逆爲追討近日官軍自東海、東山、北陸、可令進發、奥羽諸藩宜知尊王之大義、相共謀援六師征討之勢云々。

藩邸(江戸)にて家老を始め、重立たる人々協議を盡さるゝに、是全く薩、長諸輩の輩、幕府を誣ひ、聖明を蔽ひ、公武の隙を構し、己れ權勢を擅にせんとするに疑ひなし。

此が庄内藩一般の意見であつた。

江戸引上

且又御家(酒井家)に於ては、累代の御主家(徳川家)に向はせられ、炮刃を接し奉

らんこと尤難んずべきの至也。早く使者を京師に指出し、六師應援の儀、御免を被り、時宜により、將軍家の御宛枉をも哀訴し奉るべしとて、石井與惣、土屋新三郎兩人を御差登せ（京都へ）、一と先づ御歸國有て、京師の御左右を待奉るは、御恭順の儀にも叶はせらる可しと、同月廿日江戸を御發途あり、見苦しからぬ様に、御邸を引拂ふべしとて、御人數を整列し、一番隊より順次に相進み、上野に到り、暗に將軍家え御暇乞仕らんと、君公御始め諸隊一同、黒門前に跪まづき、拜辭して去る。一行皆凄然落涙する者あり。

以上は如何にも庄内藩の態度を、有りの儘に描き出したるもの。

藩主仙臺訪問

君公松平權十郎及侍臣數人を召具し玉ひ、桑折驛より路を轉じ玉ひ、仙臺に赴かせられ、藩主え御面會の上、今度朝廷より六師應援の儀、御沙汰に候得共、當家に於ては、御受致すべき様も無之、且又將軍家宛枉を被らせられしことも、實に難忍儀に付、併せて哀訴仕度、就ては御幾重にも大藩の御庇蔭を仰度旨、懇に御依頼成されしより、藩主も御情實を洞察致され、速に了承せられ、家

仙臺との氣脈

老但木土佐、石母田但馬等に命じ、御供の人々迄、厚く饗應せられ、國境迄御送の人數差遣はさる。三月九日庄内に御著城也。
此れは既記の通りだ（參照一六）。此の如くして庄内藩と仙臺藩とは、奥羽の一般聯合成らざる以前に、既に兩藩だけの聲息、氣脈は相ひ通ずることとなつた。これが仙臺藩が一方では官軍として庄内討伐軍に参加しつつも、後に廻りて、庄内藩の爲めに、其力を效したる所以であらう。

京都遊使引返し

然るを京都え、御差登せの兩使石井、土屋、東海道三州吉田驛にて、有栖川總督宮御下向に行逢奉り、林玖十郎を以て、御尋問に付、御即位慶賀、且又嘆願の爲罷登たる旨申上たる所、御諭には、累代の主家に敵對致し候儀、如何にも難忍は尤に候得共、慶喜こと御宥免難、被成筋合を以て、既に御追討被仰出候事に付、歎願の儀は、今更御取揚には難相成、且つ庄内のことは、別に御不審の廉も是れ無く候得共、道路之風説も有之、使者の上京は指留候。九條殿は奥羽鎮撫使として御下向相成候間、尙委曲歎願可仕旨を以て、被仰渡、罷歸る。

此れも事實だ。庄内藩は當初より積極的に官軍に抗せんとするではなかつた。但だ自からそれに参加せず。更らに徳川氏の爲めに冤枉を訴へんとしたまてのことだ。

總督府への嘆願使亦引還

依之田邊儀兵衛、和田助彌、石井與惣をして、九條殿え更に御歎願可被成旨を以て、仙臺え差遣はさる。然る所仙臺藩に於ては、御藩の村山郡御預地の儀に付、鎮撫總督府にて種々議論有之場合なれば、今卒然御歎訴相成候共、御取受も有之間敷、弊藩時機を見て、乍不及御周旋可仕候に付、暫御指控可然旨、申聞くるに由て、空敷歸國す。

此の如く仙臺藩は、宛も庄内藩の介添人の如く、九條總督等の官軍と、庄内藩の中間に立ちて、それぞれ盡力するところあつた。

【四五】 庄内藩の態度 (二)

一藩割據の志

庄内藩は先づ一藩割據の志を決し、四境を守りて、其の兵備を嚴にし、徐ろに形勢の推移を眺めてゐた。

四月十五日大阪藏屋敷詰、加藤文内、左の御達書を携て歸國す。

酒井忠篤御用有之、被爲召候所、未だ登京不致、如何之儀に付、迅速上京可致云々。

我藩(庄内藩)元より朝廷に對し奉り、不逞の御咎を受玉ふ可き様も無ければ、御用之儀は如何様の儀か、計り難けれども、御上京可被成とて、夫々御始末あり、上下皆悦び合ひ。

是れは果して然る乎、否乎、仔細に考慮す可き必要がある。

然るに是より先き、三月初旬、過般幕府より御預け相成たる村山郡の地、御受取として、郡代高橋省助、郡奉行大島久彌等を差出さるゝ所、一二近隣の藩々

隣藩好人總督府に人告訴

讒奸の徒有、我藩窃かに幕府を恢復するの計策有、預地の受取を名として、村山、最上の地を恣に占領せんと欲するの旨を以て、奥羽鎮撫總督府へ告訴せしより、近藩に命ぜられ、庄内を征討せんと軍勢を出し、我が封境に迫るの風説益々盛んなれば、如何なる事變も計り難しとて、四月十九日清川口及大綱口、吹浦口え、國境警衛として御人數を出さる。

所謂讒奸

一二近隣の藩々とあるは、天童藩其他を斥すものであらう。まさか庄内が幕府恢復の運動をなすとは云はざりしも、彼等は庄内藩が幕領を侵蝕しつゝある行動を、傍觀す可きものならずとし、之を九條總督一行に報告したまでだ。幕府領は朝廷がその儘引き繼がれたから、即ち朝廷の領である。それを占領するは、固より不法の事である。但だ庄内藩の申譯は、それが既に幕府より預け地となつたと云ふことであるが、假令それが事實とするも、それは徳川將軍政權返上以後の事なれば、一般に通用す可き筋合ではあるまい。

官軍無斷打入

清川口は、松平甚三郎、大綱口は酒井兵部吹浦口は石原倉右衛門也、同廿四日

固より應戰覺悟

平明鎮撫使護衛、薩長の隊、近藩の兵を率て、一應の應接もなく、清川口え打入發砲す。戦争數時間にして打攘ふと雖も、事忽卒に起りし故、味方死傷多し。此れは既記の通りだ(參照四二)。庄内藩では一應の應接なく、直ちに開戰發砲し、ことを咎めてゐる。然も官軍側では其の岩沼より澤副總督、大山參謀等が、薩長、筑三藩の兵を率ゐて、進軍した際から、庄内藩を朝敵と見做し、來りたるものなれば、固より應接などする必要を認めなかつたであらう。而して庄内藩も當初から、抗戰の覺悟でゐたことも、亦た勿論であつた。

幕中硬論者

此頃侯野市郎右衛門等、竊かに幕府を恢復するの意を抱き、少壯輩を煽動し、學校に會し、我藩既に嫌疑の地に居る、首鼠兩端を持せんより、寧ろ意を決して、縞素義旗を擧げ、先づ最上の地を略定し、沿道の諸侯を奨勵し、大兵を擁し、江戸城を克復して、薩長と雌雄を決するに如すと議す。追々其論に雷同する者有、藩廳にて之を開き、御主意に背戾せる旨を以て、夫々説諭を加えられし。惟ふに此の論は、やがて奥羽全州を風靡するものとなつた。豈に獨り庄内藩の

天童略取の辨

みならん哉だ。

同廿五日村山郡御預地警衛且清川口應援として、酒井兵部をして、諸隊を率て、大網口より進ましむ。同廿七日御上京御先詰として、石井與惣、中世古才藏を、北陸道より差登せらる。同廿八日酒井吉之丞、諸隊を引て、寒河江方面に出で、兵部の軍を援く。閏四月二日、天童、山形等の諸藩兵進で戦を挑む。翌三日兵部止むを得ず、天童進撃の令を發す。同四日諸隊最上川を渡りて炮撃し、火を放て、天童城に入る。城兵散々に成て遁走す。此由鶴ヶ岡に報ぜしかば、君公大に驚き玉ひ、速に侍臣を被遣、始め人數を出せしは、寒河江、柴橋等を警衛するが爲也。隣藩を侵し、地を略するを計るに非ず、速に退て、境を守るべし。若し違背者あらば、直に御暇可被遣、旨命せられしが、諸隊遂に引揚たり。

此れは庄内藩側の申譯である。然も天童を陥れたるは、少くとも庄内藩が報復手段として、積極的に進撃したるものであつた。既に寒河江、柴橋を占領せしむれば、官軍より見れば、天童進入と實は五十歩百歩のみ、尙ほ防長回天史に曰く、

庄内兵退却は仙臺藩の勸め

世良の密書と稱するものに依るに、仙臺坂本大炊は、世良に庄内兵の退却を兵力不足の爲めと思ふは誤れり。實は仙臺より使者を遣りて退却せしめたりと見ゆ。當時白石に於て、仙、米等は庄内事件を、會津事件と併せて、奥羽反抗の一大問題とせんと密計中なれば、庄内が現に官軍を進撃しては、都合惡き爲め、此事ありしならん。と、是亦一説として存し置く。

【四六】 庄内藩の態度 (三)

世良大山私怨に憤

戊辰庄内戦争録は、更らに語りて曰く、夫れ聖明に代り、奥羽を鎮撫し玉ふ總督府の、縦令御不審有之にもせよ、一應の御糺明もなく、斯る次第に至れるは、全く參謀世良、大山等私怨の致す所に

して、討べき辭なきが爲なるべし。爰に至て鬪藩憤怒、縱令一度陰雲白日を蔽ひ、罪なき我藩を討るゝも、元より異心無之上は、何れの日か、皇天の威なかるべき。一番同心協力、精誠を盡さんには、何ぞ曲直を判明するの日無からんと。上下人心の固結せるは、此戦端を基礎とも云ふ可きか。

庄内藩の邪推

此れが庄内藩側の申分であり、且つ恐らくは當時は全く此通りに思ひ込んだるものであらう。されど理窟は双方にある。官軍側では叛跡既に分明なれば、此上は糺明の必要なしとし、庄内側では縱令官軍に斯く認む可き事實ありたりとするも、順序として、それ丈の手續は盡す可き筈だと、且つ此事を以て、全く兩參謀の私怨と稱するは、誤解にあらざれば、邪推である。彼等に何の私怨のある可き筈は無い。

健氣の決心

要するに官軍側では、庄内藩を京都出發當初から徳川方と斷定してゐた。故に庄内藩として、最も謹慎を事とするも、尙ほ其の嫌疑を釋くは容易ではなかつた。然るに自から積極的に、假令預地と稱するにせよ、封境外の地を占領し、貢米

を取得するが如きは、決して穩當と云ふ可きではあるまい。但だ此れは事後の論にして、當時の庄内藩は、朝廷に對しては、固より恭順を事とするつもりであつたにせよ、薩長が朝廷を笠に被て、其の暴威を逞しうするに對しては、一藩焦士となるも、尙ほ辭せざる決心をしたるものにして、その時勢を見るの見識には、缺くる所あつたにせよ、其の決心は健氣の至りにして、奥羽諸藩の爲めに氣を吐きたるものと云はねばならぬ。

米澤への通告

同(閏四月)十一日、白井吉郎、辻庄一郎を、越後路より米澤へ被遣、御上京御催促に付、夫々準備中の所、清川口より俄かに襲來せらるゝこと、及天童藩より人數を出し、頻りに戦を挑むが爲に、出先の隊長、一己の計ひを以て、天童藩へ進撃のこと、素王師に敵するに非るも、事情止むを得ずして爰に至る。鎮撫總督へ、然るべく御開疏相成度旨、御依頼なさる。

天童進撃は問題外

天童進撃は、果して出先隊長の獨斷にて、藩是に反したるもの乎。將た藩是もその通りであつた乎。後から何等かの事情生じて、斯く釋明し去らんとしたる乎。

それは強ひて辯ず可き必要はあるまい。何となれば官軍側では、庄内が天童を
進撃するも、せざるも、庄内を敵と見てかゝつてゐるのだ。天童進撃も、寒河江、柴
橋の占領も、官軍の目からは、五十歩、百歩と見てゐるに相違あるまい。

官軍策を
誤る

但だ官軍の立場から見れば、其の理由の有無は姑らく措き、庄内を敵に廻して、
攻撃したることは、決して得策では無かつた。寧ろ庄内藩をして、敵愾心を奮起
せしめ、官軍と抗戦するの臍を固めしめんよりは、彼等を懐柔し、彼等を安撫し、
飽まで彼等を味方に引入るるの道を盡したらんには、今更ら強ひて庄内藩が、
積極的に四境の外に兵を出す如きことは無かつたであらう。假令さる場合
ありとも、之を戒飭して、其兵を封内に收めしむるの方法は、決して皆無ではあ
るまい。

策亦誤
る

單に名義からすれば、澤副總督の薩長、筑の兵を率ゐて、庄内討伐に出掛けたの
は、理由無きにあらざるも、作戦の上から見、將た奥羽鎮撫の大勢から見ても、決
して策の得たるものでは無かつた。若し強ひて此の如くする必要ありとせば、

奥羽各藩の力に頼らず、薩長の優秀にして、且つ有力なる兵を整へ、而して後之
を作すも、未だ晩しとしない。然るに薩長の兵は、殆んど副總督護衛兵に過ぎざ
る少數にして、百事意の如くならざるに於て、此の如く其の兵力を分つが如き
は、全く大體の見當を誤りたるものと云はねばならぬ。

【四七】 庄内藩の態度 (四)

秋田藩庄
内宛狀

秋田藩は、朝廷より主として庄内討伐の主力として、出兵を命ぜられたるもの
此日(閏四月十一日)秋田藩より吹浦口出張先へ、封書到來す。早馬を以て、鶴城
え注進す。

一筆致啓上候、抑當二月中、從天朝御沙汰の次第有之、以使節申達候得共、御在
江戸中に付、追て御挨拶有之趣之所、過日奥羽鎮撫總督府より、右京大夫(秋田

藩主佐竹義堯、儀、庄内征討之御沙汰に候所、兼て御近國、御親みも有之、殊に御國內相互に戮力、朝命遵奉の御沙汰も有之、且外國覬覦の折柄、不圖も干戈に相及候儀、頗る不堪慨嘆、皇國之御爲、如何哉と痛心至極奉存候。此れは尤ものことだ。

出兵の辨

其砌以使者副總督澤殿え、不動干戈、御鎮撫被成候様、周旋致し度旨申立候所、難被及御沙汰、早々出兵可討入旨御達有之、尙御使節を以て御催促に付、奉命之廉、人數差出候得共、尙又右京大夫存寄を以て、右御同殿え一門戸村十大夫を以て打重ね申立候所、是又難被及御沙汰、早々可打入旨御達に付、此上申立候ては、勅命奉違背候様に相當り、不得止其御領え出勢之時、誼に相至候條、御承知之様致度、右可得御意如此御座候、恐惶謹言。

閏四月七日

石塚源一郎義致
岡本又太郎元賢

石原平右衛門様
朝岡助九郎様
酒井兵部様
末松十藏様

生温き申入

此の書簡は如何にも生温く、此れが戦書である乎、將た出兵の申譯書である乎、殆んど一點半點の戦意の見る可きものがない。奥羽中勤皇の藩として聞えたる秋田藩にして、此の如しとせば、自餘の諸藩の趨向、又た知る可きだ。

秋田への返書

閏四月十二日、秋田藩え左の御返翰を遣さる。
御札致拜見候。抑二月中、從天朝御沙汰之次第有之、以御使者被仰越候得共、在江戸中に付、追而御挨拶可致旨、申進置候所、過日自奥羽鎮撫總督府、右京大夫様え、弊藩御征討之御沙汰に候所、兼て御近國、御親みも有之、殊に御國內相互に戮力、朝命を遵奉之御沙汰も有之、且外國覬覦之折柄、不計も干戈に相及候儀、頗る不堪慨嘆、皇國之御爲、如何哉と御痛心至極に思召、其砌以御使者、

副總督澤殿え、不動千戈、御鎮撫被成置候様御周旋被成度、被成御申立候所難被及御沙汰、早々出兵可討入旨御達有之、猶御使者を以て、御催促に付、奉命之廉、御人數被繰出被成候得共、猶又右京大夫様以思召、御同殿え御一門戸村十大夫殿を以て、打重被成御申立候所、是又難被及御沙汰、早々可打入旨御達に付、此上被成御申立候ては、勅命奉違背候様相當り、不得止弊藩え御出勢之時、誼に相成候條、可致承知之旨、被仰越致承知候。

庄内藩一

同の疑惑

以上は佐竹側の申分を復説したるまでのこと。
左衛門尉儀、未だ罪狀御糺之儀も無之、却て京都表よりは譯て御沙汰之次第も有之、追々家來ども爲指登居候場合に御座候所、今度鎮撫總督府より、御征討被仰出候段、誠以驚入、恐懼之至奉存候。乍併御不審之條、一應御糺明も不被爲、在候に付ては、一同疑惑罷在候。

此れが庄内藩の立論の主要點だ。

於貴藩は、既に御奉命御出兵相成候儀に付、弊藩不審之廉々、素より御承知被

決意申入

成候筈、彌咎之條々、承知之上は、朝廷遵奉之儀申迄も無之儀に付、奉勞王師候筋、更に無御座候得共、何分是迄蒙御征討候程之儀、毫も無御座候、不分明之次第を以て、御討入相成候上は、武門之習、不及是非次第、以弓矢之道及御挨拶候外、無御座候、一同決心罷在候條、何分弊藩之罪狀、委細被仰下候様致度、此段及御頼候。

如何にも凜然たる文字だ。秋田藩の來書に比すれば、上ること數等、是れ庄内藩の一大決心が、紙表に露はれたるが爲めだ。

周旋依頼

御近國之儀、御互に干戈を用ひ、人民を苦しめ候條、不本意の至、尤王政一新、専ら御仁惠之御趣意に有之、殊に貴藩之儀、御同州(田羽)御觸頭をも御勤被成候に付ては、猶此上御周旋被下、縱令何等之御不審御座候共、幾重にも御盡力被下候様、懇願之至に御座候、右御報御頼迄、如此御座候、恐惶謹言。

閏四月十二日

末松十藏公道

酒井兵部順孝
石原平右衛門重美

岡本 又 太郎様
石塚 源 一郎様

此の往復書簡の上から見れば、討伐する秋田よりも、討伐せらるゝ庄内の方が意氣頗る昂揚し、戰意尤も旺盛なるを示してゐる。

【四八】 庄内藩の態度 (五)

仙臺に事
情告知

庄内藩は秋田藩よりの戰書に對して、斷然弓矢の道を以て、戰陣に相見えるの答書を與へ(參照四七)、閏四月十四日山口三郎兵衛、加藤半藏を、仙臺に派遣し、秋田藩よりの來書並に米澤藩への依頼(參照四六)の旨を告げ、深く其の庇護を請

ふ所あつた。當時仙臺及び米澤の兩藩主は、奥羽諸藩の重職を白石に會し、會津及び庄内の爲めに、其の宥免と雪冤の運動を爲さんことを決したる程であつたから、固より一議にも及ばず、それを容れた。惟ふに這般の事情は、固より蚤く、庄内にも通じてゐたことと察せらるゝ。然るに閏四月十六日、藩士山本權藏は、京都より鶴岡に到着、去る七日京都に於て、仰出されたる御達書を持參した。其文左の如し。

朝廷諭責
狀

酒井 忠 篤

徳川慶喜御所分の儀は、追々御沙汰之趣も有之通、叛逆顯然、其罪天下萬民之所知にて、終に恐多くも御親征行幸被爲遊、深く被爲惱宸襟候所、今日に至り、慶喜江戸に於て、全く恭順謹愼之道相盡し候折柄、其方事當正月三日以來、大變動に立至り候事蹟致承知ながら、賊魁松平肥後、其他凶徒どもに與し、益々暴威を募り、官軍に抗し、萬民塗炭之苦を不辨、言語同斷之次第、天人共に所惡、不届之至に候、依之官位被止候條、家來之者に至る迄、一切入京不相成、旨被仰

出候。

閏四月七日

太政官

仙臺への
依頼状

此れは庄内藩に取りても、青天の霹靂であつたに相違ない。此に於て、閏四月十七日家老松宮源右衛門及び和田助彌の兩人を白石に遣はし、左の依頼書を、仙臺重臣に與へた。

謹て遵奉朝廷仕候儀は、故より至重の御事にて、於京都天機伺等毎度相勤、御扱向も諸藩に異なる次第無御座候。既に先般左衛門尉儀、改て上京被仰出、先詰之者、追々爲指登候仕合之所(参照四五)、貴藩え御下向之御鎮撫總督府より、弊藩御征討被仰出候趣承り及、驚愕候所、全く天童藩にて偽言相巧み、弊藩を惡し様に品々申立、奥羽之騷擾を醸し候哉に相聞え、一般疑惑仕候得共、先以御不審之條々、嚴に御糺明之上、如何様にも可被仰出儀なれば、斷然虚言にも可有御座と相心得罷在候所、追々近國諸藩出兵之聞え有之に付、止むを得ず四境警衛之人數指出し置候。

天童合戦
の申譯

以上は庄内藩の立場から、最上の辯疏をなしたるもの。それは必らずしも一般に通用するものではあるまい。但だ其中には尤なる點も無いではない。

然る所去月廿四日、清川口間道より襲込、及炮發候始末、王者討罪之師とも心得不申、一藩之士民益々疑惑を生じ、一同憤勵致防戦、尙防禦自救之心得にて、大綱外え人數指出候所、於天童色々有間敷所業之上、及炮發候に付、不得止事及接戦候。

此れも全く庄内藩立場の申分だ。天童藩から云はしむれば、云ふ可き點は必らずある可きだ。

抗戦決意

乍併御鎮撫總督府之御指揮被爲、在候官軍に御座候はゞ、恐懼之至奉存候得共、右様名義不分明之御征伐に相成候に付ては、武門之習、無是非防戦仕候事に御座候。

以上は飽迄抗戦の決心を陳述す

心事明朗

然る所當月七日別紙(前に見ゆ)之通、大河内右京亮様え御渡之趣を以て、京師

え爲指登置候家來之者、昨十六日罷下り、御書付奉拜見、恐懼之至、實に可申上様無御座候、乍去賊魁松平肥後、其他兇徒どもに與し候趣、被仰出候次第は、毛頭覺無之、何等之事蹟を以て、官軍え抗し候哉も難解、委細前件之通、今更奉恐入候得共、聊暴威を募候筋無之、武門之習、實に無餘儀、次第と奉存候。

此れは庄内藩の心事だ、左もある可し。

更に周旋
依頼

尤今般京都表にて被仰出候儀は、當月七日之事にて、清川え襲撃は去月廿四日の儀に付、乍恐彼是不都合之儀と奉存候、品々苦心熟考仕候所、全く讒者の訴より奉蒙冤罪候儀と、誠以悲嘆當惑之至に奉存候、當時王政御一新之禱にも被爲在、御鎮撫總督府之御方、幸ひ貴藩え下向に付ては、御周旋を以て、眞偽御明察之上、判然御裁決被成下、弊藩一同之疑惑解釋仕、人民悲嘆を免れ候様御盡力之程、偏に奉懇願候、以上

辰閏四月十七日

庄内家老 末松十藏公道

同 松平權十郎親懷
同 石原倉右衛門重齊

仙臺様御家老中

以上にて庄内藩としては、云ふ可き丈の事を云ひ盡したるものだ。

【四九】官軍對庄内

庄内藩活
戰

庄内藩は、其の言語はやゝ謙讓の體を得たるも、其の行動は、尤も活潑であつた、既記の如く、清川口の一戦は、兩軍交綏したるも、其實は官軍は遂ひに其の目的を達する能はずして引き上げた。

庄内兵天
童に迫ら
んとす

四月二十五日、清川口より引き上げたる官軍、薩長、山形、上の山諸藩の首領等軍議を凝らし、二十六日山形、上の山兵に命じ、明日を以て、古口に出張せしめた。

四九 官軍對庄内

一九五

同日庄内の別軍は、大綱口（又は六十里越と云ふ）より出で、左澤に至り、寒河江方面に向ひ、將に天童に迫らんとした。此の方面に來りたる庄内兵は、酒井兵部を主將とし、約三百五十人、それに古口方面に出張したる約七十五人及び鶴岡よりの援兵若干、及び新徴組、農兵等も之に加はりたりと云ふ。新庄の本營は、長人内田謙三郎、薩人上田善助をして、共に天童の兵を率ゐる天童に歸り、附近諸藩の出兵を督促し、天童前面の防備を定めしめた。

秋田に進
戦令

二十八日秋田藩主に命じ、急に進戦せしめた。

當表清川口去廿四日討入、戰爭始候間、於其攻口も猶豫之儀不相成候に付、早草討入、速に遂成功候様、猶又申遣候事。

此れは既記の通り、秋田藩より庄内藩への書簡にて、其の事情を曲盡してゐる（參照四七）。

庄内兵天
童を陥る

二十九日諸兵守地に就く。閏四月朔日清川口に應援として出陣したる酒井吉之丞の兵亦た道を轉じて六十里越より、當日海味に著し、酒井兵部の軍と合し

副總督山
寺に潜居

た。副總督府參謀大山格之助は、天童を巡視し、翌二日新庄に還つた。同日庄内兵は天童方面の日田口を侵し、三日高關口を侵した。同日副總督は、征討旗を秋田、矢島二藩に授けた。長藩上田雄一、生駒藩士某と共に、之を奉じて矢島に至り、兩藩に交附し、且つ秋田藩の進戦を催告した。四日天童方面に於て、庄内兵は更らに高關、寺津、野田の諸口を侵し、連日連戦、官軍甚だ苦戦し、庄内兵は、遂ひに寺津、野田に放火し、官軍利あらずして退却した。而して庄内兵の一隊、矢の目村に放火し、遂ひに天童に闖入し、之を焼き、天童は陥つた。（參照四三）

尙ほ天童の所報によれば、矢の目に放火したる敵兵は、前夜より潜入したるもの如しと云ふ。或は防禦の諸藩兵中、歎を敵に通じたるものあつた歟。當時藩主は幼少にして在京中、其の隠居織田左近將監は、仙臺方面に遁走した。閏四月五日、薩長兵は決心する所あり、護衛兵寡少なれば、澤副總督には、山間の一寺院に潜居を請ひ、進んで天童方面の敵に當らんとし、新庄より名木澤に至つた。副總督には、七日山林の寺院に轉居と、鎮撫使日誌に見えてゐる。又た薩藩届書に

は(閏四月四日)新庄より五里有之楯岡へ、賊兵押寄候、不得止副總督には、城下より一里有之山寺へ潜め上置、同五日兩藩押出候とある。

新庄危し

六日庄内兵新勝の勢に乗じ、既に進んで横山村に放火し、大石田村に至る。七日形勢甚だ危殆にして、新庄藩人の如き、姑く庄内に降り、其銳を避けんと欲する意を、副總督府に申告するに至つた(鎮撫使日誌に依る)。然も薩長兵は、全軍必死を賭して、防戦するに決した。此日副總督府、金二千兩を天童藩に與へ、兵火に罹りたる人民を救恤せしめた。

官軍進撃

八日薩長兵道を分けて大石田、横山、長澗の諸村に進撃し、長澗を放火し、北口、澤畑に進み、庄内兵は戦はずして退く。九日薩長兵寒河江、慈恩寺、白岩の諸村を奪ひ、十日左澤に入る。此日筑前兵(隊長大野忠右衛門)福島方面より來り會す。十一日入間溪間の敵を撃たんとし、天童、山形、筑前の兵を先鋒とし、敵兵を追躡して寒河江川に沿ひ、入間の溪間に進ませしめた。幾もなく開戦の報あり、薩長兵乃ち發程、長は左岸水澤道、薩は右岸入間道よりす。入間に近づく先鋒兵、敵と衝突し

官軍進撃

殆んど敗れた。薩長兵直ちに應援し、少時にして敵を破り、進んで横軸に至る。敵本導寺に退く、日既に暮るゝを以て、筑前、山形、天童兵は入間に、薩長兵は海味に次した。十二日薩兵本導寺村を衝く、敵兵は六十里越を超えて、庄内國境に入る。因て敵營本導寺を燒く。筑前、山形、天童兵相踵いで本導寺村に入る。糧米、器具の戦利品あり、長兵及び新庄兵は水澤に次す。此日參謀大山格之助、遽かに戦地に來り、薩長等の首領と談示する所あり、山形兵をして白岩を守備せしめ、新庄兵及び新著の上の山兵をして、本導寺を守備せしめ、薩長、筑、天童の兵は、海味の營を撤し、十三日薩長、筑兵は、新庄に歸り、副總督は之を鳥越山に迎へて、其勞を慰した。

由 班師の理

此の如く官軍が庄内の境内に討入るを中止して、新庄に軍を班したのは、奥羽全體の形勢甚だ非にして、到底此際庄内征討など、容易に行ふ可からざるものあるを看取したるが爲めであつた。

第十章 討會軍の進撃

【五〇】副總督出發後討會軍の消息

昭和十三年一月廿五日、今朝は予が七十六回の生辰である。往を懐ひ、來を想ふ感慨無量。

會津方面
抄らず

翻て對會津の方面を察するに、鎮撫總督府にては、只管ら會津討入を督責するも、更らに目覺ましき軍事行動は無く、所謂曠日彌久、其の前途頗る暗淡たるものがあつた。既記の如く澤副總督は、四月十四日九條總督と別れ、岩沼を發して、庄内方面に向ひ、長薩、筑兵は之に隨ふた（參照四二）。當日參謀世良修藏は、槻木驛にて、副總督隨行の參謀大山格之助と分袂し、福島邊を巡視し、十五日醍醐少將亦た白石を巡視す。是れより醍醐世良は、本宮を本營として軍務を督した。十

仙臺米澤
八百長軍

八日土湯口の戦あり、翌日古湯口の戦あり、要するに共に峻隘の山路にして、進兵に不便、且つ仙臺藩と米澤藩とは、共に既に會津と通謀するところあり、されば其の戦鬪も八百長的行爲に過ぎなかつた。今ま少しく之を語らんに、本來仙臺藩より會津への討入は、四月十日、土湯口よりする豫定であつた。然るに同藩軍事參政眞田喜平太は、考慮の次第ありとて之を許さず、櫻田敬助、今村鷺之介等は、頻りに討入を主張中、十二日仙臺藩へ預けられたる信夫、伊達二郡を召し上げられ、黒田節平へ預くる旨の命令を、總督府より傳へられた爲め、是れ畢竟討入遷延の爲めならんと、櫻田等は、大に憤慨し、速かに白河城を受取る可しと眞田に迫つたが、二郡召し上られし爲め、兵糧の手配に相違を來たし、軍費の都合上、福島以南へは、糧米を繰出すべからざる旨、執政但木土佐より豫て指圖ありしこととて、之を如何ともする能はず、斯くて十四日參政中村宗三郎、眞田喜平太桑折に出張して、計畫する所あり、福島軍議局にても、協議の上、十七日に至り、會津口々へ左の如く配隊した。

會津口と配除

○御靈櫃口(須賀川より繰込むべし)。伊達筑前、鮎貝太郎平○中山口(本道より繰込むべし)。伊達安藝(陣代互理此面)○岳湯口(二本松より繰込むべし)。瀬上主膳分隊斥候櫻田敬助、西大條卯兵衛狙撃隊○土湯口(福島より繰込むべし)。大松澤掃部之輔○瀬上、片倉小十郎○桑折、田村右京大夫○貝田、長沼五郎右衛門、佐藤勇三郎○藤田、佐藤宮内。

仙臺憤慨の因

此の如く部署を定め、愈よ十八日を以て、會津討入の當日と定めた。抑も前記伊達、信夫二郡即ち桑折方面は、舊幕領であつた。白河は本年二月仙臺に其の所管を許され、桑折其他の舊幕領に就ても、鎮撫總督は、仙臺藩に其の調査を命じた。總督府は、幕領の代官等にして降伏すれば、舊慣に依りて之を治めしむる方針であり、當時桑折に於ても、代官黒田節平が降伏したから、彼に民政管掌を命じたるまでにして、固より仙臺藩に對して、懲罰の意味でなく、仙臺藩に調査をこそ命じたれ、未だそれを仙臺藩に交附したる譯では無かつたのだ。然も仙臺藩では、本來信夫、伊達二郡及び白河城は、今回の戦争行爲以外に、其の垂涎の地な

れば、黒田任命に就て、彼是憤慨もし、且つは揣摩の見を逞うしたるものであらう。防長(同天史)

仙臺表裏工作

扱も愈よ十八日討入と定め、福島軍議局では軍議の最中に、川村恒五郎一騎、白石より駆け付け來り、仙臺藩主伊達慶邦桑折驛に出馬、先手を諭す旨の報あり、次で執政但木土佐も福島に來り、先陣諸將は桑折に至りて、藩主の旨を奉じた。此れは何事を諭したるか、當時の仙臺藩は、表面討入、裏面勸降と、表裏の工作に忙しかつたから、其間の曲折は推想するの他はあるまい。

仙臺への御沙汰

十七日總督府參謀より、仙臺藩若年寄中村宗三郎へ、左の御沙汰書を渡された

仙臺

右今般會境土湯へ進撃に付き、中村小次郎、高津愼一差添候間、諸事申合、成功可有之事。

辰四月十七日

此の如くして漸く土湯口の討入は實行せらるゝこととなつた。

【五二】土湯口の戦争

仙臺兵士
湯口に入

慶應四年四月十八日、瀬上主膳の兵は、順次土湯口に進んだ。會津藩にては、守將一柳四郎左衛門、蚤くも之を聞知し、半隊長二木理助、軍事方野村監三郎を偵察として派遣した。仙臺領民の言ふ所によれば、今夕數百の兵士湯村に來り、世良參謀も二本松より來るべしと、此に於て野村は土湯を去る二十丁餘の地に潜みて、仙臺兵の行動を窺うこととした。

勅降使會
津陣に入

瀬上主膳の兵は、地理斥候として、伊達の修驗極樂院宗卿の部下を先導とし、農兵二小隊を指揮せしめ、拂曉より進軍した。進路峻峻、二人併進し難し、瀬上主膳は、軍監姉齒武之進と背ひ議し、姉齒をして會津陣に勸降使として使ひせしめんとした。姉齒は副使として樋口喜作を伴ふた。樋口は江戸昌平疊に在りて、會津人と二三交遊あるが爲めだ、兩人は山中に分け入り、鬼面山の巖絶壁を攀ぢて、舊年の積雪を踏破し、猪苗代道十丁程入りて、關門あり、少しく隔りて會津

會津軍事
方と密會

の陣屋あり、姉齒武之進は、其の陣屋を訪ひ、守將一柳四郎左衛門と相見た、而して兩人は交も兩藩の眞意を相語り、互ひに相契るところあつた。副使樋口喜作は關門外にあり、正使姉齒武之進の談判了るを待ち、相伴うて土湯口に還つた。此の如く十八日には、遂ひに一戦をも交へなかつた。

十九日再び山道を繰り込んだが、會津の軍事方野村監三郎出で來る。仙臺藩の軍監大槻定之進、姉齒武之進、内田喜三郎等、之を審問したるに、野村は印鑑を出して之を示したから、姉齒は首肯して之を土湯村に誘ひ、密室に延きて互ひに語るところあつた。

會談折合
はず

時に四郎左衛門の使者來りて、監三郎を誘ひ去る。主膳亦出でて進む。途中監三郎を見て、手を舉げて之に告げて曰く、明日大槻の兵をして、此の峠を攻めしめんとす。但し他の隊も亦た加はらざるを保せず。只白地に小の字の旗を見れば、我隊なり、足下之を記せよと。尋で内田喜三郎亦密に會津の營に行き、告げて曰く、本日先鋒をして開戦せしむべし、請ふ心せよと。斯くて主膳は嚴重

に備へを立て、姉齒武之進を四郎左衛門の營に遣はし、謂はしめて曰く、昔藩若し恭順の意を表せんとならば、我が兵をして横向まで進ましめよと、四郎左衛門曰く、仙臺兵にして若し横向に入らんか、不平の壯士、或は貴藩に向て戦を挑むの舉なしといふべからず、果して然らば却て恭順の道を失はん、且つ軍装の隊を私かに封内に入るゝは、拙者の權内に於てなす能はずと、武之進曰く、然らば兵を以て相見ゆるの外なしと、直に辭し去る。

姉齒武之進の使命は、會藩士の爲めに沮まれて、十分に達するを得なかつた。

官軍檢使
到來

然るに武之進の歸營に先だちて、長藩の中村小次郎、高津愼一等、筑藩一小隊を率ゐ、眞田喜平太と共に、檢使として、主膳の營に繰込みしかば、主膳告て曰く、地勢の峻岨、斯の如し、容易に討入るべからず、依て鬼面山の兵を撤せしめんが爲め、策を設けて使節を遣はし云々の申送りをなせりと、小次郎之を賛して同意せしも、愼一は肯かず、機會を失するは不可なり、使者の復命を待たずして速かに討入るべしと、急に令を下さしむ、依て鬼面山の東、小峯より谷

兩軍會戰

へ下り、五六丁の處に散兵せしむ、喜平太號令して山上の會津兵に對し、大砲を以て狙撃せしむ、會將一柳四郎左衛門は、武之進との約を守り、螺一聲にて散兵發砲せよ、螺聲急ならば猛撃せよ、緩ならば發砲を止めよとの合圖を傳へしが、仙兵の發砲激烈なる爲め、備へを立て直し、應砲死傷あり、仙臺兵は高津愼一の指揮にて、急遽の際、地利を擇ばずして散兵せし爲め、苦戰甚だしく、辰の半刻(午前九時)より未の半刻(午後三時)まで戦ふ中、一番小隊橋本進の隊は、敵彈の掃射に堪へず、山を下りて背進せし爲め、會陣先づ引揚の陣貝起り、高津愼一亦其の指揮の誤れるを知り、退却の號令を發せしめ、土湯へ引揚げしめたるが、土湯口は峻岨の地、容易に討入るべからず、暫らく主膳一手にて持固むべしと決したり、而して筑藩及び二本松の應援兵と、主膳部下の一小隊とは、岳湯口に向へり、同日公(伊達慶邦)は左の感狀を與ふ、

四月十九日土湯口初めての戦、峻難の山澤を不厭、彈丸を侵し、敵を追拂ひ、兵卒を不損、奇特之至に候、依て感狀如件、

兩軍引揚

慶應四年四月

瀬上主膳殿

慶 邦(花押)

出来損ひ
の八百長
戦

以上の事實は、仙臺戊辰史の所記に據るものにして、仙臺に於ては固より會軍として、不本意の戦争であつたに相違ない。要するに八百長の戦争に相違なく、但だ強ひて云へば、出来損ひの八百長戦争で、其の責任は會仙何れにありとするも、散々不手際と云ふの他は無。

【五二】 土湯口戦争の裏面

會津藩中
の硬論

前記の如く(參照五一)、土湯口の戦争が、所謂八百長であつたのも、畢竟仙臺に於ては、裏面に會津に向て、平和工作の最中であつたからだ。四月十一日會津に特派せられたる仙臺藩士若生文十郎、横田官平の一行は、若松に到り、藩主の

親書を會津藩主松平肥後守に呈し、若生等の示せし條件、降伏、削封にも異存なき旨の廻答を得たるが、獨り佐川官兵衛のみは、今や仙臺兵は、我が國境に討入らんとするに際し、直ちに守備を撤して、降を乞ふが如きは、是れ彼をして我が咽喉を扼して、背を拊たしむる所以、此上は如何なる過酷の條件を課せらるゝも、之を拒む譯には參るまいと、斷じて之を可かず。重臣の會議三日に亘りて決せず。然も土湯口は今や開戦の期に迫りて、事體極めて容易でなかつた。

土湯口進
延引の
命撃

此に於て松平肥後守は、若生、横田の兩人を延見して曰く、若し幸ひに土湯口の進撃を延引するを得ば、此方の相談も必らずや纏まるであらうと、若生も其の事情を諒とし、横田官平を土湯口に遣はし、其事を諮らしむ可く、之を諾した。斯くて四月十九日拂曉横田は、會津公用人諏訪常吉を従へ、十九日拂曉に若松を出で、横向に至り、會津守備隊長一柳四郎左衛門に、其旨を告げ、進みて土湯口に至れば、仙臺の哨兵は之を見て、會津の斥候となし、射撃を加へんとした。横田は手を舉げて之を制し、仙臺兵の隊長瀬上主膳に面會して、其の使命を通じた。

進撃中止
決定

ころ、瀬上は直ちに之を眞田喜平太に報告した。眞田は横田が此際敵中より出で來りて、進撃猶豫の相談を爲すを以て、越權至極となし、之を肯はなかつたところ、横田は曰く、予等は藩主の親書を携へて特派せられたるもの、其の使命を達せんが爲めに、此の如く臨機の取計を做すもの、本來會津藩公と、我公の夫人とは、共に水戸家より入りたる姉妹である、會津は親しむ可き家にて、干戈を交ゆ可き敵ではないと、双方の激論容易に決せざるに際し、大槻定之進、姉齒武之進等仲裁を試み、軍監小島勇記も亦た詮議の上、一先づ進撃を中止するも不可なしとした。時已に薄暮にて、長藩中村小次郎等も、後陣に控へたるが爲めに、横田は同地に宿泊するの都合悪しきを察し、即刻出發して若松に還つた。

會津降伏
に一致

此に於て佐川官兵衛も、若生等を訪ひ、其の好意を謝し、降伏論に一致した。尙亦た之れより先き、米澤藩よりも、藩主上杉齊憲の意を承けて、木柁要人、片山仁一郎等も若松に來り交々説くところあり、仍りて會津藩主も、家老梶原平馬、公儀

仙臺軍の
動搖

使手代木直右衛門を以て、嘆願書を提出することに決した。手代木は京都にありて、薩長人も屢ば交渉したる會津藩の外交官であつた。

話頭一轉、十九日土湯口の戦には、仙臺藩士姉齒武之進と、會津守將一柳四郎左衛門と談判の上、實弾を使用せざる旨の申合をなし、副使樋口喜作も大に賛成し、菅義三郎亦た會津と戦ふの愚を主張したるところ、眞田喜平太戰場に出張し、直ちに實弾もて攻撃を開始せし爲め、會津側には死傷を生じた。元來瀬上主膳は、空彈發射申合の事を承知しながら、眞田の指揮を奉じて、實弾を發射せしめたるは、會津に對して、信義を失ふ所以であるとして、大いに憤慨し、喜作、義三郎の兩人は、眞田と、瀬上とに天誅を加ふ可しとて、同志の士と與に、兩人を斬殺せんと企てた。然るに却て眞田等の偵知する所となり、兩人を斬捨てよとの命令を發し、軍中動搖甚しくなつたが、軍監小島勇記は、一面瀬上に其旨を通じ、遂ひに兩人を捕縛して、仙臺に送ることとなつた。

福島軍議
局の探察

此時福島軍議局に於ても、土湯口軍中に動搖あるを知り、森田孫九郎、秋保昇兩

人を探索方として土湯へ出張せしめたるに、秋保の實弟菅義三郎が、其の捕縛せられたる一人であるを以て、驚き走りて還り、監察久世平八郎に訴ふる所あり、その爲め樋口喜作、菅義三郎は、福島を經由して白石の本營へ送還せらるゝこととなつた。

【五三】 岳湯口の戦争

會藩士の
會見申入

土湯口戦争の翌日、即ち四月廿日、會津藩軍事方野村監三郎は、土湯口なる瀬上主膳の陣營に至り、弊藩隊長一柳四郎左衛門、會見の上、懇願いたしたき件あり陣中へ引見ある可しと請ふた。瀬上曰く、陣中引見は不可、予自ら土湯山中に赴く可し、須らく隊長を導き來れと。

瀬上一柳
會見

斯くて瀬上と一柳とは、土湯山中に於て會見した。一柳曰く、藩主容保は、城外に

土湯口進
撃中止決

在りて、謹慎中にて、貴藩使節、若生、横田兩使は、頻りに降伏説得中である。然るに此度の討入の爲めに、藩論沸騰、容易に降服の手續を決する能はざることとなつた。希くは此の事情を諒として、撤兵せられんことをと、瀬上曰く、果して貴説の如くんば、貴藩先づ鬼面山口の砲臺を撤して、猪苗代へ引揚げられよ。さなくば貴意を藩主に取次ぎがたし。且つ討入口は、獨り土湯口ばかりでないから、假令當口の兵を撤するも、他の方面から日を期して、進撃せんには、何の効もあるまい。されば貴藩の爲めに謀れば、速かに四境の兵を撤し、若松城を開らさ、嘆願狀は、國許の陣門に出されよと、斯くて兩人は、互ひに協議する所あり。一柳は撤兵の議は、若松に歸りて藩主に稟請す可きを以て、其の往復の期間は、討入を猶豫せられよと云ひ、瀬上は之を諾した。此の如くして土湯口は、十九日以後は殆んど無事となつた。

岳湯口官
兵進出

將た岳湯口は、土湯口と同時に、討入る筈にて、西大條卯兵衛の一小隊と、小木順太夫の一小隊と、櫻田敬助の率ゐたる斥候手十五人と、外に二本松藩の二小队

筑前藩の二小隊、長藩の野村十郎等と共に、十九日早朝より行進し、二本松兵先づ岳へ攀ち上り、眼下に會津の兵備を俯瞰するに、要地には胸壁を築き、堅固に陣を布きたるを認め、其の攻撃の容易でないことを思はしめた。

難攻要害

時に岳上の巖窟に忍び居る者あり、長藩の野村十郎之を誰何したるに、予は會津藩なりと呼び、直ちに銃を取りて狙撃せんとした。野村は喫驚して、倉皇岳を馳せ下り、他の斥候等も亦た退却した。而して一方西大條卯兵衛の先鋒は、山道谷合より繰込みたるに、其の進路は、一條の樵徑あるのみにて、纔かに一列行進の外なく、然も會津藩では其の行手に壘を築き、大砲を据ゑ、一發を以て一隊を塵殺し得べき備へである。しかも、會津藩の守備兵は、將さに發射せんとして居るので、先登の安田鐵之助は、早くも之を見て引返し、一隊相次いで退却した。斯くて二十日には、眞田喜平太、高津愼一等、土湯口より轉じて岳湯口に至り、白石本營よりは、監察氏家惣内、軍制係今村鷲之介の兩人も同日出張して、檢分せしが、進退不利の地形にて、討入りの不得策なるを認め、仙臺藩一小隊、二本松二

官兵引揚

小隊を警固として、残し置き、其他は二本松へ引揚げた。此の如く土湯口、岳湯口の兩道は、何れも不結果に了つた。

底流急激

此れより石筵口、御靈櫃口等に進撃することとなり、廿一日櫻田敬助を斥候として、石筵口へ派遣したが、他の諸口は何れも開戦に到らず、而して裡面の底流は、頗る急なるものあつて、表面の戦争の悠々、緩々なるに比して、頗る其の猛勢を加へて來た。今や九條總督、澤副總督、醍醐上參謀、大山、世良の兩參謀は徒らに督戦、又た督戦、會津及び庄内の討伐に、是れ日も足らず、努力しつゝあるに拘らず、彼等の脚下には、やがては地下の底流が、大洪水となつて押し寄せ來らんとする危機が、刻一刻と迫りつゝあつた。然も彼等はそれに氣付いた乎、氣付かざる乎、それを知りたる乎、知らざる乎、彼等としては、只だ上國の援兵の到着を待つの外には、何等手の施す可きものが無かつた様だ。

【五四】 中山口、石筵口の戦争

刻々官軍に不利

奥羽の形勢は、時々刻々、官軍に不利となつた。會津と庄内とは、同舟風に遭ふた。爲めに、攻守同盟は締結せられた。仙臺、米澤と會津との間には、頻繁に平和談判が行はれつゝあつた。その裡面の工作に就ては、別に記する所ありとして、更らに戦争の繼續に就て語らねばならぬ。

官軍進攻命令

土湯口、岳湯口の戦争は、既記の通り、何等要領を得ずして交綏したが（參照五一—五三）、閏四月朔日、本營なる醍醐少將の本陣よりして、世良參謀の命令により、石筵、中山、御靈櫃各方面へ斥候を差遣し、明二日拂曉より總攻撃の命を下した。二日午前九時醍醐少將は、用人奥田左衛門尉、近侍三浦才助、近侍頭田中縫殿、近侍成田幸之進及び參謀世良修藏、並に仙臺藩士大越文五郎、久世平八郎、栗村五郎七郎等を伴ひ、督戰の爲め中山口へ出張、仙臺藩參政石母田但馬は、一行に先ち味爽に出發した。當日世良參謀は疾を興して赴き、醍醐少將は、一先づ横川に

騎隊を許さず

控へ、久世平八郎は、單騎中山町に到つた。此の方面の主將は伊達安藝陣代亙理此面にて、蚤くより繰り込みゐたが、附屬參謀奥山十之進、監察白石七郎右衛門等は、白石の本陣より討入の命令なきに於ては、輕々進撃すべからず、軍令は本陣に請ふの間、暫く討入を猶豫されたき旨を申出でたが、世良參謀は斷斷乎として之を容さず、斯くて此の方面は、白石本陣の意見如何に拘らず、此れが爲めに愈よ討入を決心し、總軍を分配し、壺下關門を目的に、左右の間道より進んだ。此日、仙臺藩投機隊長櫻田敬助は、大斥候を命ぜられた。

會津兵の進撃

之に對して、會津勢は、楊枝村に一中隊を以て守備してゐた小森一貫齋は、仙臺二本松、薩州、土州の兵、横川に來れりとの諜報に接し、壺下口の會津守將木村兵庫、辰野源左衛門等に急報した。報を得て木村、辰野の兩將は、各一小隊を率ゐ、中山峠に上り、遙かに東方を見れば、伊達安藝の兵陸續と進み來り、午前十時頃より發砲し始めた。を以て、會津兵は、谷間又は樹林の間に出沒して、狙撃した。仙臺兵は敵の多少と、其の主力の何れに在るを知るに由なく、たゞ敵の砲烟の起

るところを標的として發射するのみにて、容易に進み得ず、加ふるに中山町の燒跡は、溝渠の水、街路に溢れ、宛も川の如く、仙臺軍が之を涉りて進むを見て、會津兵は山上より之を俯射し、銃丸は水烟を立て、街頭に散亂した。しかし仙臺兵は少しも屈せず尙ほ進んで密林の間に入り、頻りに發射したが、毫も其効無く、只狙撃隊長櫻田敬助の一隊は、長藩野村十郎、中村小次郎等と、溪間を辿りて、急に壺下關門に攀ち上り、關柵を破りて突入した。其の爲め會津兵は周章して退却したので、陣屋に突入し、武器數點を分捕りした。されど味方の兵續かざるを以て、午後二時頃に至り引返した。亘理此面の隊も横川へ引上げた。醍醐少將、世良參謀、及び斥候等も亦た午後五時頃、本宮の本陣に引揚げた。此の如くして此の一戦は、亦た何等の見る可き効果は無かつた。

石筵口戰

同日石筵口の戦争も亦た同様であつた。閏四月二日大松澤掃部之輔の一隊は拂曉本道口より進みて、石筵口——二本松領中山南——に向うた。石筵峠の地勢は、廣漠たる山野にて、樹木甚だ少く、二十町の間、立つて能く往來の人影を認

むるを得べく、定まれる道路も無く、只だ樵徑の縦横に通ずるのみなれば、會津藩にてもたゞ砦を數ヶ所に築き、壘壁の下、萩岡に柵を作りて守兵を置きたるのみであつた。

仙臺兵勝

斯くて仙臺兵二小隊は、本道より、一小隊は間道より繰り込んだが、之より先き會津藩の小隊長三宅忠三郎、水野又四郎等、萩岡にあり、監察野村悌三郎、密かに出で、仙臺の先手隊長を訪ひ、談ずる所あつたが、進攻の已むなき旨を答へたる爲め、退きて守備の計をなした。當日拂曉仙臺兵猛烈に攻撃を開始し、四小隊は石筵へ、一小隊は左右間道より不意に出で、保成關門迄推寄せた。會兵敗走し、仙臺兵は大砲一門、彈藥箱一、戎服雜品三十五點の戦利品があつた。而して關門を燒き、石筵へ引上げた。

【五五】 御靈櫃口の戦争

會津談判

御靈櫃口の戦争を語るに先ち、仙臺藩主將伊達筑前の使者と、會津側との談判を記せんに、伊達筑前は、參謀和田織部、大番士三小隊（隊長鮎貝太郎平）投機隊、卒銃三小隊を率ゐ、三月廿九日仙臺を發し、四月十七日瀬上に滯陣中、諸將と内議する所あり、只野嘉吉郎、太田兵彌を中山口楊枝關門に遣はし、會津守將木村兵庫、村岡常磐等と會見せしめ、互ひに意志を疏通する所があつた。只野は更らに若松にて勸降周旋中なる若生文十郎等の使命の結果に就て知らんことを要め、其の廻答を待ちたる所、會津側武井寛平、池上與兵衛、黒河内友次郎、林部昌太郎、柏木久藏、岡邊平伍、島村傳之進等來りて、只野と接見し、寡君の家跡を存するやう、貴藩の盡力を仰ぐの外、他意無しとの旨を告げたから、只野は遣りて之を伊達筑前に報じた。

されど進撃決定

然も此れが爲めに進攻を遲疑す可くもない。閏四月朔日會津兵は大久保村に

會津家跡存續希望

放火したるを以て、伊達筑前は斥候を派遣したが、會津兵の爲めに狙撃せられて其の臣佐藤勇助は銃丸貫通の爲めに即死した。然も敵情偵察齋藤小太郎の報告によれば、御靈櫃口關門は、極めて險阻にして、會兵の守備も手薄きを以て、夜襲せば奇功を奏す可しとの議あつたが、和田織部、鮎貝太郎平等は之を不可として許さなかつた。翌二日白石の本營より須田謙吉急使として、即今會津藩主恭順の意を申出でたから、進撃を見合す可しとの命令を携へ來つた。然るに之と同時に世良參謀よりは、至急御靈櫃口に討入る可しとの命令あり。此に於て白石本營の命令如何に拘らず、同夜兵を分ち、三方より進撃に決した。

兩軍會戰

會津側では、隊長荒川銓太郎守備を嚴にして、仙臺兵の來るを待ち受け、三日拂曉、峠の壘壁に登りたるに、仙臺兵は濃霧を冒して進み來りつゝ、ある模様なれども、其姿を見ず、只だ銃丸の壘壁に飛び來るを見るのみ。仙臺兵は伊達筑前と、鮎貝太郎平との手兵を、本道關門方面へ、卒銃奇兵隊、木村武治、新田幸右衛門の兵及び、大銃手太田兵彌、宮崎彌七郎の手勢を左山道へ、伊達筑前家來秋山主税

の隊を、手黒岩の方面へ向はしめた。拂曉本道口の進撃軍先づ發火したるに、霧の晴るゝと共に、會津の隊長荒川は、兵を督して、山上より大小銃を烈しく發射せしかば、本道口の仙臺兵は進む能はず。然るに仙臺側の秋山隊は、手黒岩の高嶺を越えて、會津兵の背後に出で、本道口の兵と共に、會津兵を挾撃した。

仙臺引揚

本道口の兵は、山上跨越の絶嶮より、臼砲を猛烈に發射せしかば、その彈丸は、會津兵の頭上に炸裂した。此に於て會津兵は大砲の方向を轉じ、之に應戰した。會々館村横澤の屯營にありし會津の攻撃隊、遠山伊右衛門は、砲聲を聞き、濱路より山腰を辿り、一小隊を馳せて應援した。仙臺兵は勢に乗じ、御靈櫃下まで討入り、坂中の陣屋に放火した。然るに左山道へ向ふたる仙臺兵よりは、何故か一丸も發射せず、而して日は已に晩景に及び、彈藥兵糧も不充分にて、早朝よりの激戰に勞れたれば、兵を纏めて仙臺兵は湯原に引揚げた。

左翼仙臺兵
道を誤る

抑も左山道より乗り込みたる兵が、何故に上記の如く、一丸をも發射しなかつたかと訪ぬるに、隊將木村武治、新田幸右衛門、太田兵衛、宮崎彌七郎等は、嚮導の

農民に欺かれ、嶮岨の山中に其道を失し、東西を辨ぜず、終日山中を彷徨し、遂に豫期の作戦に出づることが不可能になつたのだ。此れが爲めに彼等は何れも役目を召放して、蟄居を申付けられ、同時に此手の斥候であつた齋藤小太郎、田手利作(軍醫隊長)も、同じく路に迷ひし爲めに、蟄居を申し付けられた。

第十一章 奥羽列藩の關係

【五六】 奥羽鎮撫總督參謀の報告書

軍務官實
情を知ら
ず

官軍の兩參謀其他は、果して奥羽諸藩が如何なる裡面の工作をなしつゝある乎を偵知し、推知したる乎、否乎を詳にせざるも、其の百事不如意であることは、上記諸戰（參照五一―五五）後に於ける左の書簡に徴して分明だ。此れは在京軍務官に答へたる消息にて、軍務官は未だ奥羽の實情を知らず、其の征討の遅々たるの罪を、動もすれば參謀に歸せんとするの口吻ありしに對する辯疏的報告書である。

御機指令
接受

聖上益御機嫌能被爲成、恐悅之至奉存候。去月（四月）十八日付の御書面到來、藝州、小倉、久留米、奥州へ、薩、長、加州、越後へ出張被仰付候段、致承知候。且仙臺出張の兵、餘り夥敷、長陣にては、費弊に堪兼可申候付、可然指揮可致段、御氣付之程。

是亦致承知候。

東北實記

軍務官では、餘りに多くの官軍が仙臺に出張しつゝ、曠日彌久、其の戦績の擧らざるを、讓むるの口氣あつたものと察せらるゝ。以下は奥羽鎮撫總督參謀等の實況を語るもの。

然處仙臺著の上、彼藩形勢相察候に、元來仙臺一藩にて、會津先鋒の儀者、重役三好監物と申者一兩人之見切を以願立候事にて、仙臺閩藩家老杯に於ては、決而同心無之譯にて、仙臺著陣の砌、會討の支度も不致、國論沸騰、監物杯を嚴罰、又は暗殺にも可及勢にて、本陣養賢堂近邊は度々付火等致候次第にて、監物儀は遂に外罪を以て退役申付、色々理解申開候得共、國法を以て解語致し、今に出役不致候。

養賢堂附近の放火は、藩主慶邦の近臣等であると云ふ程なれば、如何に仙臺藩が會津征討に不熱心であるばかりでなく、官軍に對する反抗心が旺盛であつたかと判知る。三好監物の如きは、その犠牲者の標的である。

仙臺兵起

右之形勢に付、度々中將（仙臺藩主伊達慶邦）總督府被召出、猶家老共へも篤と申聞、漸會討出兵之期限相定候内、關東之御處置到來有之、彌以相定候得共、國境迄出兵而已にて、會津へ繰込不申に付、

全く此の通りでもあつた。

土湯口引揚

十四日（四月）より出先へ出張、追々進撃申付、十八日には仙臺瀬上主膳一手五六百人を以、會境土湯と申所に討入候得共、峻岨なる山谷十四町を隔、砲撃遂に二三町計之所迄繰詰候得共、不練兵故激戦に至、夕方引揚申候、手負一人（參照五一）

土湯口の戦争は、此の如し。

石筵中山口引上

又中山、石筵と申處へ出兵、當月（閏四月）三日討入、石筵へは、大松澤掃部之輔一手、半夜より出兵、賊之見張固屋二ヶ所、陣屋攻落し、燒拂候得共、賊は要地に據り防戦候故、遂に相引に相成申候、討死一人、手負少々、中山へは伊達安藝一手四五百人、櫻田敬介一手四十人を以討入、櫻田敬介一手は進入、賊之番所一ヶ

所攻取、引續き安藝一手之内、一小隊相進候得共、其餘之兵不進、賊山手より砲撃候故、引揚げ申候、手負少々（參照五四）

石筵、中山の戦況、亦た此の如し。

御靈櫃口亦引返し

同四月（閏四月）四日、御靈櫃と申所へ、伊達筑前一手五六百人討入、山上にて令砲撃候得共、不練兵故、地理悪しく候て、空敷引取申候（參照五五）

御靈櫃口の戦況、亦た此の如し。

同（閏四月）六日より會境正南入口、白河口出張、進撃之手配致候得共、不練兵故、少人數にては進み不申、只多勢を頼候人氣故、自然出兵夥敷相成申候。

仙臺不練兵

仙臺兵に對する評語は、何れも、不練兵の三字に盡きてゐる。此れは薩長の實戦を經來りたる者に比すれば、是非もなきことだ。然も其の根本は寧ろ主將に闘志無かりし爲めと云はねばならぬ。

米澤藩度

米澤藩は始より會と使節往來、頻に謝罪而已盡力之様子にて、度々進撃申付候得共、彼是事に托し、今に會境に出兵不致由、夫に付仙臺兵も米澤へ出張

人數は自國の境に滯陣罷在候。米澤口より白河口迄は、南部美濃守一手外は、用立候兵少く相見得、幾千萬人と申候とも、薩長杯の兵とは違ひ、精兵三分の一も無之、右之次第に付、仙臺藩は只大藩多人數之名而已にて、畢竟會討先鋒も名を以被仰付候譯に相成、其上總督府にも、薩長兵少々計にて、兵力乏敷候故、日夜苦勞罷在候云々。

此の如く奥羽鎮撫總督參謀等は、仙臺藩が大藩の名ありて、大藩の實力なく、徒らに其名に對して、會津征討先鋒の大役を荷ひ來り、今や何等の實效舉らざる旨を開陳し、然も薩長兵寡少にて、總督府も心細き實情を吐露してゐる。

【五七】 大山、世良兩參謀往復の書信

官軍兩分
り不結果

會津征討さへも、容易の業でないのに、更らに庄内までも敵に廻し、自から手不

足を啣ちつゝ、官軍は其力を兩分したれば、双方共に其の効果の果敢くしからぬも必然の結果と云はねばならぬ。

會津進入
態勢

總督府參謀報告書にも記したる通り(參照五六)、醍醐少將世良參謀等は、諸藩兵をして白河に集中せしめ、將さに勢至堂口より、會津へ進入せしめんとし、閏四月十四日、仙臺兵の先驅佐藤宮内の一小隊は、白河城に入り、三の丸に舍營した。元來白河城は、松平氏桑名に轉封後、棚倉の阿部氏其後を承けたが、阿部氏再び棚倉に移り、其後二本松城主丹羽氏に其の守衛を命ぜられ、今や仙臺藩が自から朝廷に請ふて、其の討會軍の本營を、此所に置く可く、其の許可を得たるところだ。仙臺藩兵の先驅佐藤宮内が、三の丸に舍營したるは、本丸は奥羽鎮撫總督の本營に充つ可く、之を避けたのだ。然るに此時に際し、庄内方面の戦況は、官軍に取りて、甚だ心配す可きものがあつたことは、九條總督側より、江戸大總督府へ差出せる左の一書が能く之を語りてゐる。

九條總督
宛大總督府
宛狀

援兵請求

益御安泰被爲、在奉、恐賀候。然ば追々會境諸口戰相始、白河口は、未だ人數不相

揃に付、討入不申候得共、此口は彼の正面故、嚴重に守兵差出居、不練之仙藩兵にては、成功無覺東候に付、早々白河へは出張有之度段、出先參謀よりの急飛を以、宇都宮出張參謀へ申遣候得共、急々出張不相運様子之處、今般庄内表賊徒存外之多勢、此節庄内境を越、寒河江、柴橋と申代官支配所を横奪、既に天童藩へ押寄候模様、付、早々出兵之段、度々申越候得共、會境攻口凡七八ヶ所も有之、不練之弱兵故、何れも多人數差出居候に付、庄内表出兵無人、大に苦慮罷在候間、宇都宮出張人數、早々此地白河へ御差出被下度、吳々頼入候、尙巨細參謀より御承知可被下候、早々敬白。

閏四月三日

此の如く官軍は庄内方面も、會津方面も、何れも只だ援兵を必須とするの已むなきに至つた。

大山世良
宛狀

更らに閏四月二日付、庄内方面の參謀大山格之助より、會津方面の參謀世良修藏當ての急信中には、左の一節がある。

仙臺米澤
動かず

仙藩荒井平之進を以、當方之情實巨細申上候通に御座候處、尙又六十里越之賊徒、松山領博黨共、餘多引入、既に四百人餘に相及、白岩並柴橋、寒河江邊へ屯集にて、晝は諸方へ暴發、夜は篝火を焚候て、兵勢を張り、既に一昨廿九日（慶應四年四月）最上川迄押出し、及砲戰、此方之守口十二里計之流れ、別紙之通口口有之、漸々右之人數を以、守防を相立置、仙臺境へ出張、二口詰之人數援兵、當藩（天童）より申入候所、色々臆説を以、相斷、一圓不相受、米澤へも同様使節差立候處、是以同様、眼下に大軍を引受、外に動き不申、扨と、返答有之由にて。

此の如く仙臺も、米澤も、援兵を假さず、その爲めに、天童の一小藩は、今や絶對絶命の地に陥りつつあるのだ。

亦援兵請
求

於此天童は十死一生之界に至り、兼て申上候通、酒井領數ヶ所之守口、官軍之諸藩合して三百に不足故、今に打入も相叶不申、看々時日を送り、千秋之遺憾、此事に御座候、仰希は荒井を以、奉申上候通、南部一ノ關之人數、其外最寄之藩へ、御軍令に不拘、晝夜指急ぎ、天童並庄内へ著陣候様、何卒御憐察を以、御盡

力奉願上候。當方之吉田大八實に一人之功を以、賊軍相防ぎ、實に吉田は、羽州一人とも可申、今更感服仕候。何卒此書到着日數四日を限り、何方之人數にて、も、到着相成候様、別て奉願候。

世良返事

大山格之助は、本來強項漢だ。然るに斯く迄弱音を吐く、其の苦心想ふ可しだ。世良は之に對して、閏四月四日付にて、直に出兵之段、仙藩へ相達申候處、一ノ關は人數甚少く、其外諸口へ配り、残り人數甚少き段申出候間、不取敢米澤口出張之内、三四人計り可差出段相達候。早々相運候様、令申遣候。如何様御地急迫之事申聞候得共、泰平流儀にて、中々驚き不申、大に込り申候と。此れは單に仙臺藩が、悠々、緩々たるばかりで無く、本來闘志無きが爲めだ。

【五八】 薩長參謀と東北諸藩

東西五に非難

薩、長の參謀等は、頻りに奥羽諸藩の遅緩冗漫にして、議論のみ多く、兵數徒らに多きも、不練未熟にして、實戰の用を作さざるを咎め、奥羽諸藩では、薩、長參謀等が、傍若無人、横暴放恣、眼中奥羽諸藩なく、只管ら我意我慢もて、高壓的の作用を逞しくするを咎め、互ひに相ひ非難しつゝあるが、公平に觀察すれば、何れにも一理無きにしもあらずだ。

情意疏通を缺く

然も詮じ來れば、西南と東北との情意疏通を缺きたるが、其の重なる理由と云はねばならぬ。薩、長の參謀等は、第一に朝命を眞甲に翳し來つた。第二には、薩、長は鳥羽、伏見以來戰捷の餘威をもて來り蒞んだ。第三には、自から奥羽鎮撫總督參謀の職權をもて、飽迄指揮命令を勵行せんとした。第四には、彼等は既に維新の風雲に乗じ、革新の雰圍氣中に棲息したる人物にて、今尙ほ二百六十餘年の泰平の甘夢に沈酔したる東北人士とは、其の言語、動作、感情、趣味が、互ひに隔絶してゐる。天童藩の吉田大八は無二の官軍方として、遂ひに其爲めに一命を失ふたる者だ。然も副總督澤三位が、四月十九日上の山城の南方采女ヶ原に於て

進歩と守舊と

優越感と
邪推と

閱兵するや、薩長の兵士は一切洋式であつたが、吉田大八の率ゐたる天童兵は、鐵砲を背に負ひ、槍を立て、銅羅を鳴らし、太鼓を打ち、山鹿流の行進にて押し出したと云ふ程なれば、此にて双方如何に隔絶したるか、之を知るに餘りありだ。第五には東北人には、薩長人士が優越感をもて、我等を輕侮すると云ふ邪推が先きに立ち、參謀等は夫等の事情には尋酌なく、只だ眞一文字に押の一手のみを使用した。斯る理由を歴擧すれば、尙ほ幾許もあつたであらう。然も詮じ來れば東北諸藩には、薩長が私意を逞くして、恐れながら未だ御成人遊ばされざる天皇を擁し奉り、叨りに徳川慶喜を朝敵呼ばはり、をなしつゝあるを、心中甚だ不快に考へてゐた一點が、奥羽諸藩の當初は面従腹非、中頃は消極的反抗としてのサボタージュ、後には遂ひに奥羽二十七藩の同盟となつたのであらう。

若し九條總督の仙臺乗り込みの當初、西郷吉之助の如き人物が、其の參謀として乗り込み來りしならんには、恐らく仙臺人士をして心服せしめたらんも未だ知る可からずであつたが、大山格之助、世良修藏は、何れも一人前の男であり、

兩參謀の
人物

一人前の仕事には不足はあるまいとしても、彼等は何れも西南の木強漢にして、仙臺人士の心を慚らしむる程の資望もなければ、威重もなく、ざりとて又た其の手練もなければ、機略も無かつた。

誤解させ
たる兩人
責任

然もそれは彼等兩參謀に望むが、寧ろ無理な注文であつたかも知れない。但だ彼等の言語、動作が、其の大半は、仙臺人士の誤解、若しくは讒誣に過ぎざるにもせよ、彼等自から其の誤解若しくは讒誣の種子を蒔きたる責任は、負擔せねばならぬ。仙臺人士皆な聖人ではなく、兩參謀等決して放蕩無頼の徒ではない。然も彼等が尋常一様の言動として自から異しなかつたものも、仙臺人士の耳目には、士人として恕す可からざる言動と認めたるものあつたことは、之を想像するに難くない。然もこれは決して最上、若しくは最終の理由ではない。其の根本は前にも申したる通り、東北人士の間に、醗酵、醗酵したる否、薩長的心理情態の一點に在りと云はねばならぬ。而して斯る心理的情態の、此の如く東北人士の間に生じたるは、決して不思議でもなければ、異常でもない。此れは寧ろ當然

根本は否
薩長精神

生ず可き理由と云はずんば、事情が存在したからだ。然るに一切之を無視して、只管ら東北人士を朝敵呼ばはりするが如きは、交戦の當時に於ては兎も角も、公平なる歴史から見れば、決して平允の論では無い。

【五九】 會津、庄内、仙臺、米澤

朝廷持みの仙臺

奥羽各藩の内に於て、最も注意す可きは、會津、庄内、仙臺、米澤の四藩だ。會津は當初から朝敵第一として、攻撃の目標であつた。庄内は朝敵第二として、松山(伊豫)、高松の例に仍り、若し恭順するに於ては、之を寛典に處するつもりであつた。仙臺と、米澤とは其の重臣、若しくは要人よりして、何れも會津一手征討を願ひたる程にて、朝廷に於ては尤も之を待みとし、特に仙臺を尤も待みとし、その爲め九條奥羽鎮撫總督一行も、仙臺を根據地として乗り込み來つたのであつた。

大なる喰ひ

大なる喰ひ違ひは、先づ此處から生じ來つた。それは會津一手打入などの請願は、只だ在京都の仙臺藩臣の見込にて申し出でたるものにして、藩主の意見は決して此の如きではなかつた。藩主は當初からの非戦論だ。彼が上書の通り(參照五、六)邦内相互に闘ぐは宜しからず。一和して以て外國に對す可しとの意見にて、會津に對しても、招降を主として、決して當初から討伐を事とす可きものにあらずとした。米澤も亦た仙臺と大同小異であつた。決して會津討入杯を其の藩主は勿論、藩論として希望したのでは無かつた。米澤藩も會津招降論の味方と云はんよりも寧ろ其の急先鋒であつた。

總督只督戦のみ

斯る次第であれば、九條總督一行は、全く仙臺、米澤に裏切られたる姿となり、今更ら兩藩の力に依頼して、會津を退治せんとするも容易ではない。さりとて兩藩を督責する以外に、他の方便も無かつたから、今は餘儀なく、九條、澤、醍醐の三卿、大山、世良の兩參謀は、仙臺、米澤、特に仙臺に對して、只管ら督戦隊の任務を盡す以外に、爲す可き事は無かつた。

格事毎に扞

然るに江戸の大總督府、京都の軍務官は、未だ奥羽の内情が、此の如く裏切られたるを知らず、寧ろ奥羽鎮撫總督一行の仕事の果敢取らざるを齒痒く覺える程であつた、而して九條總督一行は、孤軍敵地に深入し、今更ら進退の自由さへ失墜せんとする間際に、上國よりの援軍もはかしく來らず、殆んど死地に陥りつゝあるを啣ち、兩者の間の情實も、互ひに充分疏通を缺くものがあつた斯くて奥羽總督兩參謀は、今や只だ押の一手にて、仙臺藩を鞭撻、又た鞭撻し、漸く出兵せしめ、辛くも會津國境目掛けて打入らしめたが、本來鬪志無き仙臺兵にして、且つ兩參謀の所謂る不練の弱兵なれば、固より其の目的を達す可くもなく、事毎に齟齬、事毎に扞格し、事毎に失敗した。

官軍立往

然るに他方にはまた庄内をも敵に廻はし、會津討伐と同時に庄内討伐をも始めたから、總督の率ゐ來りたる少數の薩、長、筑の諸兵は之を分割し、猶更ら少數となつた、その爲め會津方面も思ふ様には參らず、之に加へて庄内方面では、庄内兵は積極的に、國境外に突出し、天童を陥れたる程にて、此の方面の官軍も、全

東北四藩
會津

く立往生の姿となつた。

然も兩參謀は、上國に向つて、援兵を請ひ、機を奥羽諸藩に傳へて出兵を促がし、仙臺、米澤に對しては、特に督戰、又た督戰の外、他に施す可き術策も無ければ、手段も無い、さりとて仙臺、米澤なども、面從腹非、兩參謀の威令の行はる可き筈も無い、然も會津と庄内との間には、攻守同盟的の聯絡が出來、仙臺、米澤の間にも、對會津問題に就て、提携が出來、而して遂ひに亦た會津、仙臺、會津、米澤の間にも、それぞれ情意投合の道が開かれた、此の如くして何時の間にか、會津、庄内、仙臺、米澤四藩の間に、愈よ相談が出來上り、此の四藩が其の主力となつて、奥羽大連盟が成就するに至つた、而して其の牛耳を取りたるは、奥羽中の最大藩たる仙臺にして、米澤も亦た其の伯仲の間に在つた。

【六〇】 會津、庄内、米澤の交渉

四藩脈絡相通

既記の如く、會津、庄内、仙臺、米澤四藩の間には、互ひに以心傳心の脈絡が相通するばかりでなく、奥羽鎮撫總督の京都出發以來、時日と共に、其の交通が頻繁となつて來た(参照五九)。而して所謂る會津、庄内の攻守同盟の成立に付ては、左の事實がある。會津戊辰戰史に曰く

會津庄内兩使相逢

是より先き四月九日、我が藩南摩綱紀(通稱八之丞、羽峰と號す)佐久間平介は、喜徳公(容保の世子)の密命を帯びて、庄内に赴き、援を請はんとして、行地驛(新潟縣東蒲原郡津川町より、北蒲原郡新發田町へ通ずる街道の一地名にて、新發田領に接する會津領の界に近し)に至る。驛亭主人曰く、過刻、庄内の使節大野與一左衛門、若松に赴かんとして、此の地を過ぎたりと。綱紀乃ち諏訪峠(行地と津川との間にありて行地に近し)を越えて、津川に戻り、大野に面して、庄内の事情を問ひ、直ちに庄内に赴かんとするを告ぐ。

會津庄内同盟成立

此の如く會、庄兩藩の使節は、津川驛に邂逅して、互ひに相語つた。

大野曰く、寡君深意ありて、不日に專使を發せん。余は今日貴藩に對し、弊藩の敬意を表するの命を受けて來れりと。綱紀別れて庄内に赴く。至れば平介已に庄内の藩相石原平右衛門、松平權十郎等と會議し、會、庄同盟し、存亡を共にするの豫約成る。

此の如くして會津、庄内の攻守同盟は成立した。

十日綱紀、平介、平右衛門の宅に至る。權十郎及び側用人山口三郎兵衛、菅秀三郎、國事掛和田助彌、本多安之助等先づ在り。是に於て愈々同盟の約を結ぶ。此の如くして同盟の約は愈々確定した。

庄内本意

權十郎曰く、會、庄一致し、然る後米澤を説き、米澤同盟せば、仙臺は直ちに同盟せん。會津、庄内、仙臺、米澤同盟せば、奥羽列藩の同盟成らん。然る後兵を進めて江戸城を以て本營となし、檄を天下に傳へば、兇徒を攘ひ、君側を清め、手に唾して事成るべし。是れ寡君江戸に在る時よりの持論なり。故に密使を遣はし

六〇 會津、庄内、米澤の交渉

庄内出兵
辭退眞意
分明

て、貴藩に謀らしめんと、已に菅秀三郎、本多安之助等に命ず、本多偶々病に臥して發すること能はず、遷延今日に及べり、今卿等來りて此の約成る、何の幸か之に若かんやと、藩主酒井忠篤朝臣、綱紀、平介を城内に召して物を賜ふ、此によりて見れば、庄内の本意は當初から分明だ、其の嘗て朝廷に向つて出兵を辭したる眞意も、亦た分明だ、されば奥羽鎮撫總督が、庄内藩を討伐したる攻略、兵略の是非、得失は姑らく措き、單に名義の上から判ずれば、決して無名の師では無かつた、會津若し討伐に値ひせば、庄内も亦た當然それに値ひした。

米澤に同
盟を謀る

佐久間平介は、庄内の戸田文之助と共に、米澤藩に赴き、同盟を謀る、藩主上杉齊憲朝臣以爲らく、國家多難の秋に當り、外侮を忘れ、内相闘ぐは策の得たるものにあらず、今や容保は恭順謹慎し、重臣來りて寛典の處置を周旋せんことを請ふ、會津は隣國にして、會津家は我が家の姻戚なり(上杉景勝の孫、侍從兼掃部守備の室は、土津公の長女、姫姫なるを以て、姻戚なりと云ふ)。況んや容保の祖先保科正之は、昔我が社稷の爲めに、力を盡し、其の恩を受くるや大なり。

米澤會津
關係

此れは徳川初期に、大名の封土を幕府が取り上げ、家名斷絶の事多く、その爲め浪人者が世の中に簇生した、此に於て會津始祖松平正之惟らく、是れ治世に亂を醸す所以なりと、而して爾後成る可く大名斷絶の事を少くせんとの政策を取つた、寛文四年上杉綱勝二十七歳にして死し、嗣子なきに際し、例に仍りて家名斷絶すべきであつたが、同姓吉良上野介義央の嫡子を養子とし、其の封土を半減して、其の家名を相續せしめた、是亦た松平正之の斡旋によるものとして、米澤藩人は、後に至るまで之を徳とした。

米澤會津
協力決定

今其の窮狀を坐視するに忍びず、王者の師は降るを赦し拒むを伐つ、恭順して罪を謝するに、豈に赦さざるの理あらんやと、是に於て伊達慶邦朝臣と謀り、同心戮力して、會津の宗社を存し、生民の塗炭を救はんと決心せり、此の如くして米澤との協約も出來た。

【六一】 會津、米澤、仙臺の交渉

使節交換

會津戊辰戰史は、更らに曰く、

南摩綱紀、莊内藩士菅秀三郎、本多安之助と共に、四月二十六日會津に歸る。容保公、喜徳公、菅、本多等を召し見て、懇ろに慰勞す。藩相内藤介右衛門、諏訪伊助一瀬要人等と謀り、一兩人を選び、彼我互に留寓し、密議に參することを約す。莊内より物頭戸田文之助、軍事掛吉野遊平若松に來り寓し、我よりは佐久間平介鶴岡に赴く。後平介事故あり、上島良藏之に代る。

此の如くして會津と庄内とは、双方の代表者を交換して、若松、鶴岡の兩地に滞在せしめた。

仙臺使會津慰問

時に仙臺の使節玉虫左太夫、若生文十郎、米澤の使者木滑要人、片山仁一郎及び二本松の使節丹羽新十郎、瀨尾九衛門兵衛等會津に來り、交々我が藩相に説いて曰く、頃日九條總督より會津追討の勅命を傳へらる。因て已むことを

得ず、兵を進むるに到れり。然れども貴藩多年京師に在りて、公武の一和を圖り、主從努力して、國家の爲めに盡せり。其の誠忠は、我が輩常に感歎する所なり。豈に料らんや、今日此の危難の地に立たんとは、眞に傍觀するに忍びず。因りて茲に慰問す。但願くは、自今恭順謹慎して、以て誠意を達せられんことを。其の情狀に従ひ、或は貴藩の爲めに、一臂の力を盡さんと。

以上仙臺、米澤兩藩使節より、會津の執政者に對しての申分。

會藩相の返事

我が藩相、其の厚意を謝し、且つ答へて曰く、弊藩討伐の災を招く、恐悚の至りに堪へず。寡君、既に退隱屏居して、恭順の實を表し、且謝罪の表を、輪王寺宮及び二十二藩に托し、天朝に達せんことを懇請せしも、未だ何等の恩命に接せず。弊藩の志す所は、終始恭順にあり、貴藩若し事變の顛末を諒察し、敢て援護せらるれば、何の幸か之に如かんと。

此れは會津藩の執政者等の答ふるところ。此の如くして會津對米澤、仙臺との間には、氣息互ひに相ひ通ずるものがあつた。

仙米の對
會津同情

玉虫、木滑等各其の藩に歸りしが、幾何もなく以上仙米の使節四人復た來り、且仙臺の横田官平を伴ひ來る。其の言に曰く、宜しく恭順謝罪の表を出すべし、兩藩必ず之を進達せん。萬一採納せられざらんか、兩藩固より決する所あり、敢て貴藩の不利を計るものにあらずと。

協議懇談

單純なる
同情にあ
らず

此に於て仙臺、米澤兩藩の會津に對する同情は、一層分明となつた。平たく云へば、萬一彼等が取り次ぎたる會津の謝罪表が、聽納せられざるに於ては、彼等は會津と共に其の進退を同うし、其の休戚を一にせんとの覺悟を示したからだ。喜徳公召し見て其の厚意を謝す。後數日梶原平馬、伊東左太夫(補題)、手代木直右衛門(勝任)は、米澤に使し、過日の厚意を謝し、相共に胸襟を披いて協議せり。會津と、庄内とは、同舟風に遭ふもの。其の攻守同盟を締結したるも、決して不思議では無い。但だ仙臺、米澤兩藩が、會津に好意を表したるは、未だ必ずしも決して單純なる同情のみでは無かつた。仙臺にせよ、米澤にせよ、其の根本義に於て、薩長と反對の側に立ち、薩長に對して、頗る釋然たらざるものがある。されば

其の藩論も、紛々として決せざるも、其の大勢は、自から否薩長に傾きつゝある。されば仙米兩藩が、會津に好意を表したるは、猷身的とか、義俠的とか云ふ譯合よりも、寧ろ兩藩自身の立場から、之を以て至當の政策と認めたと判斷せねばならぬ。要するに否薩長の空氣は、九條總督の仙臺到着以來、日一日と其の濃厚を加へ來つた。

第十二章 奥羽聯盟成立に近づく

【六二】 奥羽聯盟の主謀者は誰ぞ

主謀者米澤

抑も奥羽各藩聯盟の主謀者は、何者である乎。何藩である乎。仙臺戊辰史は曰く、奥羽の同盟は、會庄兩藩の主動にあらず。實際の發意が、米澤藩にありしといふは、事實に近きものゝ如し。而して其の成立に最も盡力せしも亦米澤藩にして、又其の瓦解の主動となりしも米澤藩なりき。

米澤の本心

戊辰後に至り、仙臺が米澤に賣られたりと一般に唱道せしは、單に米澤が降服に際して、仙臺を出し抜きたる形蹟あるが爲めのみにあらず。討幕討會の御沙汰ありし當時、米澤藩が越後の諸藩に對して使節を派し、暗に同盟を促がしたるは、奥羽同盟の勢力を以て、越後の舊領百二十萬石を恢復するの機

會を作らん下心ありしが爲なりとの風説もありたりき。

米澤の策

仙臺藩の立場から見れば、斯る風説にも、多少の重きを措きたるものであらう。此事は此の歳（慶應四年戊辰）の正月、身を博徒に變じて、米澤に入り居りし仙臺の探偵細谷十太夫が、米澤領小野川温泉場の中島屋にありし時、米澤藩主が大兵を率ゐ上京せんとして、福島に至り、京師戦争の報に接し、俄かに歸國せし際、一番戦闘の準備俄かに忙はしく、之より自國を堅め、羽越の間に、祖先の舊業を恢復せんとするの勢ひ衰まじき狀況を仔細に探知し、歸國の後之を報告して曰く、會津、庄内よりも、油斷のならぬは米澤なりと、されば仙臺の宰臣等も、米澤の越後方面に意あるを推察したりしならん。

米澤仙臺

と、仙臺側からの觀察としては、これも一應尤の次第だ。されど米澤藩の立場から云はしむれば、奥羽聯盟の主謀者は仙臺藩にして、仙臺藩が實に其の同盟であることと云ひ得ないこともあるまい。公平の立場から云へば、仙臺藩と米澤藩とは、其の意見も、其の態度も、當時に於ては、殆んど同一にして、何れとも斷定す可

きものでなく、兩藩の聯帶運動と云ふを適當とす。而も其の雄藩としての資望から見れば、仙臺第一、米澤第二と云ふの他はあるまい。

仙臺否薩
揚長氣勢隆

扱も仙臺藩は、九條鎮撫總督一行を引き受け、その參謀等の督勵の爲めに、餘儀なく出兵もし、戦闘もしたが、藩論は依然として一定せず。然も日一日と、否薩長の氣勢は騰揚した。而して其の急先鋒とも云ふ可きは、安田竹之助、玉虫左太夫、若生文十郎、横田官平の徒であつた。而して若生文十郎等が、會津より還るや、先づ會津討伐の不條理なる論を提げて、遠藤主税に説き、遠藤主税は之に同意し、自から進んで、但木土佐、坂英力等を説き、監察氏家惣内、熊澤和賀之助、其他の贊成者も續出し、四月廿五日、白石本陣に於て、藩主伊達慶邦に向て會、庄討伐を罷めて、薩長討伐の必要なる所以を建言した。然るに、今村鷲之助、竹内千之助等は、之に反對し、參政眞田喜平太、中村宗三郎等は、談判の上、執政但木土佐、石田正親兩人に面會を求め、質問する所ありしに、但木曰く、議は未だ決定せざるも、畢竟薩長の跋扈、私意をもて、今の大事を醸したるもの故に、二藩を討伐するは、眞の

但木否薩
長魁首と
なる

皇政を恢復する所以であると云ひ、今や在京當時の意見を豹變し、何時の間にか、やら、否薩長の魁首となつてゐることを明示した。今村、竹内等は、大いに其の不可を論じたるも、土佐、既に反對側に傾きたるに於ては、一藩の形勢は、殆んど之を支持す可きにあらず、此の如くして、藩主に向て、斷然其の方向を一變す可き建白は提出せられた。

【六三】 三藩代表者關宿に會す

仙臺確論
者の建言

仙臺藩中の討薩長論者が、藩主に建白したる要旨は左の如し。
會津容保多年天朝を守護し奉つり、勤王の外、他志なく、勤勞も有之、然るに伏見戰爭度を失し候一事を以て、朝敵の惡名を蒙ふり候は、是非不分明、全く天朝の思召に有らせられ間敷、戰爭は止を得ざる節の義にて、勅命に候共、假初

の事に、幾萬の生靈に塗炭の苦を受けさせ候ては、皇國の御爲筋に爲らせられ間敷理に、御相違無之義、幾重にも諫争致候は、君臣の分に之あるべく、況や幼冲の天子を挟み奉り、私怨を以て、恐れ乍ら、皇國を動搖し奉つるをや、臣等にありては、管に朝命といふ所へのみ懸念致し候ては、甚だ恐れ入候次第に有之、聖慮を伺ひ奉つり候は、討不討の儀、判然に可有之、心頭に落入不申候内は、再三伺ひ奉つり、國家を失ひ候共、臣子の分相立ち、皇國の御爲筋相計り候様致し度云々。

なほ口頭陳述

此の儀藩主に建白し、尙ほ口頭をもて、薩、長の二藩、私怨報酬の爲めに、討會の勅命を、仙臺へ下し、奥羽鎮撫使の東下を促がすに至りたるものにて、我が藩より干戈を用ゐざるの策を、再三建白に及ぶと雖も、一も達せず、加之世良參謀討會を至急に促がし、仙臺を因循惰兵と罵り、跋扈暴動、王の命を矯むるの奸臣、惡むべきの甚しきもの故、舊幕の遺臣を助け、會津を救ふの兵を擧げ、奸賊を拂つて、勤王の實効を立てさせられたき旨を申し述べたるが、執政中石田正親は、之を

非として論争し、議は未だ決定するところなかりきと云へば、假令未だ討薩、長論に一決せざる迄も、如何に仙臺藩の態度が、一變したるかを知るに餘りあらむ。

會津藩使を國境に迎

米澤藩使來る

此の如く白石本陣に於ては、議論沸騰の當日、會津藩の使者は米澤藩の執政木滑要人等の案内にて、會津を出發し、伊達家の本陣に來らんとするの報に接した。此に於て軍事參政眞田喜平太は、但木土佐に向て、其の事を質し、且つ曰く、會津の使者を本陣に延見するは、他日如何なる嫌疑を生ずるやも知る可からず、宜しく國境に於てせよと、但木も之に同じて國境關宿(宮城縣刈田郡白石の西北、白石川の沿岸)に導かしめた。而して米澤の使者木滑要人、片山仁一郎兩人は、福島出張の仙臺藩參政泉田志摩と共に、四月廿六日白石に著し、但木土佐、坂英力に面し、松平容保は、伏罪嘆願の件を米澤藩へ依頼せられたるが故に、周旋の爲め出頭したる旨を述べた。此に於て仙、米兩藩より、左の如く奥羽鎮撫總督府へ届け出でた。

仙臺米澤藩
總督府へ
届附

會津容保、爲謝罪嘆願、家來共別紙名元書立之通罷越候、由米澤より申入候に
付、陣門へ相通し承申候間、先以此段御届申上候、以上。

四月廿六日

仙臺中將内

但木士佐

米澤中將内

木滑要人

會津容保使者

梶原平馬、伊東左太夫、

河原善左衛門、土屋宗太郎、

山田貞助、

關宿會見

斯くて會津の使者と、關宿に於て應接す可く、坂英力、但木士佐、眞田喜平太等は、
四月廿九日を以て出張し、會津の使者五名、米澤藩の大瀧新藏、木滑要人、片山仁

裏面意志
相通

一郎等亦た出會した。
惟ふに此の關宿に於ける會合は、公然の會合にて、總督府にも届け濟のもので
あるが、裡面に於て、會、仙、米、三藩の間には、自から相當意志の交換あつて、情意の
疏通したるものありしなる可く、されば會津藩でも、自から恃む所ありて、此處
まで使者を派出したものと察せらるゝ。

【六四】 關宿に於ける會見

會合人々

仙臺、米澤、及び會津三藩を代表する重臣の會談は、既記の如く(參照六三)四月廿
九日仙臺國境關宿に於て開かれた。仙臺からは、坂英力、但木士佐、眞田喜平太、而
して會津藩の使者は、梶原平馬、伊東左太夫、河原善左衛門、土屋宗太郎、山田貞助、
而して米澤藩の大瀧新藏、木滑要人、片山仁一郎も亦た立會ふた。

會藩謀主
首級提出
要求謝絶

但木土佐は曰く、此度謝罪降服を申し入れらるゝ上は、開城は勿論、藩主の首級も差出さる可きか。梶原平馬曰く、寡君(松平容保)城外へ謹慎の儀は、勿論であるが、藩主の首級を差出すことは相叶はず。其故は鳥羽伏見の役に關係のものは、大抵戦死し、生き残れるは一兩名に過ぎず。然も彼等は皆一命を賭して、國家に忠節を盡したるもの。若し其首を斬らん乎、國內動搖、如何なる變事を生ぜんや。も未だ知る可からず。且つ夫れ鳥羽伏見の件も、慶喜公一身に其責を負ひ、謝罪嘆願状にも、私一身の罪にて、他將卒の誤りにあらざる旨を記載し、朝廷に於ても、之を御受納あらせられたれば、弊藩の如きは、假令其罪ありとするも、それは既に消解したるもの。今更ら何の間罪討伐をば受く可きぞと。但木土佐曰く、謀主の首級を差出さずとありては、降服謝罪の取次を爲すことは不可能である。假令取次ぎても、總督府は到底之を受納せぬであらう。然る時は貴藩は之を如何にせんとする。

會使籠城
覺悟

梶原平馬は沈思良久うして曰く、然る上は是非も無し、一國皆死の覺悟もて、國

會使覺悟
を認す

内に立て籠らんのみと。但木土佐曰く、一國皆死の覺悟もて立て籠ると、一兩人の首を以て、國命に換ふると、其の利害如何ぞやと。梶原沈吟未だ決せず。眞田喜平太曰く、若し謀主の首を差し出すことを肯じなければ、速かに還りて軍備を嚴にして待たれよ。此上は諸君と兵馬の間に相見えんのみ。元來君父の責は、臣子の自から負ふ可きもの。鳥羽伏見の一舉は、慶喜公の罪にあらず、藩主の罪であり、而して藩主の罪は亦た臣下の罪なりと云ふ可きである。然るにその一切を慶喜公に嫁して、自から罪無しと云ふは、甚だ其義を失するものにあらずや。と此に於て梶原は更らに默想之を久うして曰く、誠に貴諭の如し。然らば謀主の首を差出す可し。然も鎮撫總督府の參謀は、薩長二藩士である。我藩謀主の首を斬つて、誠意を表するも、彼等は只だ禍心滿腹、私怨に酬いるに是れ急なるもの。更らに復た如何なる難題を申し掛けずとも測り難し。之を如何と。但木曰く、苟も誠心悔悟の實を、事實の上に表し來らば、必ず聞届けらる可く、其儀は拙者保證す可しと。此に於て梶原等は、一應肥後守(松平容保)に稟申し、首級をも出し

會津中の
戦争

て、悔悟の實を表し、嘆願書を携へ來る可しとて、此の會見を了つた。
此の如く一方には會津と平和解決の談判を開始しつゝあるに際し、閏四月二
日には、中山口の戦争あり、石筵口の戦争あり、三日には御靈櫃口の戦争あり(參
照五四、五五)、一方には平和、他方には戦争、其間の牴牾、扞格に就ては、勢ひ仙臺藩
として、議論沸騰せざるを得ざるものあつた。元來白石本營に於ては、但木土佐
等が關宿に赴き、會津重臣等と談判最中には、双方戦争を差控ふ可き旨、松本要
人より近侍監察嶺岸數之助を以て、關宿に申し遣はし、米澤の竹股美作、大瀧新
藏等を以て、會津へ通知せしむると共に、仙臺出張軍隊には、須田謙吉を以て、討
入を差控ふ可き旨、命令せしにも拘らず、攻撃を開始したるを以て、是れ會津に
對して、信義を失する所以なりとし、討會諸陣へ嚴重に沙汰す可く決し、四月三
日、川村恒五郎、林嘉勝を戦地に差遣した。兩人は四日本宮に至り、石母田參政の
宿所に於て、石母田及び湯の原口主將伊達藤五郎附の參謀、増田歴治等に面し
て、其旨を告げ、それより林は郡山なる伊達筑前の陣所、白河なる伊達彈正の陣

戦争差扣
命令

仙臺主戦
命令不
出

所へ、川村は中山口、岳の湯、石筵口、土湯口等を巡りて、嚮きに會津と談判中、討入
を見合はす可しとの達に拘らず、討入りたるは不都合なり、縱令醍醐世良の督
責なればとて、主命に反くは不忠なり、今後は屹度命令を恪守せよと嚴達した
尚ほ石母田備後の宿所では、主戦派の連中は、川村等の嚴達を不服とし、増田歴
治等は川村恒五郎を斬りて、而して後開戦の事情を白石本營に陳述す可しと
て、佐藤直之助をして、途中まで追掛け、川村等を斬り殺さしめんとしたるが、大
越文五郎の調停にて、事無きを得た。

【六五】 會津藩の嘆願書

嘆願書提
出

梶原平馬等は、關宿に於て、四月廿九日、仙臺藩但木土佐、米澤藩木滑要人等と會
見を終り、閏四月一日若松に還り、更らに仙、米兩藩によりて呈出す可き嘆願書

嘆願書本文

を作成し、更らに關宿に至りて、之を提出した。弊藩の儀は、山谷の間に僻居罷在、風氣陋劣、人心頑愚にして古習に泥み、世變に暗く、制馭難澁の土俗に御座候處、老寡君京都守護の職被申付候以來、乍不及天朝尊崇、奉安宸襟度一途の存意より他事無之、粉骨碎身罷在、萬端不行届の義に候へども、御垂憐を蒙り、多年間、何とか奉職罷在、臣子の冥加無此上難有奉存、鴻恩萬分の一も奉報度、闔國奮勵罷在、奉對朝廷、御後暗き體の心事、神人に誓ひ、毛頭無御座。

以上は全く其通りだ。

屏居待罪

伏見一擧之儀は、事卒然に發り、不得止次第柄にて、是亦異心等有之儀には、毛頭無之候へ共、一旦奉驚天朝候段、奉恐入候次第に付、歸邑の上、退隱恭順罷在候。今度鎮撫使御東下、尊藩へ征討の命相下り候由に承知仕、愕然の至、斯迄奉惱宸襟候儀、何共可申上様無御座、此上城中に安居候ては、奉恐入候に付、城外へ屏居罷在、奉待御沙汰候間、一視同仁の御宥恕を以て、寛大の御沙汰被成下。

度、家臣擧て奉嘆願候。右の段々幾重にも厚く御汲量被下、宜しく御執成の程奉懇願候。以上。

松平若狹家來

西郷頼母(近憲)

梶原平馬(景賢)

一ノ瀬要人(重義)

總督府參謀仙臺藩連書

梶原平馬等は、此の嘆願書を携へ、關宿に至つた。然るにその以前總督府參謀より、仙臺藩へ、左の達書が渡された。

今般會藩人仙臺表へ相越度旨申出候由、右は朝敵不可入天下の罪人共、仙臺には征討之蒙勅命候へば、決して國內へ引受は有之間敷候へ共、右様之儀有之時は、不相濟次第、京師へ御届罷成候に付、何分の儀、早々可申出候事。

降服問題に就き意圖懸隔

然るに此の達書の届きたるは、既に關宿會見の後のことであつた。但だ之によつて總督府參謀と仙臺藩要人等の間には、會津降服問題に就ても、其の意見の

懸隔甚だ大なるものあるを明らかにし、仙臺が會津藩の降服を取り持ちて、其の目的を達するの決して容易の業にあらざることが察せられた。然も會津藩との談判は開始せられ、それぞれ其の手續も出来たれば、仙臺、米澤兩藩の家老よりして、閏四月四日付にて、左の届書を、總督府に差出した。

會津容保爲謝罪嘆願、家來共相越候に付、陣門へ相通し承候次第は、別而御届申上置候通りに付、一先づ戦争爲相控置候、全體之義は、追て可申上候得共、先以て爲御聞置、此段御届申上候以上。

閏四月四日

仙米兩藩
届書

仙臺中將内 但 木 土 佐
米澤中將内 竹 股 美 作

總督府協
議

斯くて、但木土佐は、閏四月九日、關宿より白石に歸り、米澤藩と共に、會津降服の爲めに周旋した。然るに總督府に於ては、四月廿六日、但木土佐、木滑要人兩人より、會津藩梶原平馬等と會見の件に付、之を總督府に届け出で（參照六四）たるを

以て、總督府よりは、これを本宮なる醍醐少將の許に申し送つた。少將は世良參謀の意見を問ひ、更らに庄内討伐の爲めに、羽州出張中の澤副總督、大山參謀の意見を問はんが爲めに、四月廿九日高津慎一を遣はし、協議する所あり、斯くて世良、大山參謀の名をもて、仙米兩藩へ、左の如く相達した。

仙米兩藩
への連書

但 木 土 佐
木 滑 要 人

今度會津容保爲謝罪嘆願、家來共相越候由、米澤より申出に付、陣門へ相通候段、届書の趣を以て、總督府へ申入候處、至今日謝罪嘆願の名は、相立不申、悔悟降服謝罪の廉は、當二月中頃の事に可有之、其儀に候はゞ、近日白川口進撃出陣先陣門へ罷出嘆願可申出、又容保並に家來の者心底情實の所、篤と相糺可申出候、此段相達候事。

但悔悟降伏候はゞ、其藩周旋の者、一同白川口へ可罷出候事。

閏 四 月

六五 會津藩の嘆願書

鎮撫總督參謀

世良修藏

大山格之助

【六六】 總督府參謀の意向と仙米の意向

双方意志
相違

總督府參謀と、仙臺、米澤の兩藩とは會津招降問題に就て、正に其の意見を殊にしてゐる。總督府に於ては、謝罪嘆願は二月中の事、今や時機後れてゐる。若し會津が眞に恭順、投降の誠意あらば、近日白河口の官軍の陣門に來りて、嘆願すべきである(參照六五)との意見だ。

世良眞田
宛狀

尙ほ閏四月五日付、世良修藏が、眞田喜平太に與へたる一書は、總督府參謀側の意見、若しくは態度を詳に語りてゐる。

御紙面承知致候。會賊使者到來の書は、二三日前に、本陣より到來、彼事情を察するに、畢竟米藩會を恐れ、萬方力を盡し候て取計候事と相見え候に付、進撃の儀は、彌盛に有之度、且又薩、長兵千人、加州、富山兩藩應援にて、越後口出張の沙汰、過る十八日(四月)附の書は、只今到來、奥羽應援、薩、小倉、久留米三藩、近々到着の報知同斷に付、明朝より白川出張の覺悟に候間、近々彼口も討入らせ度候。

世良戦争
一點張り

此の如く仙臺、米澤では、談判中は休戦を旨としたるに、世良は只だ戦争一天張りにて、愈よ急に焦燥し立つる態度だ。

眞田に白
河出張要
求

前段會使者に付ては、近日白川口申付置候間、悔悟、降伏、謝罪の筋に候はゞ、彼表出先陣門へ罷出、嘆願可申出旨、仙、米、太夫へ御達有之候間(參照六五)、先生(眞田を斥す)にも近々白河城へ御出張進軍の上、出先たる彼藩人へ、御面會可然候。

此れは仙臺藩軍事參政眞田喜平太へ世良が告げたるところ、眞田は但木など

會津眞意
試驗

に比すれば、世良等と意思疏通しつゝある者だ。

降伏使者差出の國論ならば、白川口此間の討入逆も手向は申問敷、夫に十分手向候は、國論にては無之、只一二の臣家共申合、止戦にて寛大の取計を申立ると相見え申候。

會津の眞意奈邊に在る乎、之を實驗するは、白河口に於ける、彼等の態度如何に存す。

會津眞意
期待

幾重も總督府より相達候通、御計無之候ては、成功は出来不申と存候間、何分此地へ御出張可然候、自然會賊御面會候は、開戦謀主の首級差出し、其上四境の兵備を引拂、速に引渡し、の所、御談判相成度、左候は、白川口直に相進、城請取せ申候に付、曖昧姑息の論無之、正大公明の斷以御運、片時も早御報知、會境進軍相樂居申候。

如何にも條理を盡してゐる、世良の意見は、總督府參謀の立場として、決して妥當を缺いたものではない、此れが當然である。

降服談判
白河口の
要

若右の運不、相叶儀ならば、御出會は御無用なり、何れにも公然降伏の談判は、會境に臨候ならば、皆偽言と相成可申に付、先白川口へ御差出可然候、程次第總督にも、白川口御出張の取計に致度候、以上。

後の四月五日

二白、彌降伏の心得に候は、陰に事を取計候事は無之、公然白川口にて談判、其上米境へ廻り候ては、途中も廻に相成、旁總督にも近々御出張に相決申候、世良の意見は、飽迄會津との談判を白川口の官軍軍門に於て、公々然爲すべきものとし、斯くの如く行はしめんとした。

仙米届書

然るに仙臺、米澤の二藩に於ては、既に會津の使者と、兩度も關宿にて會合し、其の投降の嘆願書を受付けたれば、更らに左の届書を提出した。

今般會津容保爲、謝罪嘆願、家來共相越候由、米澤より申入、陣門へ相通し承候段、總督へ御届申上候處、至今日謝罪嘆願の名は、相立不申、悔悟、降伏、謝罪の筋に候は、周旋の者一同、白川口陣門へ可罷出御達の趣、承知仕候、然に右御達

不相届前、仙臺湯原口於國境陣門、承届降伏謝罪の義、總督府へ別して御届申上候、行違に相成候間、此段御届申上候以上。

閏四月十三日

但 木 土 佐
竹 股 美 作

此の届書には、總督府よりは別段何の沙汰も無かつた。

第十三章 奥羽聯盟成立

【六七】 仙、米兩藩主白石に會す

自主的運動開始

奥羽鎮撫總督の意向と、米澤、仙臺兩藩の意向とは、會津處分案に就て、互ひに喰違ひを來してゐる次第は、既記の通りだ(參照六六)。然るに總督府參謀は、只管ら會津や、庄内のみを相手として、其の脚下が地すべりをなしつゝあるに氣付きたる乎、否かは知らず、仙臺、米澤兩藩は、到底總督府參謀の注文通りに運動す可きものでは無いと覺悟の臍を固め、愈よ自主的運動を開始した。それは乃ち撥を奥羽列藩に飛ばし、其の聯盟を企て、其力を以て、彼等の意見を貫徹せんとしたのである。

聯盟謀主

抑も奥羽聯盟の謀主は、何人である乎、其の策源地は何處にある乎、事後に於ては、仙臺人は米澤であると云ひ、米澤人は仙臺であると云ふも、兩藩の間に成立

六七 仙、米兩藩主白石に會す

二六九

したることは、争ふ可からざる事實だ。而して其の謀主の總てとは云はぬが、其の一人としては、恐らくは仙臺の學者大槻磐溪の如きも、數へねばならぬであらうと信ぜらる。

白石會派
召集狀
以手紙致啓達候。陸奥守(伊達慶邦)並に彈正大弼(上杉齊憲)儀、會津容保御追討之先鋒被仰付、陸奥守被致出陣候處、今般容保家來共、陣門へ相越、降伏、謝罪之儀、嘆願申出候に付、致御衆評度候間、御重役之内、白石陣所へ御出張相成候様致度候。以上。

閏四月四日

上杉彈正大弼家老

竹股美作

千坂太郎左衛門

伊達陸奥守家老

但木土佐

坂英力

而して其の同章は、左の二十七大小名に當て發送した。

南部美濃守、南部遠江守、南部美作守、津輕式部少輔、松前伊豆守、津輕越中守、松前大學、阿部美作守、相馬因幡守、秋田萬之助、安藤理三郎、板倉甲斐守、内藤長壽丸、立花出雲守、丹羽左京太夫、戸澤中務太輔、水野真次郎、藤井伊豆守、六郷兵庫頭、本多能登守、米津伊勢守、上杉駿河守、織田左近將監、岩城左京太夫、佐竹右京太夫、佐竹播磨守、生駒大内藏。

であつた。云ふ迄もなく白石は、伊達慶邦の本陣である。而して各藩よりは、重臣一兩名宛此地に會同することゝなつた。

元來會津藩の使者を案内して、仙臺の國境關宿に來りたるものは、米澤藩の代表者であつた。米澤藩の此の前後に於ける活動は頗る目醒ましきものがあつた。而して今や藩主自から白石に至りて、周旋するの必要を感じ、閏四月九日米澤を出發した。其の率ゐたる隊は大井田修平、中條豊前、江口縫殿右衛門の隊に、

米澤藩主
白石着

六七 仙、米澤藩主白石に會す

二七一

撤兵、劍、槍手、旗本勢共に三千七百餘人、福島に、瀬上に、桑折に、藤田に、貝田に、越河に、齋川に皆一隊の兵を宿陣せしめ、其の非常を警しめ、親ら千五百餘人を率ゐ、同十一日夕白石に達し、先づ旅館に就き、直ちに白石城に登り、參政詰所に於て、仙臺藩主伊達慶邦と會見し、會津降伏問題に關し互ひに意見を交換した。議了りて、御座の間に於て酒宴開かれ、兩藩の家老、若老等も陪席した。米澤藩主は甚だ愉快なりとて、酣醉淋漓、自から謠ひ、夜十時比宴を撤して旅館に還つた。尙ほ米澤藩主は、藩祖謙信より傳來したる紺地に日の丸の旗を押し立て、其の陣容は、實に勇壯を極めたと云ふ。惟ふに其の眼底には、既に奥羽兩州を打つて一丸となし、いざとならば薩長の者共に、一沫吹かせんとする意氣、正さに冲天の勢ひありしならんと察せらるゝ。而して仙臺藩に於ても、亦た固より其の覺悟なれば、仙臺、米澤兩藩が、正しく奥羽兩州の音頭取りとなつたのだ。

仙臺藩主
會見

【六八】 奥羽列藩の白石聯盟

來會者

仙臺、米澤兩藩の老臣連名にて、奥羽列藩に回章を發送したる(閏四月四日)と同時、白石に會議所を設けたが、此處に來會したる者は、米澤藩千坂太郎左衛門、竹股美作、木滑要人、中里丹下、大瀧新藏、片山仁一郎を始め、盛岡藩野々村眞澄、江幡五郎、二本松藩丹羽一學、丹羽新十郎、守山藩三浦平八郎、柳沼正介、棚倉藩平田彈右衛門、梅村角兵衛、中村藩相馬靱負、佐藤勘兵衛、志賀治右衛門、三春藩大浦帶刀、小堤廣人、福島藩池田權左衛門、高橋吉三郎、上ノ山藩渡邊五郎左衛門、増田武兵衛、龜田藩大平伊織、吉田權藏、一關藩佐藤長(權)太夫、森文之助、黒羽藩三田稱平、矢島藩椎川嘉藤太、山形藩水野三郎右衛門、笹本藤馬等にて、何れも其の旅館には、定紋付の幔幕を張り、家來、厮徒等を率ゐて滞在した。

聯盟成立

而して會議所には仙臺藩より、坂英力、但木土佐、石田正親、若生文十郎、石井貞治等出頭周旋し、來會の列藩重臣等に、會津降伏嘆願書(參照六五)を示し、會津藩の

誠意眞情正しく此の通りであるを認め、仙米兩藩主よりも、それ／＼添嘆願書を總督府に進達するつもりである。列藩頼ひに同意ならば、連名の嘆願書を差出されよと、此の如くして奥羽聯盟は、立どころに成就した。仙米兩藩主の添嘆願書に曰く、

仙米兩藩
添嘆願書

討會先鋒被仰付、兩國共出兵罷在、已に仙臺先手勢及接戰候處、今般降伏、謝罪之儀、容保家來共申出候に付、仙臺國境於陣門、問罪督責爲致候處、伏見暴動之一舉者、畢竟兼て示方不行届より、全く卒然に發し、奉驚天聽候段、至極恐縮之餘り、容保儀者歸邑退隱の上、當時於城外恭順、謹慎相盡し、頗る前非を悔悟罷在、寛大之御所置被成下候様、別紙嘆願書(參照六五)之通、家來共申出候間、益天朝之御仁德奉感戴候様、御所置奉仰望候、會津國情等之儀は、委細演説を以て、申上候通に御座候間、御汲量、寛典之御沙汰被成下候様、一同奉懇願候、以上。

閏四月十一日

仙臺中將

米澤中將

同日夕米澤藩主上杉齊憲が白石に到着したるは、既記の通り(參照六七)にて、兩藩間の協商の蚤く成立しゐたることは、之を測知するに難くあるまい。而して奥羽列藩諸重臣の連名嘆願書も、同日付にて、作成調印せられた。

列藩重臣
連名嘆願書

此度會津征討被仰付、各藩出兵、既に仙臺先手勢及接戰候處、容保家來共降伏、謝罪之儀申出、仙臺國境陣門に於て、糺明相違候處、伏見暴動の儀は、全く異心等有之筋には無御座候へ共、事皆卒然に相發し、奉驚天聽候段、深く恐入、其節之先手隊長等は、別而謹慎申付置、奉待御沙汰、如何様共處置仕候由に御座候、畢竟容保兼て示方不行届之所致候段、至極恐縮仕、當時城外に於て、恭順、謹慎相盡、先非悔悟罷在、家來共嘆願書を以て申出、降伏、謝罪仕候上者、幾重にも寛大之御所置被成下、至仁之聖恩奉感戴候様、奉仰望候、尤當時王政御一新之御場合にも被爲在候へば、何分不被爲動干戈、人心之向背をも深く可被爲有御汲量御時節と奉存候、勿論春夏之間は、農時之甚急務とする所に有之、自然民

命の大に所關に御座候間、是等之儀共、篤と御諒察被成下、今日之事は、只に會津孤國而已之御所置と不被爲思召、寛大之御沙汰被成下候はゞ、實以奥羽御鎮撫之道、赫然被爲立候様、偏に存込、列藩衆議相盡し、奉懇願候、尙又連名外之輩者、驅附次第可奉申上候、恐惶謹言。

慶應四年閏四月

記名列藩
代表者

而して下記は、此の嘆願書に記名調印したる列藩の代表者である。

驅付加判
面々

伊達陸奥守家來坂英力、但木土佐、上杉彈正大弼家來千坂太郎左衛門、竹股美作、南部美濃守家來野々村眞澄、丹羽左京太夫家來丹羽一學、松平大學家來三浦平八郎、阿部美作守家來平田彈右衛門、相馬因幡守家來相馬靱負、秋田萬之助家來大浦帶刀、水野眞次郎家來水野三郎右衛門、板倉甲斐守家來池田權左衛門、藤井伊豆守家來渡邊五郎左衛門、岩城左京太夫家來大平伊織、田村右京太夫家來佐藤長(簀)太夫、生駒大内藏家來椎川嘉藤太、尙ほ追々驅付け、加判せし面々は左の如し。

相馬因幡守家來佐藤勘兵衛、佐竹右京太夫家來戸村十太夫、戸澤中務太輔家來舟生源右衛門、安藤理三郎家來三田八彌、六郷兵庫頭家來六郷大學、本多能登守家來石井武右衛門、内藤長壽丸家來茂原肇、立花出雲守家來屋山内記、上杉駿河守家來江口俊藏、津輕越中守家來山中兵部、南部遠江守家來吉岡左膳、斯くて奥羽二州は、殆んど残る限なく、何れも仙臺、米澤兩藩の提唱に應じて、一致同盟、以て會津の爲めに奥羽鎮撫總督府に向つて、嘆願書を呈することゝなつた。

【六九】 仙、米兩藩主と九條總督との會見

總督白河
行驗豫

奥羽列藩中には、仙臺、米澤の提唱に、欣然賛同するを遲疑したるものもあつたであらう、然も其の大勢は既に定りて、如何ともす可からざる形勢となつた、而

六九 仙、米兩藩主と九條總督との會見

して九條總督側では、果して此の奥羽聯盟が、如何なる威嚇力や、高壓力や、強迫力をもて、九條總督側に來り薄る可き乎に氣付きたる乎、氣付かざる乎、そは兎も角も九條總督は、閏四月十一日を以て、岩沼より白河に向ひ、出發の豫定であつたところ、仙臺、米澤兩藩主が、來見の旨を以て、其の發程猶豫を懇請したから、之を待ち受けた。

仙臺藩主
米澤藩主
總督面會

仙臺藩主伊達慶邦は、閏四月十二日、午前六時供揃にて、午前七時騎馬にて白石を發した。供奉は山本丹後の率ゐたる御近習鐵砲組一隊、牧野新兵衛の率ゐたる狙撃隊一隊、投機隊十人、騎馬隊二十五騎、御近習鐵砲組一隊等で、その一切を石母田但馬が總轄し、宮驛に小憩、大河原にて午餐、槻木にて小憩、午後二時岩沼なる總督府に著した。米澤藩主上杉齊憲も亦た仙臺藩主より少しく後れて白石を發した。兩藩主到着の上、九條總督は之を延見した。其の會見の様子は、仙臺戊辰史には、左の如く記してゐる。

會津免罪
願

慶邦公容を正して曰く、

今度會津容保御征伐の處、前非後悔、謝罪降伏申し上ぐる旨、家來共より嘆願書指出し候。依て私共に於て、實否篤と取糺さしめたるに、全く相違なき次第故、私共よりも同様嘆願書を添へ、奥羽各藩よりも亦嘆願に及び候。以上三通の嘆願書、御受納を願ひ上げ候。委細の趣意は、嘆願書に認めたる通りにて、會津に於ては、封土の削減は勿論、主謀者の首級をも差出すべく、此の二條を以て、以前の罪を御免下され度、添へて嘆願に及び候。

九條總督曰く、

さらば會津は開城に及ばざるか。

兩中將曰く、

追々開城に及ぶべき心底なれども、家臣中の激徒、疑ひを懷きて内亂を生じ、官軍に對し、如何なる不法をなすに至るかも知れず、若しさることありては、愈天朝に對し奉り、罪を重ぬる道理にて、心痛此の上もなき次第なれば、仰ぎ驚くは感察を垂れ、寛大の御處置を以て、當分右二ヶ條にて、宥罪の御沙汰を

激徒蜂起
の憂

願ひ上候。若し強て御討伐に相成候ては、會津のみならず、奥羽の人民、塗炭の苦しみに陥り、果は亂民蜂起、鎮靜、謝罪、愈々御多端と相成り申すべく、民情篤と御諒察を仰ぎ候。

とある。而して更らに曰く、

願書受納

尙席末に列せる仙臺、米澤兩藩の家老よりも、目下諸藩疲弊の状態を述べ、降伏嘆願御容れなきに於ては、遂に社稷を保ち難き場合にも立到るべく、勤王の赤心も届き兼ね、却て恐れ入り候状態に陥ることなしとも限らず。依ては會津の願ひに拘はらず、列藩の至誠を感察ありて、奥羽二州安堵致し候様、御裁許を仰ぎ奉る旨を述べたるが、九條總督は願書を相當と認む。委細は軍事參謀の意見にもあるべし。兎も角も願書は受納すべく、何分の御沙汰は四五日間延引あるべしとのことにて、兩中將及び家老等は、夜九つ頃(午夜)に退營とあるが、此れは仙臺側の所記にして、九條總督が果して「願書を相當と認む」と云ひし乎、否乎は、別に検討を必要とする。

兩藩主歸還

慶邦公は竹駒寺の假旅館に、上杉中將は町家の旅館に引取り、翌十三日九つ時(正午)前に竹駒寺を發し、上杉中將の旅館を見舞ひて後岩沼を發し、榎木、大河原、宮に小憩、白石城に歸らる。而して上杉中將は、公より少し後れて岩沼を發し、大河原一泊、十四日白石一泊、十五日關町一泊、十六日湯原に午餐して、米澤に歸られしが、旅中各驛々(中將在陣驛の前後、數ヶ驛に亘る)に兵一小隊宛を配り置き、極めて嚴重なりき。

と。此の如くして、仙臺、米澤兩藩主と、九條總督との會見は、首尾克く相濟んだ。

【七〇】 世良參謀と會津降伏一件

世良の人 當時大山格之助は、庄内討伐の爲め、澤副總督を擁して、羽州方面に出張中であつたから、仙臺、米澤兩藩との交渉には、世良修藏等が之に當つてゐた。彼には機

略縦横、仙、米兩藩の要人等を操縦して、其の意の如くならしむるが如き手腕も無く、さりとて兩藩人をして信愛、悦服せしむるが如き徳望も無かつた。但だ彼は一意専心、會津討伐の爲めに努力し、その爲めには毫も假藉するところ無かつた。要するに彼には人心洵々、人情疑惧、反覆恒無き奥羽鎮撫の重任に膺る程の資格は缺けてゐたが、然も彼亦た一丈夫にて、其の目的に對しては忠實、且つ熱心に、何等怯懦、柔佞の弱點を暴露するが如きことは、見出され無かつた。要するに機略の一點から見れば、仙臺の但木土佐などが、世良よりも一枚も二枚も上手であつたかも知れない。

世良の態度

世良が如何なる態度であつたかは、左の一書にて判知る。

但木土佐、木滑要人より差出候書付、隨に相届申候。謝罪嘆願と申は、當二月中頃の儀にて、今日に至り謝罪嘆願と申候而者、名分不立、且者彼之情實、何とも不相分事に付、別紙二通相認差送申候間、總督へ入御覽、御濟之上、仙藩へ御達可被成候。元來悔悟降伏之譯は、出先陣門へ罷出可相願筋に而、何も陰に使

者杯を以相願候儀に者不及、降伏と云時、開城に而、謀主の家來は相罰し、主人は退去し、寺院中にても慎不申候ては、奉對天朝、御禮讓相立不申事に候。垂角別紙之通に相計ひ候様、仙臺家へ御聞可被成候。爲其如此候也。

後の四月三日

世良

鹽小路様

猶々戦争は、一日に而も相止候譯には、參り不申候間、如何様の事申出候共、決而御聞濟無之様致度候事。

世良の降伏條件

當時世良は本宮にあり、九條總督は岩沼にあり、鹽小路は九條家の大夫である。世良は絶對に、會津の降伏を拒絶せんとするでは無かつた。但だ降伏には、其の方式があり、其の條件がある。方式とは、正々堂々、官軍攻口の正門——白河口の軍門——に來りて、其の申出を爲す可き事、而して其の條件としては、若松城の開城、首謀者の首級、四境の守備撤退を必須とした(參照六五、六六)。此れは當時に

七〇 世良參謀と會津降伏一件

世良白河城に入る

於ては、決して過酷の條件と云ふ可きものでは無かつた。扱も世良參謀は、醍醐少將と本宮に在りて、一面羽州出張の大山格之助と相牒して、其の援兵を出すことを計企し、同時に鎮撫總督本營を白河に移すの得策なるを認め、醍醐は之を九條總督と面議の爲め、閏四月六日日本宮より岩沼に赴き、世良も亦も同日本宮を發して、白河城に入つた。其の事情は、左記醍醐忠敬手記に詳かである。

總督に轉府督促

閏四月六日世良參謀議して曰く、前日大總督に上書し、二國の情態を告ぐ。不日報命あるべし。然らば則ち此處(本宮)に次し、爲すことなし。且仙臺近日の情を察せよ。動もすれば違命、故なくして退兵する何ぞや。甚だ怪むべし。因て予(醍醐少將)一旦督府に返り、總督速に白河城に轉府を促せよと。予此日直に發す。世良參謀、白河城に抵り待つ。

と。されば世良參謀も、仙臺藩の雲行きが尋常ならざるを察し、總督本營を岩沼より白河へ移轉するの得策なるを認め、それを實行せしむ可く、故らに醍醐少

將を岩沼に赴かしめ、彼自身は白河に赴き、總督の來るを待つことゝしたことが判知る。

尙ほ醍醐忠敬の手記に曰く、

八日(慶應四年閏四月)岩沼に歸る。總督大喜。

九日 仙藩に令す。總督白河城に轉府して本道に迫る。中將(仙臺藩主伊達慶邦)白石城に在て間道諸口前後相應ずべしと令す。因て予(醍醐)明日を以て發し、總督十一日を以て發す。藩吏(仙臺藩吏)延日を乞ふ。許さず。

總督轉府延期

と。而してその十一日は、仙臺、米澤兩藩主の、白石に於ける會合あり。十二日には兩藩主が九條總督を岩沼に訪問するあり、それは既記の通りだ(參照六九)。然も九條總督が岩沼出發を延期したるは、當だに兩藩主來訪の爲めばかりでなく、他にも亦た理由があつた。それは以下に語るであらう。

【七一】 總督府對仙、米二藩

轉府延期
の理由

形勢一轉

扱も醍醐少將は、九條總督白河城へ移轉の議を纏め、閏四月十日岩沼本營を發し、大河原に達したるに、會々世良參謀の白河より發したる飛書に接した。それは大山參謀より、庄内方面の急變を報じ來り、庄内の大兵寒河江、柴橋等に進出し、將に天童に迫らんとし、形勢極めて危しとて、速に援兵を請ひ來りたれば、姑らく岩沼に止まり、仙臺藩をして、援兵を出さしむるの措置を作さんことを希ふとのことであつた。醍醐少將は此れより岩沼に歸り、九條總督に謀るには、更らに一日を費せば、寧ろ直ちに白石に赴き、其通りに執行せんに若かずとし、此に於て一方には書を岩沼に飛ばし、羽州の形勢急なるを告げ、姑らく總督の進發を止め、羽州應援の措置をなさんことを請ひ、他方には自から白石に赴き、仙臺老臣を召し、羽州出兵を命じたが、遂ひに要領を得なかつた。それも異しむ可きではなかつた。仙臺藩の態度は、今や彌よ否薩長の方向に急轉しつゝ、あつた

仙臺藩に
出兵命令

からだ。
閏四月十日付にて、在岩沼の九條總督は、仙臺藩主に、左の通り出兵命令を下した。

仙臺 中將

羽州賊兵、山形へ押寄之報知有之候間、明後十二日迄に繰出、早々追討可致候事。

辰閏四月十日

鎮撫 總督

同時に、米澤藩主にも、

上杉 中將

今般庄内賊兵、天童へ暴動之報知有之、彼地の形勢切迫に付、右應援兵急速差出、速に賊徒打拂可申事。
但討會先鋒には候得共、彼地へ出兵未だ無之様子に付、右人數を分て、天童へ

可差出、猶出張之時刻等、早々可申出候事。

辰 四 月

鎮撫總督

仙臺藩答申

然るに仙臺藩は、庄内の罪狀明白ならず、出兵し難しとの意味もて、左の如く答申した。

(前文略)昨日御達之趣承知仕候。然に右庄内何等の罪狀有之、御征伐相成候譯に可有之哉。最初御達も無之、相辦兼、尤全體之御趣意柄、不束にては、出兵可仕様無之候間、委細被仰渡候様仕度候。以上。

閏四月十一日

仙臺中將内

石田正親

米澤藩答申書

而して米澤藩も、仙臺藩と大同小異の答申書を出した。

(前文略)御達之趣承知候。然るに右庄内御征討の條理、分明相辦兼、何分急速出

兵之運難相成候間、庄内罪狀之件々、委細被仰渡候様仕度候。以上。

閏四月十三日

米澤中將内

竹股美作

何れも咄々人に逼るの態度にて、到底兩藩が九條總督の命令を遵奉す可き様は見えない。

但本土佐申述

話變りて仙米兩藩主が、十二日九條總督と會見の一段に於て、仙臺藩側では、九條總督も、兩藩主の申分を尤の次第とし、願意を相當と認むと記しあるも、九條總督附鹽小路の手記には、

官軍薩長兵、亂暴之次第、全くは王命を借り、報私怨之致し方故、自然奥羽各藩合從致し、薩長兵隊奥羽兩國一人も差置不申候。奥羽各藩合體、右等之情實、既於當藩、激徒共處々一揆之模様有之。此中より段々取靜居候得共、やゝもすれば、内亂に可及も難計故、總督府も夫是國情御察し被下、非常之御處置、只管相

兩藩調願
尋常なら

願度旨、色々暴言を以、但木土佐より申述候。とある。此れは「暴言」であつた乎、否乎は、受身の感情如何によりて、同一でないとしても、其の但木土佐より右の通り陳述したことは、相違あるまい。而して仙米兩藩主の九條總督應接の時間は、世良より大山に當てたる密書の中に、夕七つ時（午後四時）より、夜九つ時（午夜）に及んだと云へば、彼是れ八時間に渡りたる談判にて、尋常一様の請願ではなかつたことが察せらる。又た鹽小路手記の中、同人が戊辰七月二十三日、江戸大總督府に登りし際の言上書中に、左の一項がある。

對薩長反
感灼熱

同日（閏四月十二日）仙臺家老但木土佐より申出る。去月廿四日羽州清川口薩長兵隊、庄内戦争之次第、官軍之被成方とも相違し、暴に打入相成、全は王命を借り、報私怨之次第に而、奥羽各藩王命は決し、而相背不申候得共、前段薩長暴動之爲、奥羽各藩合從致し、薩長兵隊奥羽兩國に不差置旨演舌也。前項と略ぼ同一意趣である。要するに薩長に對する反感は、今や灼熱點に達し、

奥羽二州は、燎原の火の如く、其勢能く禦ぐものなきに至つた。

【七二】 朝廷と仙臺藩

朝廷と仙臺の聯絡

朝廷に於ては、東北の雄鎮として、仙臺藩に尤も倚信したるは、當然の事にして、當時仙臺藩と本支の關係ある宇和島藩主伊達宗城は、新政府に於ける尤も羽振り善き大名政治家の一人として、専ら外國事務を管掌しつゝ、あり、旁た仙臺藩に取りては、朝廷等との聯絡には、彼も亦た相應の役目を果したであらう。尙ほ仙臺藩記によれば、四月十六日の項に

一 會津本城一手襲撃被仰付候に付、關東御追討の官軍に應援行届兼候趣奉願候處、願之通、江戸應援の儀は、被成御免候。他を不願、一圖に盡力奏成功候様、御沙汰の旨、御附札を以て被相渡候段、遠藤小三郎（原註 仙臺屋敷京都留守

討會一途
を命ぜら

居申聞候趣、四月六日附を以、大條孫三郎在京家老より書狀到着候事とある。此の如く仙臺藩では、會津一手討伐を理由として、關東出兵を理りたるに、朝廷にてもそれを諒とせられ、他を不顧、一圖に盡力奏成功候様との附札にて、其願を允可せられたのだ。

仙臺世子
入國

且又仙臺藩主伊達慶邦の養嗣子總次郎宗教は、宇和島藩主伊達宗城の三男にして、慶應四年春京都に出で、三月十八日太政官代に於て、慶邦養子出願を允許せられ、十九日侍從に任じ、幾もなく左京太夫に任じ、四月六日、陸路東下し、品川より藩船宮城丸に乘じ、閏四月三日仙臺に著し、四日白石に到り、父子の對面あり、七日白石を發し、翌日仙臺に還つた。當時世子賜暇の際、朝廷には特に左の大命を下し、世子をして之を齎らし還らしめ、世子は白石に於て之を藩主に渡し

朝廷大命

伊達 陸奥守

其方儀、先般被仰出候御沙汰之旨奉畏、此節會賊追討勲絶可有之處、未だ捷報

不相奏、宸襟不被爲安候。抑會賊大義を不辨、天恩を奉忘却、徳川慶喜反逆を助け候罪惡、不容天地候處、遠邑邊陲之面々、京師之情實不通に付、賊徒等窃に救應之使節等差向候哉にも相聞、不容易儀に候。

此れは仙臺の運動が、甚だ手緩く、且つ奥羽の形勢が、容易でない報告に接し、朝廷は此の如き剴切の文句もて、仙臺藩を督勵したものであらう。此の御沙汰書の起艸は、四月上旬であれば、三月十九日松嶋に到着したる九條鎮撫總督一行よりの報知も、或は既に朝廷に達しゐたものと察せらるゝ。當時は既に汽船の便も開けて、その爲めに通信も迅速となつて來た。

藩祖を授
き激勵

然處其藩に於ては、東奥之大鎮、殊更曩祖政宗朝臣、勤王の偉功を以て、天下に流芳致候名家に有之候處、領國近地右等の賊徒跳梁致し、使節等諸所へ差向候様之儀も有之、自然治平遲緩に相成候ては、實に其藩曩祖以還の武名に拘候義にも爲當可申に付、其方父子戮力協心、且接近之諸藩を鼓舞致し、一舉にして、會賊誅劬、奏功可有之、依て今般嫡子左京太夫歸國御暇被仰付候間、只管

徽旨を奉戴し、不日可安宸襟之旨、御沙汰に候事。

世子歸國の理由

此の如く藩祖伊達政宗を援き來りて、仙臺藩の速に會津を討伐平定して、宸襟を安んず可きを云ふ。情理兼臻るもの。而して世子の賜暇歸國も、要するに此れが爲めであつた。然るに世子は白石に於て藩主と面會するや否や、直ちに仙臺に還りたるは、抑も何故であつた乎。仙臺戊辰史の欄外には、

宗敦京都に於て、會津討伐盡力すべき旨仰付られ、御暇を賜はりたり。と標記し、又た、

戰地より歸仙の理由

思ふに世子の京都にて賜暇ありしは、討會軍事に従はん爲なりしが故に、公(藩主)と共に戰地近く出張して、諸將を督するは本分にて、坂本大炊の如き、世子の仙臺へ歸るを見て、大いに嘆息せし程なれど、此頃種々の流説あり、仙臺城を空虚にする能はざる事情ありて、歸仙せしものゝ如し。

と記し、又た防長回天史は、更らに一轉語を下して、

蓋し總次郎(左京大夫宗敦)は、上國の形勢を、略了解せりと推測すべき理由あり。

一種の敬遠

り。故に事情を察するに、但木、坂等は世子の白石本營に留るを、其の政略に不利なりとし、敬して之を遠ざけしならん乎。事實恐らくは此の通りであらう。

第十四章 世良參謀局面轉回の計

【七三】 福島附近の百姓一揆

仙臺藩書 仙臺米澤兩藩主が、九條總督に岩沼本營に於て謁し、八時間の長時に亘りて、會津降伏嘆願を要請したる當日（參照六九及び七一）、仙臺藩は、左の届書を、總督府へ差出した。

覺

當今福島近邊百姓共、嘆願之筋申立、多人數相催、一揆蜂起仕候に付、先以福島にて取押申諭、相鎮置候處、既に五六百人程之人數駈集、尤彌增蜂起難止形勢に相見得候由、同處出張軍事方眞田喜平太等より只今申越候。右一揆蜂起之品柄不相分候間、猶糺問仕候上、何分取鎮候及手段、委細之義は、遂て御届等も可仕候得共、一應御届仕置候。以上。

閏四月十二日

仙臺中將内

但 木 土 佐

蜂起の原

此の一件に就て、仙臺戊辰史は、曰く、
 之が爲九條總督の進發は見合せられたり。然るに此の一揆に關して、明治四年の調査には、醍醐少將の進發を遮ざる爲、故らに一揆を煽動したるが如く記しあれど、こは本營の議論に、附會臆測したる説にて、事實は然らず。元來伊達、信夫の二郡は、養蠶を以て生計をなす土地なるに、春來人馬の徵發、軍糧の轉輸等頻繁にて、人民は農桑に従事する能はず、殆ど人爲の飢饉に瀕したるを以て、荒井村附近の農民數百名、嘆願の筋ありとて、福島城下へ押來らんとする旨の報あり。福島なる仙藩會議所にては、泉田志摩、眞田喜平太、姉齒武之進等出張して、鎮撫したるものにて、是等一揆の蜂起が、總督府轉陣中止の一原因とはなりしも、決して仙藩の煽動によりて起れるものにはあらざりき。

仙臺藩の煽動

と然るに防長回天史には曰く、

案ずるに此一揆は仙藩が八百長的に之を煽動し以て其日但木等が九條總督に陳述したる所を實にし、參照せし、總督府を威嚇するの用に供したること明なり。仙臺藩記に八百長的煽動の顛末を詳記あり而して同書は其の目的醍醐卿の白河行を沮止するに在りたりとせり其の要旨を擧げんに當時福島仙臺軍事局は既に來る二十日を以て會津兵が白河に進入すべきを知れり而して醍醐卿將に白河に赴かんとし既に桑折に在り卿にして直ちに白河に赴かば何等の危害に罹り何等の後難を惹起せしも知るべからず是を以て福島詰參政泉田志摩石母田備後眞田喜平太は相議して隊長瀬上主膳姉齒武之進を招き謀を授け養蠶期節軍役に堪へずと揚言し近郷の人民を煽動して一揆を起さしめ之をなすには武之進自ら奏を變じ一揆に混じ別に伊達の修驗極樂院をも使用して煽動の任に當らしめ五百餘人を集めて福島市外の河原に至り武之進拔駈け主膳に狀況を報じ遂に軍事局に

姉齒に策を授く

至る志摩等一揆の請願を聞届くべしとて一揆をして軍事局なる長樂寺に入らしめ武之進をして説得教諭して鎮撫に歸せしめたりとありと記し更らに、

否定し難し

仙臺戊辰史には此一揆は九條總督の白河轉陣延期の一因となりたるも仙藩が之を煽動したりと稱するは假令明治四年の調査に斯くありとも事實に非ず又此の騷擾は醍醐少將の動靜には何等の影響を及ぼさずと論ぜり然れども一揆は仙藩の故意の煽動に係ることは仙藩より調査の上に政府に出したる公文なる仙臺藩記に載する所なれば筆尖の否定を許さずと駁撃し更らに、

種々の目的

只單に醍醐少將の行程を妨ぐる目的にのみ出でたりとするは是れ仙臺藩記も猶曲筆たるを免れず仙臺藩記は仙臺煽動の事實までを否定し得ざりしも總督脅迫の爲めとするを憚り單に醍醐卿の行程を遮ぎる爲めとせしものなり要するに總督府を威嚇し總督及び醍醐少將の行動を妨害する等

種々の目的の爲めにせし煽動なること疑なし、
と斷言してゐる。要するに此の一揆は、煽動せざるも、或は發生したるやも知る
可からず、但だ此の一揆を仙臺藩が利用したるだけは、常識から判斷しても、不
思議はあるまい。

【七四】 九條總督岩沼發程延期

醍醐世良
等に語問

兎も角も九條總督の閏四月十一日岩沼を發して、白河に赴く豫定は、延引せら
れた。仙臺、米澤兩藩主の來訪と云ひ、庄内方面に於ける官軍苦戰と云ひ、將た福
島に於ける百姓一揆と云ひ、種々の事情が之を然らしめたものだ。斯くて十三
日即ち仙、米兩藩主訪問の翌日、九條總督は、其の旨を詳悉したる書を、急使に附
し、澤爲量、醍醐忠敬二卿及び大山、世良兩參謀に寄せ、其の意見を諮ふこととし

た。九條總督家人鹽小路の手記に曰く、

右之次第(兩藩主取次會津噴願一付)道孝一存に取計難被致、尙澤、醍醐兩君並大
山、世良等へ、早々打合報知被致、續而家來鹽小路を以て、醍醐家、世良等へ、前顯
打合に可及旨被申付云々、

總督孤弱

とある。乃ち九條總督は、取り敢へず諮問の次第を通知し、更らに其の家人鹽小
路を、醍醐、世良の許に派遣したのだ。而して當時九條總督が、奥羽鎮撫總督の大
任に膺りながら、如何に孤弱無援の環境に立ちたるかは、仙臺藩記に、

此時に至り、府下警備の兵、薩、長、筑の内、僅に筑州一小隊を殘せるの處、羽州戰
争至急なりとて、此兵も出向き、參謀は何れも出張、其餘は殿下(九條總督)左右
の侍臣、諸大夫、用人等のみにて、督府の威薄く、兵權みな仙藩の有司に歸し、殿
下と云ふとも、意を専らにし玉ふ事能はず。是がため軍機を失ひ、討會遷延に
及たる事、畢竟此間に弊なしと難申候、

總督左右
家人のみ

如何にも實情を穿つてゐる。元來九條總督は、仙臺藩を恃みとして、殆んど護衛

兵のみとも云ふ可き薩長筑の小兵を率ゐるに過ぎずその爲めに當初から其の威嚴と壓力とを自から把持するには頗る不足を感じた然るに其の小兵さへも戦地に派遣し去り今や殆んど其の身邊の用を辯ずる家人等に過ぎなかつた斯る場合に仙臺其他のアンチ薩長の雰圍氣に包圍せられ如何に苦しき立場にあつたか想像に餘りありと云はねばならぬ

世良參謀
醒醐宛急報

却説も醒醐少將は既記の如く閏四月十日岩沼を發し白河に向ふの途次大河原に於て世良參謀より急報を受取つた

急筆申入候過る四日庄内賊兵天童へ六百人計り襲來放火既に山形へも押寄せる勢にて甚切迫に付仙臺兵早々出張候様今朝筑藩報知有之右に付き早々出張御沙汰仙臺へ申遣はし候間白川御出張は暫時御見合右人數繰出候手段可被成候且又仙臺不相進様子ならば御殿御出馬も被爲有候御趣意を以て速に中將へ御申聞被爲有候様致度候天童より山形へ押出候時には最早仙臺の境へ閏近く候故應援之兵にては無之防禦の兵に付急速出兵可

致候様被存候へ共武事不相心得仙臺なれば遅々も難計候間大越其他へ嚴重被仰聞家老一人應援可指出無左ば御殿出陣も可被爲有候段御申付被成度候小子馳歸り心配可致譯に候へども白川表は今日より少々手配り致し懸け引放し不申候に付書中を以て申上候何分天童御始末相附候迄は白川御出張總督様にも御見合被成度候米澤へも庄内へ出兵の沙汰致置候以上
右總督様へ前段之趣御申上可被下候

世良

奥田君 要詞

奥田は醒醐少將の家人だ此の爲めに醒醐は岩沼に引き還すよりも寧ろ白石に赴き直接仙臺藩に指令するを便として白石に向ふたる次第は既記の通りだ（醒醐七一）而して白石に著したが要領を得ず物情騒然途方に暮れてゐたところ十三日午刻鯨島金兵衛桑折より來り南部兵遡巡して進まず親しく説諭あらんことを請ふたるを以て明日を以て白石を去り桑折に赴く可きを發

南部兵漸く進發

七四 九條總督岩沼發程延期

三〇三

表した。十四日上參謀の正式を備へ、白石を發し桑折に至り、南部兵の隊長等に謁を賜ひ、其の北進を懇諭した。南部隊長等も、其旨を承け、羽州に發向することとなり、同夜南部兵に酒を賜ふて之を犒らひ、翌十五日鮫島金兵衛は、南部兵を伴ひ出發し、醍醐少將は、之を門外に送つた。

【七五】 九條、醍醐、世良

九條總督
詰問書

既記の如く(參照七四)九條總督が、仙臺、米澤兩藩主、登營強訴の狀を報じ、且つ其の意見を詰問す可く、醍醐少將に與へたる一書は、十四日桑折に於て受領した。態急使を以申入候。薄暑之節御座候處、愈御安全御在陣珍重奉存候。扱昨十二日申刻(午後四時)當本陣(岩沼)へ、仙臺中將、米澤中將入來、及面會候處、會津謝罪降伏之儀に付、別紙寫三通之通、且演舌にて、容保儀は、恭順、謹慎は、不及申、開城

仙米藩主
演舌

可致心底之處、兎角激徒共、内亂を生じ、官軍へ對し、如何成不法仕候も、難計、右様之事出來候ては、彌以容保罪難逃、心痛仕候間、何卒寛大之御所置を以、滅地は勿論、暴臣之首級可差出候次第にて、謝罪被聞食、蒙御憐愍候は、朝恩奉感戴候旨被申述候。仙米兩藩にも、容保嘆願之趣意共に奉願上旨に付、下官右三通熟覽勘考候處、逆も採用可致様にも、不被存、段々開城及談判候得共、此儀於兩藩是迄度々懸合及候も、甚六ツケ敷趣に付、右別紙三通速に返却候處、再應歎願之筋は、右御取上不被下、彌會討に相成候ては、兩國の人民及難澁、蜂起之徒追々出來之様子も有之、鎮靜、討罰、多端に成行、各藩及疲弊、終には社稷難保場合にも至り、勤王之赤心も肩兼、却て恐入候次第に至候間、何卒會津嘆願に不拘、各藩之願を以て、奥羽兩國人民安堵爲致候思召を以、速に御裁許伏て願候。

各藩向背
難計

右事情を以、下官竊に熟考致候處、當節之形勢、各藩向背難計模様被察、自然所爭亂出來候は、鎮撫之職掌、御互に難相立のみならず、諸方之人氣にも相

拘り却て幸安宸襟奏功も前途難見定徒に費歲月候而已何共恐入候間一應御相談之旨を以昨夜之處四五日延引之段及返答候間前條御深考之上急に返答承り可然取計心組候也

閏四月十三日

二白世良修藏へも可然御申入希候以上

總督一節
受身

本文を一讀すれば如何に九條總督が弱音を吐きつゝあるか判知る一切の調子が全く受身となりて仙臺米澤兩藩主から思ふ儘に説得せられ思ふ儘に吹き込まれ思ふ儘に其の意見を左右せられたることが判知る若し兩藩主の意見通りにしたらんには會津は城下の盟でなく官軍が却て會津に降伏する次第となる譯合だ斯く九條總督を動かすに就ては但木土佐杯の其間に於ける言説が尤も有力であつたことは鹽小路の所記に徴しても想像に餘りありだ(参照七一)

醍醐少將
世良宛狀

十四日本書を受取りたる醍醐少將は同日直ちに急使を白河に馳せ一件書類

と併せ左の一書を世良參謀に送つた

以急使申入候日々御用多察御苦勞存候扱去る十二日岩沼本陣へ仙臺中將米澤中將等參入總督及御面會候處會津悔悟降伏謝罪之次第歎願に罷出候に付予白石在陣に付總督より御相談に相成候付其方へも相談可致様御示有之候間無腹藏至當之儀返答頼入候最總督よりの御書呈候に付御熟考有之度候小子愚按には會容保悔悟降伏謝罪之爲家來首級可差出之歎願且各藩より共に只管歎願又人民難盡農時甚急務之場合に有之趣可憐存候乍去何分於會は實以不可入天下之罪人歎願之家來罷出候趣意にては逆も採用不宜開城引渡し白河表へ歎願之家來罷出候ても不可免罪人に候得共今般王政御一新日新之御場合に候間採用候ても相濟左無は不濟次第かと令愚存候又色々と存候得共急事之故不知□□右之存心に候其方趣意書付早々返答頼入候尤總督御見込も御書にて顯候間兩藩へ返答書其方にて認廻吳候様致度且小子も今日は桑折迄出張實に因循之白石に在陣咄承候も彼是

難澁。且庄内賊兵模様により、速に出馬之手順も、白石にては致兼候、桑折ならば順路にも有之、速に出馬之手順も出来候、(中略)寸刻も總督初、白河表へ出張致度存候間、偏に手段頼入候、何分會降伏次第、熟考急速返答待居候也。

後四月十四日未刻

忠敬

世良修藏殿 急用

主腦は世良 本文によれば、醍醐少將が九條總督よりの急簡を受取りたるは、桑折に向つて未だ白石を發せざりし以前であつたことが判知る。而して醍醐の意思は、九條總督の弱音に比すれば、聊か主持するところあるものに似たりと云ふ可き歟。然も九條にせよ、醍醐にせよ、要は一介のロボットにして、要するに其の主腦人物は、實に世良修藏其人であつた。されば東北人士が、世良を目の敵としたるは、毫も異しむに足らなむ。

【七六】 醍醐少將と世良參謀

鹽小路候
御訪問

扱も醍醐少將は、閏四月十六日、尙桑折に滞在したが、世良參謀より、總督の白河轉陣を促さんことを請ふたから、書を岩沼に馳せて、之を通達した。而して十七日には、醍醐少將は、半田銀山を視察した。此れは附近の代官黒田節平の請招に由りたるもの。同日九條總督の内命もて、其の家人鹽小路光孚來り見えた。此れは既記の通り、仙米兩藩主よりの嘆願事件に付、總督の意を致し、更らに少將の意見を諮ふ爲めであつた。(參照七四、七五)

醍醐手記に曰く、

醍醐鹽小路に説く

予對て曰く、總督の命奉ぜざるにあらず、抑初め京師を發するとき、大總督公(有栖川熾仁親王)誠に曰く、容保の如きは、死を以て謝し、然らざれば容るゝ所なしと、是總督公(九條總督)も知る所なり。若し夫れ果して眞の恭順、謝罪に於ては、諸口の兵を退け、開城して自ら來て軍門に謝すべし。又前日諸口攻撃す

れば、彼れ之に抗す。且道路の説を聞くに、彼れ既に越後に出兵劫掠猖獗す。二氏の知らざるに非らず。而して頃日故なく諸口の兵を退け、又督府に告げず密に窮賊の小輩を軍門に入るゝは何ぞや。是れ二氏(仙米兩藩主)大藩の勢を馮んで、二國(仙臺、米澤)列藩を鼓舞し、列藩又大藩の勢に恐れて、只々應ず。是を以て向背の説を主張す。尙世良參謀に議して後答へん。又曰く國態將に一變せんとす。伏て請ふ、督公(九條)速に白河に進軍あるべし。鹽小路只々去る。

世良參謀會見

斯くて醍醐少將は、十八日桑折を去り福島に入る。福島城主板倉甲斐守出で迎へ、書院に招じて、待遇懇篤を極む。十九日福島を出て南行し、八丁目(福島より三里の地名、二本松藩領)に至り憩ひ、世良參謀、白河より北行し來るに會した。此に於て兩人會談時を移し、醍醐は世良の福島行を危険なりとして止めたが聽かず。遂に兩人にて、總督府に送る書を作つた。

醍醐總督府宛狀

益御安康珍重存候。然ば過日仙米を以、會歎願之事件、不容易に付、京師へ伺に可致存候間、此一紙早々御渡置希入候。且各藩共に歎願本紙は、此一紙を添御

返草々可申出御沙汰希入候。何分一同歎願之文も、失禮之書方に候間、各藩主人名を入、重役を以、總督府へ歎願可申出様希入候。總督公は早々御進軍願入候。何れ京師へは世良罷出御處置伺、早々可歸候。尙世良拜謁之上、萬々可申上と存候。安右衛門を其方爲、使差向候、仍て早々如此也。

後四月十九日

忠

敬

總督府人々中

安右衛門とあるは、醍醐少將附屬の仙藩人齋藤安右衛門のことだ。世良の書は、左の如し。

世良總督府宛狀

引續御盡力奉察候。然ば會津の容保降伏、謝罪歎願書、仙米歎願書、諸侯大夫連判歎願書、醍醐殿より差廻しに相成、篤と熟考致見候處、一旦御總督御取上げ相成候上は、何と歎御所置不被仰出ては、不相濟譯に候得共、御裁許之事は、當地何共御所置不相付事に存候間、早々歎願書京師へ差登し、太政官代おいて

七六 醍醐少將と世良參謀

三一

世良上京の計

御判斷を受申之外致方無之に付、早々兩中將之願書會藩より之願書武通、齋藤安右衛門へ以後は（被渡之の誤字ならん）御送り可被下、奥羽諸侯家來より之歎願書は別紙付紙にして、一應御返し、早々總督府へ差出候様可相達旨、兩中將へ被仰付度候。扱又明廿日桑折迄も御進軍被爲在候儀に候はゞ、彼地へ罷出、拜謁之上、萬端申上度候得共、未だ白石より先きに御滯陣被爲在候事ならば、小子は是より引返し上京、萬端太政官代へ申入、御所置を受、直々罷歸り度候。左様御承知被下、宜敷御取計頼入候。尙巨細は醍醐様より御申越可相成候。右用計り早々不具。

後四月十九日晝九つ時

世良

鹽小路様

鹽小路に會申入

二陳、兩中將、會との武通、甚急ぎ候間、宜敷御頼候。諸家來より之願書も早々差出候様御達可被成候。何卒別に京師へ御用有之候はゞ、被仰越次第相達可申、

甚御苦勞に存候得共、先生御出懸被下候はゞ、巨細相分り可申と存候。僕は福島にて御待申候。明晩桑折へ御進みならば、夫迄罷出度存候。以上。
此の如く世良は、奥羽形勢の一變せるに氣付き、到底此の儘にては、手の著け様なきを認め、自から西歸して、其計を作さんと企てたのであつた。然も神ならぬ彼は、同日一日が、彼の運命とは少しも知らなかつた。

【七七】 九條總督と澤副總督

醍醐世良を危む

既記の如く（參照七六）醍醐少將は、十九日福島を發し、途中にて世良參謀と出會し、互ひに相謀るところあり、而して袂を分ち、西東に相去つた。醍醐手記に曰く、閏四月十九日、福島を發し、八丁目（原註、福島より三里）に憩す。世良參謀白河より來り會して曰く、近日の情態を察せよ。必ず一變すべし。假令二州列藩變ぜ

ずと雖も、馮に足らず。因て以謂く今計を爲す、自ら江戸に往き、援軍を大總督府に請ひ、白河に會し、大舉するより他なし。是以て之を總督に告て、而して江戸に抵る。予曰く然り、且督府に往くを止む。忠敬宜しく督府に之を告ぐ。○○あるべし。事既に迫る、速に江戸に往を欲す。予竊に世良の危き所を慮り、數々之を止むと雖も、遂に聽かず。督府に往んとす。嗚呼命なるかな。

世良西還の計

世良の書簡參照七六では、京師まで歸り、太政官代に上申して、其の命令を請はんとすとあるが、醍醐の所記は江戸總督府とある。然も何れにしても世良は江戸を經由する順路なれば、江戸にて用が辨ずれば、それにて止まる可く、然らざれば京都までも赴く可きは、當然のことだ。但だ何れにしても其の目的は醍醐所記の通り、援軍を請ふにあつたことは、疑を容れない。何となれば朝廷に於ても、會津追討は、廟議既に一決してゐたから、今更ら其議を翻へす可き筈もなく、此の一點に就て、改めて朝廷の命を待つ必要も無かつたであらう。世良としては一切豫定が狂ひ、百事顛倒進退に究したから、此の局面を一轉するには、官軍

の偉大なる兵力に待つ他のなしと認め、此事を實現せしむ可く西還を企てたのであらう。

九條澤に
諸問

尙ほ九條總督は、澤副總督にも醍醐少將に於けると同様、急使を新庄に派して仙、米兩藩主進謁の事情を具して、其の意見を徴したが、澤副總督の答書は、左の通りであつた。

澤答書

仙臺、米澤等出頭にて、會賊謝罪、歎願書三通、御指越し、且演説之儀共、御細書の趣、拜承仕候。愚存之程、左に奉申上候。

一 抑容保奉、對天朝奉、恐入候儀に候得ども、最早官軍境外へ押付候節、開城降伏仕、暴臣の罪においては、首級差出候は、彌恭順の筋も相立可申、御聞届可被爲、在哉に奉存候處、境外に砲臺を築き、官軍を引受防戦、剩越後路邊、所々へ徘徊兵を募り候央、表面に降伏、歎願を申立候儀、彌以暫時の難を避候爲と被察候、只今の形勢を以て、歎願御採用ひ、鎮撫行届候様無覺、東於大總督府、如何被爲思召候哉に奉存候事。

名分不辨
の申立

一 是迄征討の實效無之、仙府御著陣の節より、及數ヶ度急速討入、遂成功候様御達も有之候儀、御承知之通に御座候處、種々遁辭申立、時日押移り、終に農耕の時に及び候儀、畢竟仙米等の罪と存申候、前後は不辨、今更農時等の苦情申立、加之奥羽の諸藩重役衆議等を企、全く大義、名分も不辨、重役等の以連判申立の廉々、如何被思召候哉と奉存候事。

農民對策

一 御沙汰之通、萬民の苦實に可憐次第は、幾重にも汲量仕、追々奉申上候通り、於當方は引續きの戦争、人馬の費、日夜苦慮仕候事に御座候。去ながら不得止の時機に至り、即今憐情を以、兵事擱候時は、何の時か鎮撫の職掌を盡し、平定の功相遂げ可申哉、實に二つながら全くは參り兼候、依ては差向き、奥羽の農民、當年中半減收納被仰付候様、第一急に被仰出度と奉存候事。

一 前件容保歎願筋の儀は、此上國中一統謹慎、恭順の上、國境砲臺、關門相毀ち、開城の上、總督府御入城迄行届、其上暴臣首級差出、且武器御取揚まで行届候は、其上寛大之御沙汰御伺御相當に奉存候事。

但慶喜の御處置振に依り可然と奉存候事。

澤強硬意
見

澤副總督の意見は、九條總督の意見に比すれば、頗る強硬にして、彼は會津降伏を絶對的に排斥せざる迄も、其の條件は頗る緊嚴なる、上記の如くであつた。

【七八】 大山及世良

一切評議
の要

澤副總督の九條總督への答申書は以下につゞく。

一 仙米等如何程因循姑息の説を申立候とも、名分條理不相立儀は、決して御動意不被爲在様に奉存候、何分も其御地に於て參謀へ御示談被爲在、御評決被爲在度奉存候事。

此れは九條總督の獨斷に任せず、世良修藏等と相談の上、評決ありたく、筋道の立たざる意見には、如何に仙臺、米澤兩藩主が勸説しても、決してそれに動かさ

れぬ様にとのことだ。

右五ヶ條乍不東、愚意の程奉申上候(參照七七)。宜敷御推覽奉仰希候也。猶々當方之儀、引續き接戰に及び、別て人少の守衛、不一と方骨折に御座候、乍不及盡力仕候事に御座候。御安慮被遊可被下候(參照四一―四九)。

如何にも庄内方面は、手薄にて苦戰、討伐軍が却て防禦軍となり、防禦軍が積極的に進出して、却て攻撃軍となりつゝある形勢だ。

應援兵請

借毎度應援出兵之儀、以急使及御掛合候得共、今以、一藩も到着無之、命令不被行委にも、乍恐奉存候。當方には、少し津輕人數止宿のみ、實に手薄き次第に御座候。就ては仙府(仙臺)へ應援の兵到着も候はゞ、都て此方へ御差向の様、世良へ御相談被成下度、尤愚考の程も、同人へ御見せ奉希候也。

澤の侍む者

澤副總督も、其の侍みとするは九條總督でなく、世良參謀であつた。尙ほ澤家の征討記録には、左の如く記録せられてゐる。

澤私記

後四月十四日、是より先き仙臺人桑折、福島邊へ出張、醍醐殿福島御著陣之上

仙臺、筑州、二本松藩、會津國境擊入之御沙汰相成、四月十九日、橫向關門前にて繼に戰爭に及び、其後總督府、仙臺藩へ度々進擊之事を御督責被爲在候得共、重角因循にして、命を不奉、其内會津老臣某、仙臺、米澤之軍門に至り、詐て謝罪降伏之事を乞、米、仙策を合せ、連署し、只管戰を止め、赦罪之事歎願に及ぶ。書辭理不盡、頻に九條殿に迫る。依之總督府、仙臺、大森治右衛門を以、主公(澤島)へ御處置振被尋合、依て主公答に、朝敵、天地に不容罪狀五ヶ條を以てす。

五ヶ條とあるは、既記(參照七六―七八)の通りだ。文意明瞭を缺くも、閏四月十四日九條總督よりの來書ありと察せらる。それが十七日に副總督に到着し、其の答申書は二十日に發送した(防長回天史)。然も其の到達の際は、世良遭難の後に、今更ら如何とも手の著け様は無かつた。

大山世良宛

尙又た大山格之助より世良への書簡には、左の意味が開陳せられてゐる。

爾來御壯健被成、御出陣、引續御配慮の程、奉恐察候。陳ば總督様にも彌其御地へ御轉陣被爲在候筈と奉察上候。扱は過日仙臺、米澤兩人岩沼へ參陣、別紙歎

願書持參種々姦計を以、總督府へ奉迫、或は宇都宮之賊徒、又々守返し相蔓り、或は各藩向背抔と申立候段は、最早御承知も被爲、在候半と奉存候。(參照六九一七一)

此にて大山も九條總督よりの通達により、白石、岩沼に於ける一切の消息は、承知してゐたことが判知る。

仙澤人の
甚姦

實に不容易一大事之御場合に、萬一一言御採用之御沙汰相發候は、二度取返も難出來、跡更手足に汗を握候次第に御座候、夫に付澤殿へ別紙の御紙面を以、御相談に相成、一昨日仙澤指遣、右仙澤之者、甚姦物と被伺。

此れは九條總督より差遣したる仙臺藩士大森治右衛門其者を斥すのであら

5. 桂氏等(長藩隊長桂太郎)へも参り、色々最様等相伺候、又は澤殿より御返答之事迄相尋候に付、御存慮之事は、全く不存旨相答置候。

此れにて大森は九條の使者に兼ねて、仙臺藩の探偵の役をも勤めたものらし

く察せらる。

仙米澤主
留置案

過日被仰越候通、彌兩藩(仙、米)此儘に指置候ては、若策不成時は、違勅は勿論、會津、莊内へ相結び、反逆する時は、大變之次第に御座候、就ては兩君將(兩藩主)は、早々京都、大阪之間へ御呼寄被成置、兩三年之内は、奥羽鎮撫土臺相据候迄は、被指留候様に無之候ては、實に皇國一變、現在相見得候間、猶御熟考被下、何分にも早々兩卿へ御懸合被下候様奉存候、尤諸藩重役も、今に白石に指留相成候由、是非迫り付候十分見留有之哉、段々秘策を盡し候筋に御座候、若京師迄御召之處、急速運兼候は、指懸關東迄大總督宮(有栖川煇仁親王)へ御召相成、會嘆願之義、御糺と申事にて、可然奉存候、早く相除き候方、專要と奉存候、(中略)

一 前件之次第、何卒速に御評決被下、關東へ御懸合奉希候也、云々

萬事休矣 此の如く大山は、仙臺、米澤兩藩主を上方へ、然らざれば、せめて江戸迄も招致し、彼等をして陰謀を逞しくする能はざらしめんと、九條、醍醐兩卿へ相謀る可き

旨を世良參謀へ注意して遣つたのだ。然も萬事休す。世良は仙臺人の手に罹りて、最早此世の人ではなかつた。之を要するに大體に於て、世良、大山、澤、醍醐は硬派であつた。九條總督は兩藩主及び但木等に説諭せられ、聊か軟派に幾かつた。然も總督は獨斷するを敢てしなかつた。

第十五章 世良參謀殺害

【七九】 表面敵、裡面友

仙臺會津
關係

話頭一轉、仙臺と會津とは、表面は敵であつたが、裡面は味方であつた。表向きには双方筒口を向け合ひ、相ひ對峙してゐたが、裏へ廻れば、握手してゐた。されば奥羽鎮撫總督の消息も、仙臺を経て、會津へは手に取るが如く通じ來つた。仙、米兩藩主が、會津の降服、嘆願の意見を、九條總督に向て面談、強請したる始末は、既記の通りである（參照六九）。然も仙臺及び米澤では、九條總督が、其の意見を聽容するにせよ、せざるにせよ、彼等には彼等の成見ありて、それを随意に實行する腹も極めてゐた。別言すれば、彼等の眼中には、九條總督も無ければ、奥羽鎮撫總督府も無かつた。彼等は固より自主的に、奥羽二州の連合の力もて、其の目的を達成せんことを期した。されば彼等の行動は、對會津で無くして、寧ろ會津をも

會津を仲
問として
の對薩長

其の仲間の一人としての對薩長であつた。此れは東北人の立場として、決して意外でもなければ不思議でも無かつた。假りに東北人が錦旗を翳して西南に攻め寄せたるに際しても、西南人も亦た同様の態度を取つたであらう。

千坂梶原等の會合

扱も會津藩の重臣梶原平馬等は、湯の原（白石より米澤並に上ノ山に至る街道。仙、米の境に近し）に在りて、仙、米兩藩主の九條總督と會見の消息を待ちあつた。閏四月十五日仙臺藩士横田官平來りて、其の事情を語る。會々米澤藩主は、岩沼より米澤へ歸藩の途次、其の隨行の老臣千坂太郎左衛門は、梶原平馬等の在るを聞き、米、仙同盟、奥羽諸藩の重臣等の聯盟、而して奥羽一般意氣軒昂の狀を詳かに語り了りて、千坂は梶原等と盃を傾け、薩長の奸賊を除かんと揚言し、一坐快哉を叫んだ。而して同日仙臺藩重臣坂英力は、私かに左の一書を梶原平馬に致して、官軍の進んで白河城に入らんとするの警報を告げた。

會津白河
口搦兵動
告

向暑之節に御座候得共、彌御清穆の御事と奉存候。然者御依頼の周旋方、一旦總督府にて御受取相成居候へども、御聞濟の模様は、更に見詰相立不申、甚困

官軍行動
防止一策

却之至り、此上は過日拜話致し置候通の御所置相成候外御座ある間敷、何分御盡力可被成候。將た江戸より千五百人の兵卒、早速罷越候様、白川口より世良修藏差配りを以て、早打相起候事に相聞へ申候間、可相成は右口より不迫内、御拂被成候は、可然と存候條、尙御勘考、夫々御手配の程、專要に奉存候。總督府御都合振は、委細米澤藩より可申達、歟に候間、草略仕候。謹言。

此の如く世良等が白河口より會津へ兵を打入ることとなるから、その以前に會津にては此の方面より撤兵するを上策とする旨を、告知したのだ。而して仙臺藩では、官軍の此の行動を防止する方便として、故らに福島附近の百姓一揆を煽動したりとの説は、既記の通りだ（參照七三）。會津戊辰史にも、一説として、左の如く掲げてゐる。

瀬上姉齒一揆煽動

一説に曰く、時に我が兵白河城に入るの方略已に成る。而して總督府之を知らず、仙臺の參政泉田志摩、石母田備後、眞田喜平太等福島に在りしが、窃に瀬上主膳、軍監姉齒武之進を招き、相叢して曰く、本月二十日、會津の兵、白河城に

入るの策略あるに、今醍醐少將をして同城に入らしめ、萬一衝突するあらば、事態更に困難を來さん。然れども事實を告ぐべからず、寧ろ非常の手段を以て之を止むるに若かず。今や方に農桑の盛時にして、伊達、信夫二郡の人民、軍役に苦み、進軍の猶豫を哀訴するに至る。此の機に乗じ、人民を煽動して、紛擾せしむるに若かずと。是に於て主膳は近村の壯丁を集合せん爲めに馳せて岡村(伊達郡東湯野村大字岡を云ふならん)に至り、武之進は荒井村(信夫郡荒井村字荒井を云ふなる可し)近傍を奔走して、五百餘人を集め、之を福島須川(福島の西より流れ來り福島にて阿武隈川に合流する小河なり)の川原に留め、武之進は主膳と共に、仙臺藩軍事局に出で、志摩、喜平太に其の狀を告げれば、志摩等出で、哀訴の趣旨を聴き、更に武之進をして、諭して之を退けしめ、之を總督府及び醍醐少將に報告す。少將は驚愕して果して其の行を止む。志摩等竊に其の術策の成れるを喜びしと云ふ。

仙會氣脈相通

事實果して此の通りであつた乎、否乎は兎も角も、表面の敵たる仙臺と會津と

が如何に其の内輪の聲息氣脈相通じたるかは、如上の所記によりて、之を察するに難くあるまい。

【八〇】 世良修藏殺害の相談

世良呪詛

奥羽諸藩、就中會津、仙臺等に於ては、所謂る目の上の痰癥は、世良參謀であつた畢竟世良なる一個の存在が、奥羽二州に取りては、大なる呪詛であつた。されば第一の計は、先づ彼を斃すことであつた。

仙臺士世良の命を奉ぜず

抑も世良參謀を殺すの發意は、何れより發生したる乎。仙臺戊辰史は曰く、總督府參謀世良修藏は、本宮にありて、頻りに白河城守衛軍に對し、會津への討入を命じ、閏四月九日本宮より白河城に入りて本丸に營し、會津國境聖(勢)至堂口より迅速討入るべき旨の命令を傳へ、督責頗る急なり。十六日伊達彈

正の參謀高城左衛門を召し告げて曰く、來る十八九日頃、薩士、大垣の兵、當城へ繰込むべき旨の報ある故、仙臺軍は、白河城三の丸を去り、聖(夢)至堂口根田へ移らるべしと、依て仙臺兵は前日根田へ引移りぬ、然るに曩に聖(夢)至堂口討入を命ぜられし仙臺の大隊長佐藤宮内は、監察林嘉勝より、討入見合せの命を受けたるを以て、獨斷を以て世良の督責に應ずる能はずとて、閏四月八日、白河を去り、白石本營へ歸れり。

佐藤宮内は、仙臺藩の白河方面に於ける先發隊長にして、彼が引上げて白石本營へ歸つたのは、仙臺藩の命令によるものだ、之を見ても當時仙臺藩の眼中には、既に獨自一己の自由行動ありて、官軍參謀の節度を奉ず可き必要を認めなかつたことが判知る。

仙臺先鋒
隊長會士
會見

之より先き宮内の白河に在るや、一日地理探候の爲め、岡崎兵右衛門、赤井大治等を従へ、聖(夢)至堂口長沼へ出張し、茶店に休憩せしが、何れの藩士にや、兩三人奥座敷に居るを見て、亭主に向ひ、彼等は何れの藩士なるかと問ひしに、

水戸藩なりと答ふ、然らば出會致したしとて、其意を通ぜしに、彼等は其の實何れも會津藩士なりき。

好個の案内者を得た。

世良殺害
の戦

宮内曰く、願はくは當口の隊長に面會したしと、會藩士等宮内を聖(夢)至堂關門へ伴ひ行き、隊長木村熊之進に面會せしむ、宮内曰く、兵端を開かざるは、好生至仁の朝意に於て、當然なり、速かに謝罪に盡力せられよと、熊之進曰く、薩長二藩朝命を矯めて、頻りに兵禍を結ばんとす、慘毒之より大なるはなし、所詮かの世良なるものを討取らば、斯程までに、奥羽の騷擾は見まじきものと、互ひに默契する所ありて別れしが、兩三日を経て、宮内は更に兵右衛門、大治等を聖(夢)至堂方面飯豊まで遣はし、熊之進に謂はしめて曰く、十九日には進撃すべし、但し薩長の奴輩の爲めに、互ひに無辜を殺すの慘を避くべしと、熊之進拜謝して盃一ケを取出し、之を兵右衛門等に附して曰く、之を以て手に面せる證左とされよと、兵右衛門等歸りて之を宮内に報ぜしかば、宮内は

直ちに出發して白石に歸りしなりと云ふ。

此によれば、世良殺害の相談は、白河方面勢至堂口に於ける、會津藩の隊長木村熊之進と、仙臺藩の隊長佐藤宮内とによりて、發起せられたるものゝ如くに察せらるゝ。

木村佐藤
會談

尙ほ、會津戊辰史は、前文と同様の記事を掲げ、木村、佐藤兩人の會話を敘して曰く、

宮内曰く、朝命に依り兵端を開かざるを得ざるは、實に痛心に堪へず、公等宜しく力を謝罪の事に盡すべし。熊之進曰く、薩長二藩朝威を挟みて、兵を我に加へんとす、而して貴藩と弊藩と特に宿交あり、貴藩の深慮を希ふと。宮内曰く、未だ得る所あらずと、辭して將さに去らんとす。熊之進起ちて宮内を止めて曰く、停戦の策は、世良修藏を斬るを得ば乃ち可なりと、兩人相見て頷き再會を約して別る。

發言者と
贊成者

如上によりて見れば、世良殺害の相談を持出したるは、會津隊長木村熊之進に

て、それに賛成したるは、仙臺隊長佐藤宮内であつた。然も發議は何れにもせよ其の殺害の計企は、此の會見に始つたと云はねばならぬ。

【八一】 世良修藏殺害計企の進行 (一)

佐藤但木
に相談

既記の如く(參照八〇)佐藤宮内は、白河より白石に還つた。而して彼は先づ總督府附仙臺參謀大越文五郎と、世良殺害一件を相談した。大越も亦た之を賛成したが、但だ斯る大事は、私かに爲す可きものではない、宜しく執政に告げ、其の命令を受けて實行す可しとて、相共に但木土佐に面して、其旨を陳述した。

性善決心

土佐曰く、卿等之を計れと、是に於て、宮内亦大に決する所あり、翌日但木の宿所に至りて曰く、國家の爲に奸賊を誅す、事の成否に拘はらず、責は拙者にあり、決して累を藩に及ぼさず、故に今生の名殘として、君公に拜謁したしと、土

佐亦涙を揮ふて、之を諾し、共に本陣に至りしに、折しも公（仙臺藩主伊達慶邦）は、白石城中の馬場に於て、兵隊の訓練を閲する最中なりしを以て、拜謁を遂げず、餘所ながら黙禮して去り、文五郎とは福島にて會することを約し、急行出張せり（仙臺戊辰史）。

藩主の耳に入る

瀬上等の殺害手段評

此の如く仙臺藩執政但木士佐も、最初から此議には與かりゐた、而して但木既に之に與れば、やがては藩主の耳にも達したであらうことは、想像に難くない。又瀬上主膳の隊は、軍監姉齒武之進を白石に遣はし、會津降伏の成行如何を問しめしに、但木士佐曰く、九條卿は降を容るゝの思召なれど、世良修藏頑として之を拒み、禍亂を醸成せんとすと、次で主膳の隊に監察たる小島勇記を白石本陣に招き、命じて曰く、奥羽諸藩軍議の上、九條總督の御内、戸田主水へ、周旋のもの三四人を添へ、會津へ遣はし、會津をして來る廿日の夜、聖（參）至堂口より白河を襲はしめんとす。然る時は白河に在る我兵（仙臺兵）は、世良を始め、薩長の軍を悉く打拂ふべし、而して周旋方並に兵隊の中より十人扈從組

討會解兵布達

及び小人組、町兵、小竹今助等を白河迄の途中に配置し、一人も残さず討取るを得んと、其の他各隊に對しても、此意を含めて、斬奸の策を決したり。此の如く白石本營は、今や殆んど世良殺害の計企本部の姿を呈するに至つた。閏四月十五日、討會の爲めに繰込み置きたる兵を解くべき旨、諸道口々へ白石本營より布達し、參政石母田但馬を、岩沼（九條總督在所）へ差遣し、降伏、嘆願書の指令、總督府轉陣（白石）問題の成行を確かめしめたるが、上書は大總督府（在江戸有柄川熾仁親王）の下知を待つこと、轉陣は延引せることの確答を得たり。

此れは事實であらう、九條總督は未だ仙、米兩藩主の面謁嘆願に就ての決答を爲す迄には、内輪の相談が纏まつてゐなかつたのだ。

世良に嘆願書受取を勧む

然るに翌十七日に至り、坂本大炊、遠藤久三郎（後）と號すより、坂、但木への建言に曰く、會津の降伏を容れざるは、世良の拒むが爲なりとは、列藩の所見なり、之が爲に若し暴舉に出づるものあるに於ては、更に又時局を困難なら

しむるの虞あり。依ては世良に對し、夫の願書を受理して、列藩をして解兵せしめ、奥羽鎮撫の實を擧ぐるやう、篤と説諭を加へては如何と。坂、但木曰く、果して世良をして逆焰を收めて、平和に賛成せしむるを得ば、此の上の慶事やある。卿等にして其の成算あらば之を計れと。兩人直ちに白石を發し、急行白河に至り、惇々として利害を説き、嘆願書を受理するの至當なるを論ず。世良冷々然として曰く、嘆願書も、解兵も承知せり。醍醐少將へ計りて、別に沙汰する所あるべし。歸りて待たれよと。胸中別に劃作あるものゝ如くなりしと。兩人亦鬼胎を懷きて去れり。

世良招解の因

元來世良も形勢の一變したるには氣附いてゐる。到底當時滞在の孤弱なる官軍にては、之を支持する能はざるを知つてゐた。されば彼は歸西して、江戸若しくは京都に赴き、其の計畫を作さんとした。その次第は既記の通りだ(七五―七八)。されば彼は今急に奥羽の大勢に逆行して、之に高壓的命令を下だすも、到底其の實行の不可能なるを熟知してゐた筈だ。されば彼は坂本、遠藤に對しても、

そのつもりで返答したのであらう。但だ彼は九條總督とは撰を殊にし、兎も角も會津をひと先づやりつける決心を持つてゐたには相違ない。彼が駒を招いたのは、此處に基くものだ。

【八二】 世良修藏殺害計企の進行(二)

計勤王派に洩る

仙臺戊辰史は、前文(参照八二)につゞきて、更らに記して曰く、此の行坂本大炊は、白河に於て佐藤宮内と大越文五郎とに面し告て曰く、世良を誅することは、一先づ控へよ。是れ眞田參政の命なりと。宮内愕然たり。以爲く機密已に洩る。復た爲すべからずと。蓋し大炊は當時の勤王派にして、文五郎の派と相容れざる者なりければなり。文五郎遂に白石に歸る。

勤王派沮止力無し

世良殺害の一件は、仙臺藩に於ては、殆んど公認の計企だ。それが勤王派に洩れ

ない理由がない。但だ當時極めて微力なる仙臺藩の勤王派が、到底之を沮止す可きほどの効は無かつた。

又會津へ出張せし戸田主水、松崎宗七郎等は、白河襲撃のことを協議中、坂本大炊等、世良へ説諭の爲め、出張せりとの報に接し、説諭の結果分明する迄は、襲撃を見合せられよと傳へしが、會津兵は機會を失するを恐れ、運動と號して白河へ出働すること頻りなるが爲め、宗七郎は更に本營へ協議するの必要あるを認め、主水を残して白河へ歸り、執政等に面して打合せをなせり。

世良殺害
先決

戸田は九條家の家人にして、世良等とは意見を殊にし、寧ろ會津を綏撫するを得策として、議協はず、獨自の行動を做しつゝあるものだ。惟ふに世良も形勢の一變したるには氣付き、之を激昂せしむるの不得策なるを察し、姑らく之を自然に放任し、自から歸西して、江戸、大總督府及び京都太政官代と直接の相談を爲し、我に十分の兵力を具へて、而して後徐ろに計を爲さんと覺悟したものであらう。されど仙臺藩では、世良を活かし置いては、百事休すとなし、兎も角も速

かに之を殺害するを先決問題としたものと察せらるゝ。されば仙臺戊辰史にも、

仙臺脱藩
者多数

世良を斬て、時艱を救んと、慷慨悲憤する壯士は、此頃より愈々多きを加へ、脱藩して白河邊へ赴くもの少なからず。同十七日總督府への届に曰く、

中將家來去る十六日頃より、段々脱走仕候者十七八人有之、早速尋方申付候へ共、未だ行衛相知不申候處、此節に乗じ、輕舉暴動仕候哉も難計、且名元等之義は相分次第追而取調可申上候へ共、不取敢、此段御届申上候。以上。
閏四月十七日

仙臺中將内 但 木 土 佐

調停無效

此によれば坂本大炊、遠藤久三郎が、世良と仙臺藩との間に於て、周旋調停する所あつたにせよ、既に機を失したるものであつた。尙ほ仙臺戊辰史の欄外には

殺害既定

會津の一柳四郎左衛門より、瀬上主膳に對し、嘆願書の結果如何と問合せ來り、主膳は軍監大槻定之進を、白石本營に遣はして、如何に答ふべきかの指揮

を仰ぎしに、嘆願書は受納せられず、但し干戈を戦むることは、列藩の決議となれるが故、此上は奸臣世良の處置を残すのみとの返答を、但木土佐より與へたり。

とあれば、世良殺害は、仙臺藩に於ける既定の計企であつたことが察せらるゝ、斯る極所に陥りては、今更ら世良が如何に態度を變じたればとて、既に晚矣と云はねばならぬ、防長回天史に曰く、

防長回天史の御影

案ずるに坂英力、但木土佐等は、歎願は世良の強硬説に因りて、却下せらるゝに至るの虞あり、之を豫防するには、先づ世良を除くに若かずと考へ、此月(閏四月)十五日、菱沼忠太郎其他を江戸遊歴等の名義を以て、白河途中に遣り、世良等の暗殺を謀らしめ、而して此届は其後に出せしものなり、仙臺戊辰史に、其日附を十七日とし、而して十七日に届出たりとせるも、十七日のものに、去る十六日頃より」とあるは怪しむべし、仙臺藩記には、「暗殺之事件、坂英力、但木土佐申含、白石城より指立候上に御届仕候事ならんと存候事」とありて、明白

を缺く。

とあるが、何れにもせよ世良殺害の一件は、晚くとも閏四月中旬には、盛んに其の實行の方法、手段に力を效しつゝあつたことは、萬疑ふ可き餘地がない、要するに此れが仙臺藩としては、必須の要件と認めたとに相違ない。

【八三】 世良愈よ死地に入る(一)

醍醐少將の憂慮

醍醐少將は世良の福島行を危み、之を止めたと云ふが、世良は之を聞かずして福島に赴いた次第は、既記の通りだ(參照七六)。而して今や世良は知るや知らずや、愈よ自から死地に入った、其の顛末は、仙臺戊辰史に、之を詳記してゐる。

世良福島に入る

世良は醍醐少將と八丁目(地名、福島を距る約三里)に別れ、十九日末の半刻(午後三時)福島に著し、金澤屋といふ妓樓に入り、福島藩の用人鈴木六太郎を密か

に呼出し、羽州出張薩州參謀大山格之助へ宛たる書翰一通を渡して曰く、之を大至急飛脚にて届けしめよ。但し極大切の書翰故、飛脚は兩人とし、其の人物を選擇し、明日拂曉出發せしむべし。且つ此事は仙臺人へ漏さぬやう極秘密にせよと。六太郎は命を受けて退きたり。

此の書簡がやがて、彼の運命の宣告案となつた。

之より先き世良の福島に來るべき模様あるを聞き、土湯口荒井の陣にありし瀬上主膳は、姊齒武之進、岩崎秀三郎を伴ひて、十八日正午福島に入り、長樂寺なる軍事局にありしが、翌十九日世良果て來りしかば、好機逸すべからず、奥羽生民の爲に、之を誅すべしとの議を決し、之を大越文五郎に告ぐ。文五郎曰く、誅することは異議なし。但し彼れ會津の降を容れんとするの意あり。故に一應白石の本營に報告し、指揮を待て、之を討つも、遅しとせざるべし。主膳曰く、見當り次第討つべしとの申し合せあり。命を請ふの必要を見ず。文五郎曰く、或ひは討つに及ばざる事情を生じたるかも知れず。兎も角も予は之よ

大越一應
殺害差止

り直ちに出發して白石に至り、命を請はん。予の歸る迄は事を發すれ勿れと。主膳亦之を諾す。

大越世良
關係

抑も大越文五郎は、京都より大山等と共に、九條總督に隨伴して、仙臺の兵を率ゐて還りたるもの。世良に對しても、多少の縁故無きでは無かつた。彼が世良殺害に急ならざりしは、亦た多少の理由無きではない。然も世良の運命、今や迫つた。

世良大山
宛狀開披

斯くて文五郎は櫻田敬助と共に、早駕を以て、福島を出發せり。文五郎出發後、福島藩鈴木六太郎は、世良より仙臺へ秘すべき書翰の差立を託されし旨を、主膳及び姊齒武之進へ申し出でしを以て、仔細あらんと、之を開き見しに、其文詞は左の如し、

大山様要詞

世良

引續御配慮奉察候。其御地追々賊退散に付、日々御進軍想像致し候。扱右賊退去の事に付き、昨夜仙藩坂本大炊と申者、態々白川へ申來候に付き、今般會津

降伏、謝罪に付、庄内へも早々兵を引退、謹慎可然段、内使指立候故、引揚候譯にて、何れも官軍御勢相増候故、逃去候義には無之、彼多勢之賊徒、中々急引取候譯には無之候間、此段報知致置との事に御座候。眞否は不相分候得共、申上置候。

以上は坂本大炊が、世良修藏へ語りたる次第を、轉報したので、庄内藩が國境内に其兵を引揚げたのは、官軍の攻勢を畏れたが爲めでなく、仙臺より會津同様撤兵の旨を申通したるが爲めとの事だ。

仙臺藩主
嘆願

就て十五日御仕出し御書面、今晚本宮へ到着拜誦、大に安心仕候。先達以來、噂相聞候會賊降伏、謝罪嘆願書三通、過る十二日仙臺米兩中將岩沼へ持參、且演舌を以申陳には、容保儀、恭順、謹慎は勿論、向後開城可致心底之所、兎角激徒共内亂を生じ、官軍に對し、如何様之不法仕候も難計、左様にては彌容保罪難通、心痛仕候間、何卒寛大之御處置を以、滅地は勿論、暴臣共之首級可指出、次第にて、謝罪被聞届、朝恩奉感戴候様致度、且兩中將も嘆願申述候。(參照六九)

以上は仙臺、米澤兩藩主より、九條總督へ面謁演舌の序開きだ。

【八四】 世良愈よ死地に入る (二)

昭和十三年二月十一日、本日は正に大日本帝國憲法發布五十年祝日である。皇國歴史の悠久永遠なるを懷ふて、感慨無量である。

仙臺藩主
申出

世良の大山に與へたる書簡は尙ほ、以下につゞく。

右御取上無之、彌討會に相成候ては、兩國之人民及難澁、蜂起之徒追々出來、鎮靜、謝罪、多端に成行、各藩疲弊、終には社稷難保場合にも至り、勤王之赤心屈兼、却て恐入候次第に付、何卒會之願に不拘、各藩之願を以、奥羽兩國之民、安堵爲致候様、思召を以、速に御裁許願度段申出。

兩藩主態
度を惡む

此れは仙臺、米澤兩藩主より親しく九條總督への談判の要旨、

一旦總督にも右三書指返し相成候得共、右段之譯を以、總督を要し、夕七つ時
(午後四時)より、夜九つ時(夜半)迄詰居、先慶喜主上を奉、要輒、決而會之指圖と相
見得、可惡之甚敷なり。

此れは世良の著語である。三書とは會津一つ、仙臺、米澤一つ、各藩一つである。何
れも同一の意向を以て、九條總督に請要したるもの。慶喜云々は、曾て將軍慶喜
が朝廷に於て、強硬に談判し、其の朝裁を得るまでは、決して退朝せずとの強氣
を示したることを云ふ。

窮迫現狀

遂に不得止御取上に相成候由にて、當十五日(閏四月)白川へ到來有之申候、右
之譯にて、總督府兵力とては一人も無之、押て返せば今日より兩藩(仙、米)會に
合候様に相成可申、少々にては兵隊有之候は、押付出來申候へ共、逆も六ヶ
敷、宇都宮も、追々賊所々蜂起して、于今不來、大に込り申候。
如何にも窮迫の現狀だ。

逆撃の急
要計

乍併一旦總督取上に相成候を、亦返す譯にも參り不申候間、此上一應京師へ
相伺、奥羽之情實篤と申入、奥羽皆敵と見て、逆撃之大策に致度候に付、乍不及
小子急に江戸へ罷越、大總督府西郷様へも御示談致候上、登京仕、尙大阪迄も
罷越、大舉奥羽へ皇威之赫然致候様仕度奉存候。

此れが世良の經綸だ。而して、此れが世良の死を致したる所以だ。

此嘆願通にて被相免候時は、奥羽は一二年の内には、朝廷之爲にならぬ様可
相成、何共米、仙の俗、朝廷を輕んずるの心底、片時も難圖奴に御座候。

此に至りて愈よ世良其人が、仙臺人の怨恨を沾ふ可き理由が分明となつた。

前後挾撃
の計

右大舉に相成候時は、拂底の軍艦にても、坂(酒)田沖へ二、三艘廻し、人數も相増、
前後挾撃之手段に致候外致方無之、越後口へも近況可申遣、尤も庄内へは急
に可討入様可被致候、此件も篤と御相談の上、取計可申譯に候へ共、一日長引
時は、一日丈之俗論沸騰、不忍聞候間、千萬失敬之儀、僭越之至に御座候得共、書
中にて申上置き、直に出足、上方へ出懸候間、副總督様(澤爲量)へも宜敷被仰上

可被下候。

此の如く世良は同僚大山格之助と面會協議するに違あらず、此の一書を投じて、直ちに西上する筈であつた。

龜臺取戻し案

別紙嘆願書會と仙、米中、將名前之分は、早々札場へ書出、公然と人に見せ、當分人氣を静め、且又柔折其他へ築立候砲臺も、今日にては却て賊の固めと相成候故、人氣鎮靜の義に關係といふ譯を以て、悉く崩し候様可申付と存候。是亦已むを得ざる一策歟。

仙も内輪に於ては、公然と嘆願不相叶時は、反逆之咄も致居由、勿論弱國二藩は不足、恐候得共、會を合し候時は、少々多勢にて、始末六ヶ敷、成丈二藩は穩便にして可謀。

此の如く世良も餘りに仙臺、米澤を甘く見縊り、その爲めに不慮の禍に罹つたのであらう。

賊徒魁首三人

尤二藩中にも、兩三人づゝ外、賊徒魁は無之、主人(藩主)は好人物ならん、右御示

談旁呈一書候。小生出立の後、何も平坂信八郎へ托し、少々之事は、中村小太郎へも頼置候間、大體之所は、醍醐參謀卿へ申上置候。大抵之事は、指置候様致し度候。早々頓首。

後の四月十九日八時半時(午後三時)

途中を恐れ、福島藩足輕を頼み持參爲致候。申も疎に候得共、御覽の上御投火可被下候。

此の秘書が大山の手に渡らずして、仙臺人士の手に渡りたるからには、世良の運命も愈よ極つた。

【八五】 世良修藏の襲撃

世良殺害の決心

此の如く世良が大山に與へたる秘書は、福島藩用人鈴木六太郎の手より、仙臺

藩の隊長瀬上主膳等の手に渡された。之を見たる彼等は、此上は改めて白石本營の指揮を待つ迄もなく、直ちに世良殺害を實行す可しと決心した。折柄世良は明廿日(閏四月)拂曉六時に出發に付、人夫を差出す可しと命令ありとの報に接し、今は一刻も猶豫す可きでないとして、姉齒武之進を招き、世良修藏及び勝見善太郎捕縛の爲め、それぞれ準備をした。

其の部署

其の人数は、

瀬上主膳軍監姉齒武之進。

櫻田敬助手投機隊田邊寛吉。

櫻田敬助手投機隊赤坂幸太夫。

參政書記松川豊之進。

參政書記末永縫殿之允。

瀬上主膳書記岩崎秀三郎。

監察小島勇記。

軍監大槻定之進。

淺野の召捕當申

それぞれ部署を定め、又た福島藩にも通じて、用人鈴木六太郎、目附遠藤條之助、番頭杉澤覺右衛門、商人(目明)淺野宇一郎にも申合せた。

淺野宇一郎は仙臺領大河原の生れにて、當時福島藩の目明であつたが、直接瀬

姉齒激助

上主膳に申し出て曰く、當地にて召捕のものあれば、某先づ之に當るの例なれば、請ふ其任に當らんと、瀬上之を諾したれば、淺野は子分廿名ばかりを引連れ、世良若し逃亡せば、之を取巻き召捕る手筈を定めた。

今々仙臺辰史の記する所によれば、

然に出發實行と云場合に至り、部下遲疑の色あり、武之進刀を抜き、目を瞞らして曰く、君辱しめらるれば臣死す。此國家危急存亡の機に臨み、遂巡するが如きものは、不忠の徒なり。一刀に切捨てんと、衆始て奮ふ。

如何にも決心の趣きが見える。

世良捕縛

一方世良修藏は、福島藩よりの響應にて、薄暮より酒宴を催ふし、妓を呼びては興を助けしめ、夜半に至り、狎妓を擁して、二階の一室に入り、寢に就く。世良召捕の人々は、丑刻(午前二時)頃、金澤屋に忍び寄り、表口は松川豊之進、末永縫殿之允、裏口は大槻定之進、庭園には淺野宇一郎の子分等を配せり。武之進先づ宇一郎をして金澤屋の主人を呼出さしめ、告て曰く、世良の枕席に侍し居

る娼妓に急用ありと稱して呼下さしめよと主人戰慄しつゝ命の如くす。是に於て仙藩の赤坂幸太夫と福島藩の遠藤條之助とは突進して世良の寢所に踏込みしに世良は娼妓の名を呼びつゝ起直り赤坂等を見るや裸體の儘床の下なるピストルを取出し發射を試むること兩度に及ぶも發射せず赤坂進みて其手を撲きピストルを奪ふ世良起ち上らんとし襖に凭りて倒れしかば赤坂と遠藤とは之を撲ち姉齒武之進進み出で之を捕縛せり。

世良の油斷

憐む可し世良修藏は全く不覺を取つた彼は自から危険の身邊に偪りつゝあるに氣附かざりし乎さりとては餘りに油斷が過ぎてゐた然もピストルを床の下に藏したるだけは聊か用心もしたらんかと思はるゝがそのピストルが發射せずとは扱も運の盡きたるところであらう。

勝見斬殺

又勝見善太郎の室へは田邊覽吉立向ひしが善太郎は忽ち目覺め裸體の儘劍を抜き襖を楯に立向へる故前後より取捲さしに彼れは障子を蹴破りて二階の椽に出で庭苑へ飛び下れり園庭には淺野宇一郎の子分等詰居りし

も手を下すに躊躇する折しも覽吉續いて追かけ小刀を以て切り蒐る善太郎亦短劍を持って之を防ぎしかば覽吉は耳の邊りに負傷するに至りしが善太郎は暫時闘ひし後金澤屋の土藏の戸の開きあるを見て之に駆入るや宇一郎の子分等駆入りて取押へ覽吉は之を斬殺せり斯くて世良の縛に就くや姉齒赤坂大槻等走り行きて主膳に報告す。

此の如くして世良修藏は空しく仙臺人の爲めに捕縛せられた。

【八六】 世良修藏の斬首

會津人の快心

仙臺戊辰史は曰く、

此日(閏四月十九日)會津猪苗代の城代一柳四郎左衛門の使者中根監物辰野勇の兩人仙藩の福島軍事局に来る其の使命は軍事局詰參政泉田志摩に對

し、列藩の解兵に及びしは、全く貴藩の盡力に由る故、謹て謝する旨を陳述するにありしが、志摩不在なる爲め、瀬上主膳の陣へ赴き、右の口上を陳述せり。此時偶世良捕縛のことに決定せしかば、兩人狂喜、窃かに主膳が從僕の陣套を借りて、之を著し、仙兵に混じて事の成行を伺ひしが、世良の就縛を見、喜び極まりて泣く。曰く、彼一人の爲に、奥羽の生民塗炭の苦を受けしに、今や醜賊縛に就く。是れ天彼を刑するなり。願はくは拙者共の手にて斬首の上、首級を國許へ持參致したしと。主膳許さず。中根曰く、然らば世良の頭髪を請ひ得て歸り、以て甘心せんと。主膳之を諾したり。

當然の歡喜

會津人が世良修藏を怨みたるは、彼等の立場としては、左もある可きこと。當時仙臺と會津とは、表面の敵、裡面の友よりも、既に一步を進め、内外共に盟友として、互ひに相ひ近接してゐた。強ひて揣摩すれば、會津人も一口は、世良襲撃に加はりぬたりと云はれぬこともあるまい。固より世良殺害の發案者は、寧ろ會津人であつたことは、既記の通りだ(參照七九、八〇)。されば世良の捕縛に就て、會津

人が歡天喜地したるは、寧ろ當然の事であらう。

殺害の賞

斯くて主膳は、姉齒以下へ當座の賞として、金子及び衣服を與へ、宇一郎等へは酒肴を與へたる後、改めて衆に告げて曰く、修藏奸惡、狂暴、禮儀を辨へず、色を恣にし、酒に耽り、賄賂を貪り、濫りに士君子を怒罵詬辱するのみならず、我が君及び九條總督を罵詈訾し、奥羽列藩の社稷を危ふせんとす。共に天を戴くべからざるなり。殊に其の密書によれば、列藩を誣ひ、挾撃の陰謀を企だつ。奸惡比するものなし。誅戮固より其の所なれど、一應罪科を取糺したる上、若し辯疏の道あらば、吟味を加へざるべからずと。依て小島勇記、姉齒武之進の兩人に、修藏の糺問を命じ、自身は白石へ向け、急行出發せり。

世良自ら網を招く

果して此の如く瀬上主膳が云ひし乎、否乎は知る可からざるも、仙臺人は正しく斯く認め、斯く信じてゐたのであらう。但だ世良自身をして語らしめば、必ず大に辯ずる可きものがあつたであらう。但だ世良の主張と仙臺人の主張とは、本來相ひ容れ難きものがあつたばかりでなく、世良の言動には、頗る東北人

の感情を害し、東北人をして誤解せしめ、強ひて總督府と奥羽列藩との摩擦を來たし、且つ強からしめたるものあつたことは、疑を容れない。是れは世良が自から禍を取りたる一の原因を爲したことは、是非も無き次第だ。

世良斬殺

於是小島等は修藏を主膳の宿所淺野宇一郎宅へ引致せしむ。修藏は顔色土の如く、宇一郎子分等に引立てられて、庭上に蹲まり、戰慄して已まず、曰く、密書露顯の上は、是非に及ばず、不心得の段は深く謝す。希くは廣大の慈悲を以て、一命を救はれんことをと、依て一先づ世良を退けたる折しも、曩きに白石本營の命を請はん爲、急行せる大越文五郎等歸著したるを以て、修藏を糺問し、其の罪狀を書き認め、翌二十日未明、宇一郎宅裏なる壽川の河原に引出し、姉齒武之進は、世良の罪狀を讀み上げて、斬首の刑に處する旨を申し渡し、武之進の家來、菊田松治、刀を執りて世良の背後に廻るや、世良は已に失心の體なりしが、一刀の下に首は落ちたり。世良時に年三十四、尸は之を川に投じ、頭髮の幾分は、中根監物之を切り取りて、會津へ持歸れり。世良の所持品は左の

如し。

世良所持品

- 一 本込ミニール一挺
- 一 ビストル一挺
- 一 刀(清光色)一腰
- 一 短刀一腰
- 一 セコンド(時計)一つ
- 一 藁口一つ(金五六十兩入)
- 一 紺木綿縮單衣一枚
- 一 蒲色風呂敷一枚

外に羽州出張の大山格之助より世良へ宛てたる書類現はる。(參照七八)

以上は仙臺人側の記事にして、固より世良に對しては、決して有利なる記事である可き筈はない。されば其の筆鋒は、尋酌を要す可きは勿論であるが、事實の成行は、先づ此の通りと認む可き歟。

第十六章 世良殺害の眞因

【八七】 世良の死因と嘆願書却下 (一)

世良斬殺の效果

世良修藏を斬りたるは、徒らに東北人の一時的快心の業に止まりて、時局解決の爲めには、何等の効能は無かつた。官軍對東北の對峙は、世良修藏一人の爲めではなかつた。世良存するも此の如く、世良存せざるも此の如くであつた。但だ世良が仙、米兩藩主の嘆願書を却下したるが爲めに、若しくは却下の意見を以て、之を九條總督に強ひ、總督府をして、之を却下せしめたるが爲めに、其の一命を喪ふたりと云ふは、恐らくは事實の真相を得たものではあるまい。但だ從來の世良の言動から云へば、仙臺人が斯く猜定したるは、決して無理からぬことであつた。

原因却下

抑も九條總督の手から、仙、米兩藩の嘆願書を却下したるは、果して幾日であつ

問題に非

た乎。それは十七日であると云ひ、若しくは十九日であると云ひ、若しくは二十日であると云ひ、其の日取りは一定してゐない。されど假りにそれが十七日であつたとしても、世良斬殺の相談は、既に其の以前から開始せられ、著手せられてゐた(参照八〇―八二)。されば却下せざるも、却下しても、世良の一命は、既に仙臺人の手に托せられてゐたのだ。況んや其の日附の十七日たると、十九日たるとは、決して問題とするほどの價値はない。

世良斬殺の計

仙臺では會津と謀し合せて、會津兵をして白河に入らしむる事と、世良修藏を處分することとは、既定の計企であつた。されば當時既に世良殺害は、時間の問題にして、却下の一事が、之を左右す可きでは無かつた。今や九條總督家人、鹽小路手記によれば曰く、

但木岩沼陣營陳述

昨十二日仙、米二中將並仙家老但木土佐等、岩沼陣營へ參陣、演舌には、官軍薩長兵亂暴の次第、全は王命を借り、報私怨之致方故、自然奥羽各藩合從致し、薩長兵隊奥羽兩國一人も差置不申候。奥羽各藩合體、右等之情實、既於當藩激徒

八七 世良の死因と嘆願書却下(一)

三五七

共所々一揆之模様有之、此中より段々取靜居候得共、やゝもすれば、内亂に可及も難計故、總督府にも、是國情御察し被下、非常之御所置、只管相願度旨、色々暴言を以、但木土佐より申述候。

以上は閏四月十二日、仙、米兩藩主に隨行したる仙臺家老但木土佐が、岩沼總督本營に於ての進言の概略だ。(參照六九)

總督府返答

右之次第道孝(九條總督)一存に取計難被致、尙澤、醍醐兩君並大山、世良等へ早打合、報知被致、續而家來鹽小路を以、醍醐家、世良等へ、前件打合に可及旨被申付、同日午後早々岩沼發足、翌曉十四日桑折宿にて、醍醐家に御面會申上、一昨十二日仙、米二中將參陣、演舌之次第、以下巨細申陳候處、何分世良へ申入候上にて可決旨御返答、
左もあるべきこと。

世良の仙米傳呼

夫より同日午後發足、世良出張先へ急ぎ、漸本宮宿にて出逢、早速同人へ前條委細申述、何か相談仕り候處、世良被申候には、此中より仙臺藩を始、各藩之模

世良觀察の富否

様推察候處、何事も従前とは相變り居候、是れ全く會、庄兩藩強兵、亦仙、米始之藩々弱兵より事起り、斯之情體とは察候。

果して此の通りであれば、世良は奥羽形勢一變を以て、會津、庄内の強兵と、仙臺、米澤其他の弱兵の爲めと臆斷してゐる。つまり會、庄の強兵に對しては、仙、米等の弱兵は到底其の敵手たる價值無き爲めに、討入も思はしく無きものとし、其の討入の思はしくなき爲めに、嘆願問題など出で來りたるものと見てゐる様である。然も若しその通りとすれば、世良は奥羽の人心の歸向を觀察するに於て、全く見當違ひをしてゐるのだ。固より兵力から云へば、世良の觀察は全く中らないとは申されまい。然も奥羽形勢の一變は、必らずしも、此れが爲めのみではなかつた。それは會津、庄内の兵力如何よりも、薩長に對する反感が、日を追つて騰揚し來りつゝ、あつた爲めだ。何故に然る乎と云へば、官軍と東北列藩との摩擦の如何によるものと云ふが、恐らくは正鶴に庶き觀察であつたらう。